

第4期 国富町障がい者計画

第7期 国富町障がい福祉計画

第3期 国富町障がい児福祉計画

～ 町民がともに喜びを感じる 福祉のまち国富をめざして ～



令和6年3月

国富町

もくじ

第1部 国富町障がい者計画

第1章 計画のあらまし 1

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の性格	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の期間	3
(3) 計画の位置づけ	4
3 障がいのある人等の現状	
(1) 調査の概要	5
(2) 障がい者実態調査の結果	9
4 施策の基本方針	44
(1) 基本理念	44
5 基本目標	45
6 基本目標の内容	46

第2章 障がい者を取り巻く状況 48

1 障がい者数の推移	48
(1) 障がい者数の状況	48
(2) 身体障がい者	48
(3) 知的障がい者	50
(4) 精神障がい者	50
(5) 障がい児の就学	51

第 3 章 計画の施策展開 52

1 基本目標 1	52
2 施策の展開	53
3 基本目標 2	54

第 4 章 計画の推進に向けて 77

1 計画の推進体制	77
(1) 町民の役割	77
(2) 障がいのある町民及び家族の役割	77
(3) 事業者及び NPO 等、関係団体の役割	77
(4) 行政の役割	77
2 計画の進行管理	78
3 計画の柔軟な運用	78

第2部 国富町障がい福祉計画・国富町障がい児福祉計画

第1章 計画概要

1 自立支援システムの概要	79
2 計画の性格	82
(1) 第7期国富町障がい福祉計画の位置づけ	82
(2) 第3期国富町障がい児福祉計画の位置づけ	82
(3) 他の計画との関係	82
(4) 計画の対象	82
(5) 計画の内容	82
3 計画の期間	84
4 計画の策定方法	85

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	86
（1）障がい者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	86
（2）身体障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・	86
（3）知的障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・	88
（4）精神障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・	88
（5）障がい児の就学・・・・・・・・・・・・・・・・	89
（6）医療的ケア児の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	89

第3章 サービスの実績と見込み

1 令和8年度の移行目標値等について・・・・・・・・	90
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・	90
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・	91
（3）福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・	91
（4）地域生活支援拠点等の整備及び機能強化の充実に向けて・・・・・・・・	92
（5）障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・	93
（6）新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応・・・・・・・・	93
2 各サービスの実績と見込量及びその確保方策・・・・・・・・	94
（1）訪問系サービス・・・・・・・・	94
（2）日中活動系サービス・・・・・・・・	96
（3）居住系サービス・・・・・・・・	98
（4）相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)・・・・・・・・	99
（5）障害児通所支援・障害児相談支援・・・・・・・・	99
3 地域生活支援事業・・・・・・・・	100
（1）見込量と実績値・・・・・・・・	101
（2）見込量・・・・・・・・	102
4 見込量の確保のための方策・・・・・・・・	103

資料編

1 計画策定の背景

本町では、平成13年3月に「国富町障害者計画」を初めて策定し、障がい者に配慮したまちづくりに努めてまいりました。

令和3年度に「第6次国富町総合計画」を策定し、将来像として実現するための施策大綱に「安心して健やかに暮らせる幸せづくり」を柱の1つにおき、障がい者の自立と社会参加の促進、福祉サービスの充実に取り組んでいます。

国では、平成25年4月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称を改め、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされます。

障がい者にとっては、納得した恒久的制度の確立が望まれますが、障がい者が抱える生活課題や支援ニーズも時代とともに多様化・複雑化し、同様に障がい福祉サービスも多様化しています。

平成26年1月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、推進するための包括的かつ総合的な条約である障害者の権利に関する条約を批准しました。

本条約には、平等・無差別と合理的配慮、意思決定過程における当事者の関与、施設・サービス等の利用の容易さ等の項目について、定められています。

本条約の批准に合わせて、様々な法制度の整備等が行われました。

平成28年4月には、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部施行により、雇用の分野における障がい者（児）に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しが行われました。

同じく、平成28年4月に、障がい者（児）に対する国・地方公共団体及び民間事業者の不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務が定められた、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が定められました。

平成30年3月には、障害者基本計画（第4次）が策定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであり、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものです。

- ①「1人ひとりの命の重さは、障害の有無によって少しも変わることはない」という
当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ②2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会

③障害者施策が、国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

平成30年6月には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障がいの有無に関わらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、定められました。

令和3年6月には、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、「障害者差別解消法」が改正され、民間事業者の合理的配慮の提供義務を、法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。

令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

令和5年3月には、「障害者基本計画（第5次）」を策定し、平成30年3月の障害者基本計画（第4次）策定以降の社会動向等を踏まえて、策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

- ①「1人ひとりの命の重さは、障害の有無によって少しも変わることはない」という
当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ②「誰一人取り残さない」と言うSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障がいの有無に関わらず国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ③デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障がいの有無に関わらず、多様な幸せが実現できる社会
- ④障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩に繋がるしなやかで豊かな社会

本計画は、こうした背景を踏まえ、近年の障がい者福祉に係る制度改革や多くの課題に対応するため、令和元年度策定の「第3期国富町障がい者計画」を見直し、福祉サービスの充実はもとより地域生活への移行や就労支援等に積極的に取り組むため、新たに「第4期国富町障がい者計画」を策定するものです。

2 計画策定の性格

(1) 計画の目的

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第32条の20第1項に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

障がい者の人権の尊重を基底に据え、町に暮らす町民が、障がいの有無にかかわらず自立した生活を営み、希望をもってさまざまな活動に積極的に参加していくことができるような福祉のまちづくりをめざし、福祉・保健・医療はもとより、教育、雇用、社会基盤などの多くの分野にわたってのネットワークを構築、強化して、今後の障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。目標年次を令和10年度とし、期間中においても、社会経済情勢の変化等により、計画の部分的な見直しが必要な場合は、関連性が強い国富町障がい福祉計画と調和を図りながら必要に応じて見直しを行います。

なお、障がい福祉計画の目標年次は令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

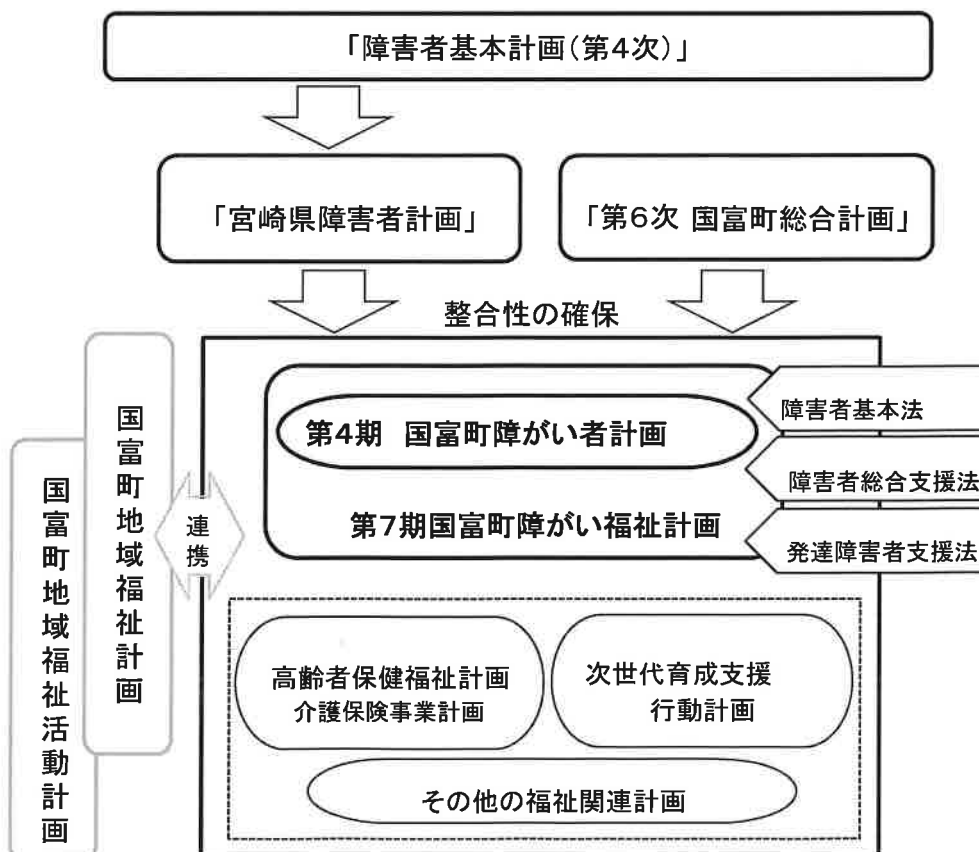
(3) 計画の位置づけ

本計画は、以下に示す性格を有するものとします。

また、第6次国富町総合計画や第7期国富町障がい福祉計画をはじめとした関連する他計画との整合性を図りながら策定します。

- ① 国の「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定したものです。
- ② 本計画では身体障がい・知的障がい・精神障がい及び発達障がいに対する施策の基本的な方向性を示すものです。
- ③ 障がいのある人が主体性、自立性を確保し、自ら積極的に社会に参加していくためのものです。
- ④ 国および宮崎県が策定した関連計画との整合性を図るとともに、町が策定した総合計画の部門計画として、障がい者等に関係する、取り組むべき具体的な施策を明らかにするものです。また、町の地域福祉計画と連動し推進されるものです。

<障がい者計画の位置づけ>



第1章 調査の概要

1. 調査の目的

「第4期国富町障がい福祉計画」の策定にあたり、町民の考えや意見、実態等を把握し、その基礎資料とします。

2. 調査の方法

(1)調査対象者

町内在住の障害者手帳または療育手帳の所持者1,000人

(2)調査対象者の抽出方法

障害者手帳または療育手帳の所持者から無作為抽出

(3)調査の方法

郵送方式

(4)調査の期間

令和5年10月10日～10月31日

3. 調査の項目

(1)回答者の属性

(2)住まいや暮らしについて

(3)日中活動や学校・就労について

(4)障がい福祉サービス等の利用について

(5)災害時の対応について

(6)障がいのある人への理解について

4. 調査票の回収率

52.4%(配布数1,000人、回収数524人)

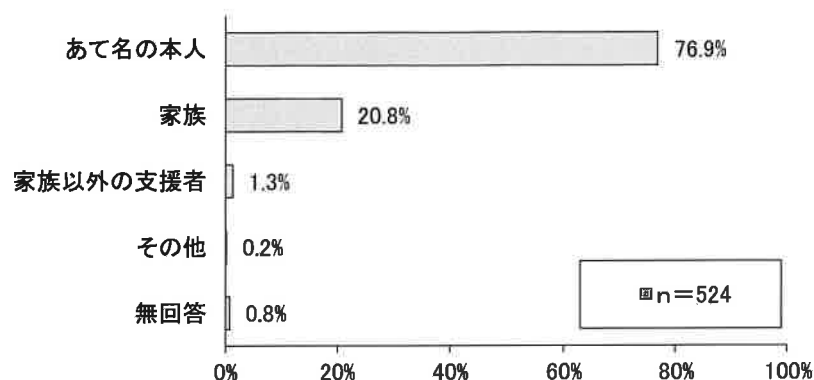
5. 留意事項

- ・百分率は小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位まで示しているため、単一回答の回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の質問は、割合の合計が100%を超えます。

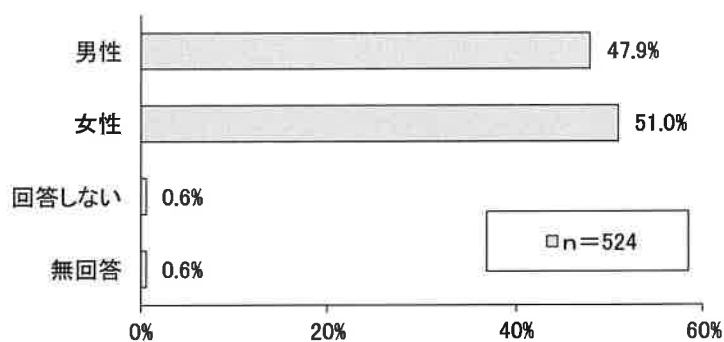
第2章 障がいのある人等の現状(障がいのある人等の人数の推移)

1. 回答者の属性(問1)

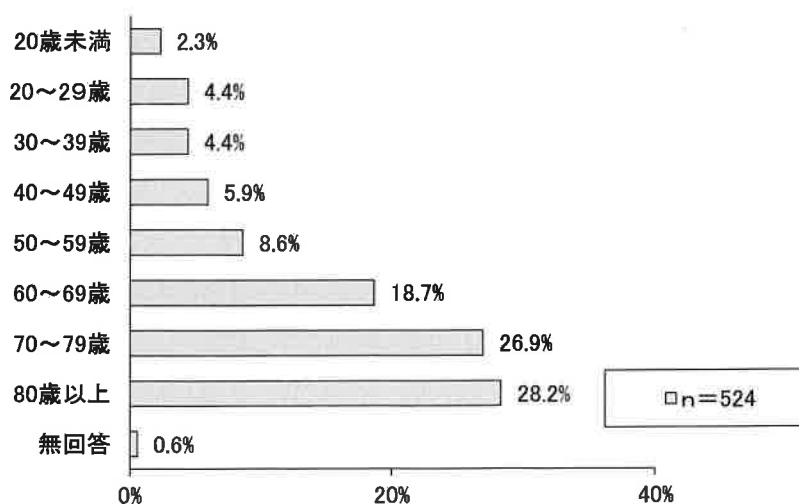
(1)アンケートの回答者(○は1つ)



(2)性別(○は1つ)

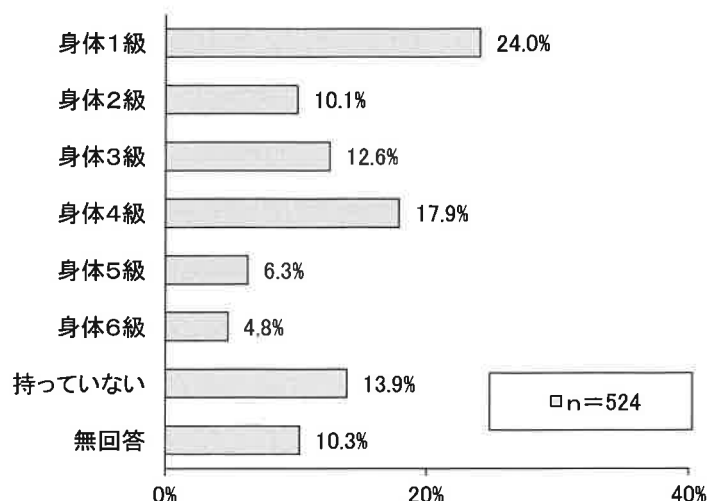


(3)年代(○は1つ)



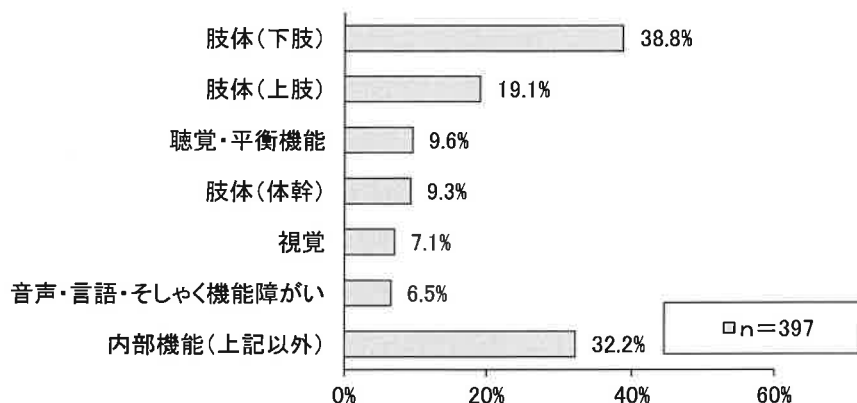
(4)－1 身体障害者手帳の所持(○は1つ)

「身体1級」の割合が24.0%で最も高く、次が「身体4級」(17.9%)となっています。



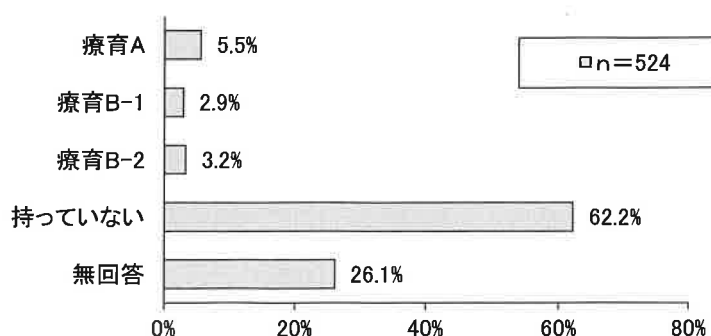
(4)－2 障がいの種類(身体障害手帳を持っている人)(○はいくつでも)

「肢体(下肢)」の割合が38.8%で最も高く、次が「内部機能(上記以外)」(32.2%)となっています。



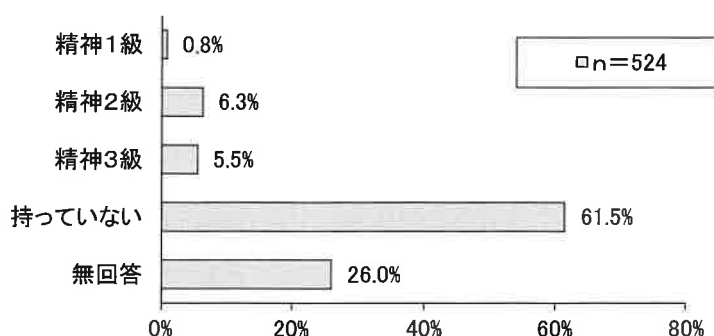
(5)療育手帳の所持(○は1つ)

手帳の種類では「療育A」の割合(5.5%)が最も高くなっています。なお、「持っていない」が62.2%となっています。



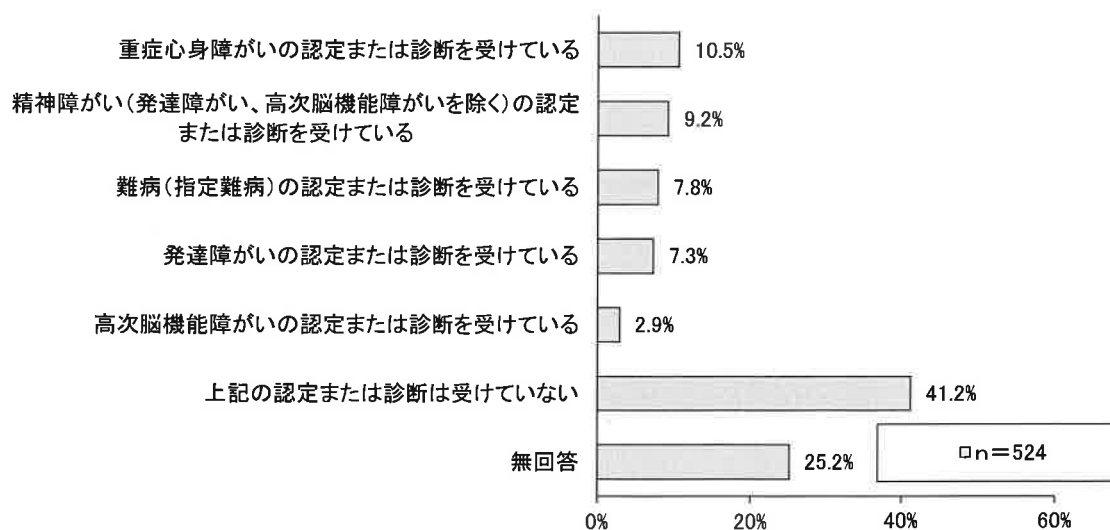
(6)精神障害者保健福祉手帳の所持(○は1つ)

手帳の種類では「精神2級」の割合(6.3%)が最も高くなっています。なお、「持っていない」が61.5%となっています。



(7)認定、診断の状況(○はいくつでも)

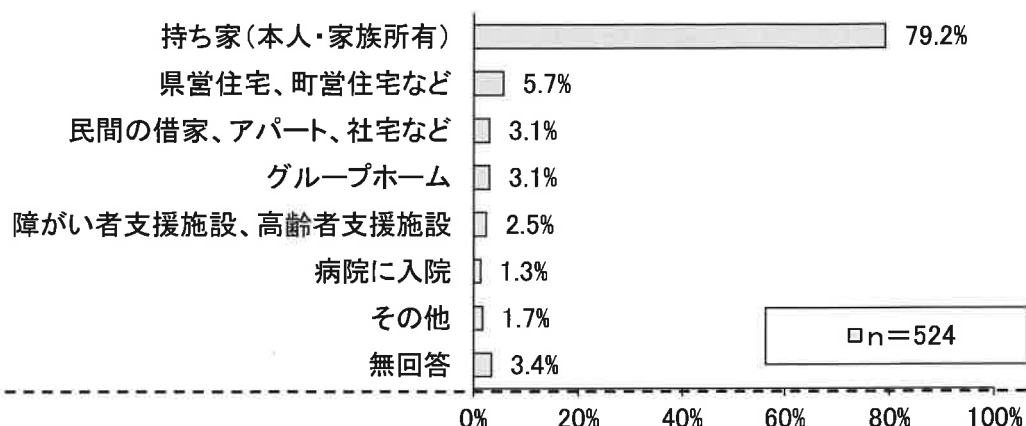
認定、診断を受けている中では「重症心身障がいの認定または診断を受けている」の割合(10.5%)が最も高くなっています。なお、「上記の認定または診断は受けていない」が41.2%となっています。



2. 住まいや暮らしについて

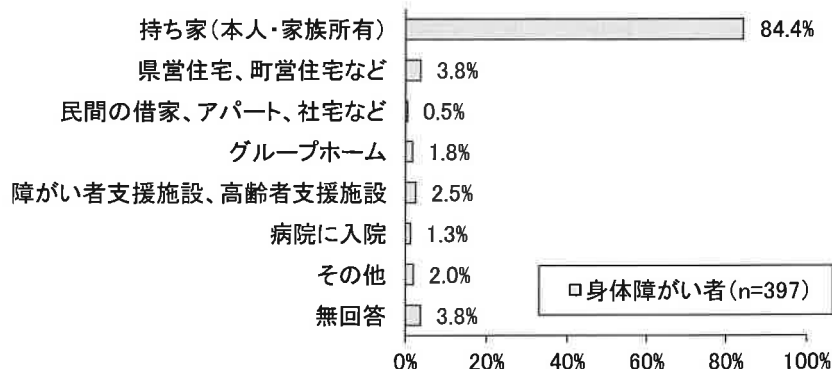
問2 あなたは現在、どこで暮らしていますか。(〇は1つ)

「持ち家(本人・家族所有)」の割合が79.2%で最も高くなっています。

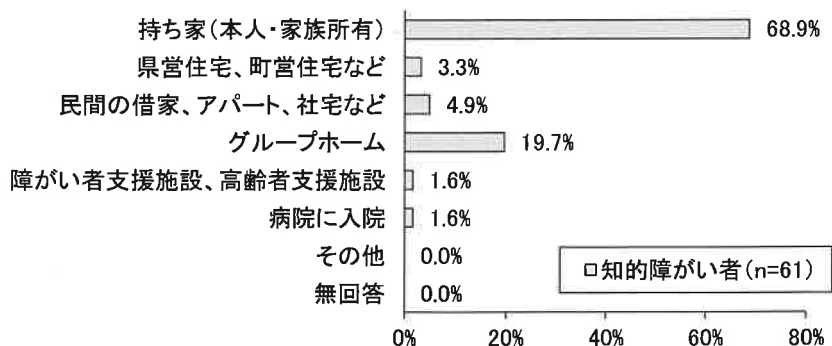


障がい者種別

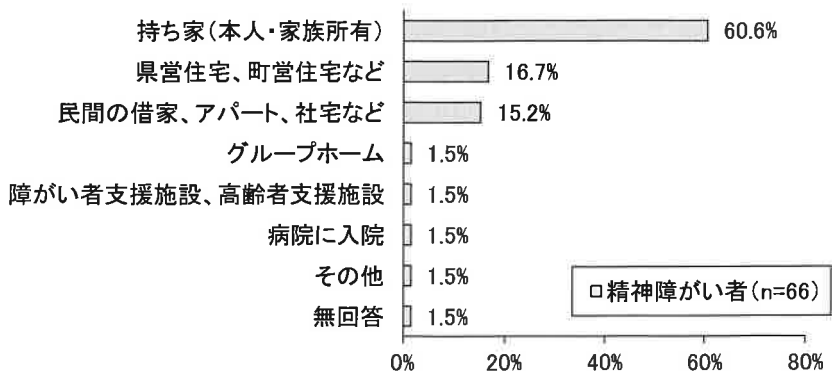
<身体障がい者>



<知的障がい者>

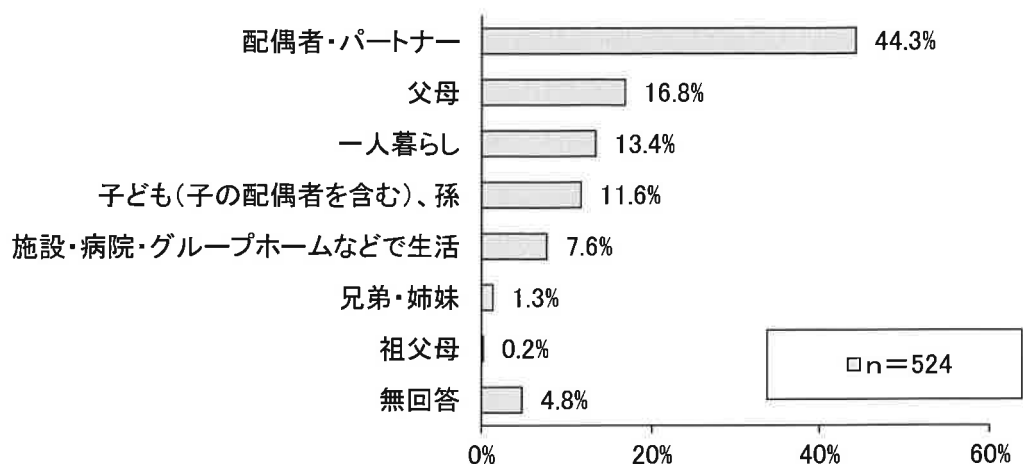


<精神障がい者>



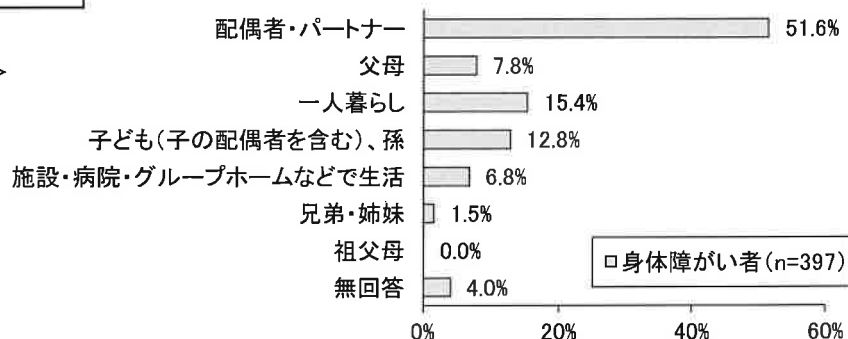
問3 あなたは現在、誰と一緒に暮らしていますか。(〇は1つ)

「配偶者・パートナー」の割合が44.3%で最も高く、次いで「父母」(16.8%)、「一人暮らし」(13.4%)などが続いています。

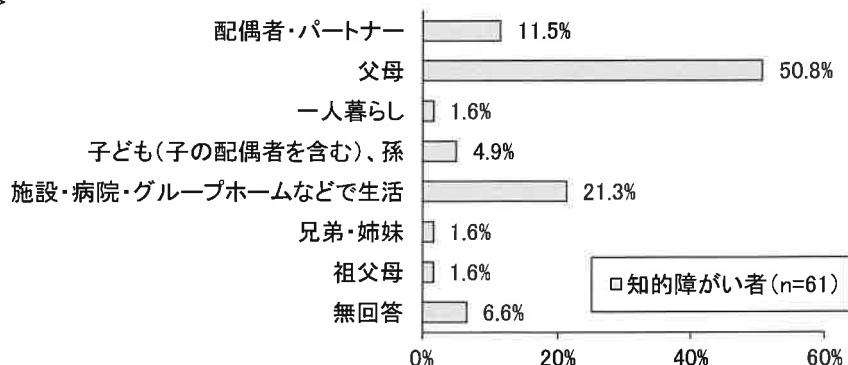


障がい者種別

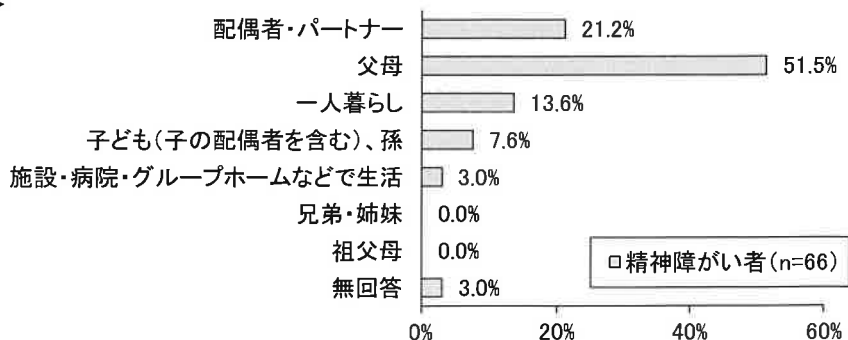
<身体障がい者>



<知的障がい者>

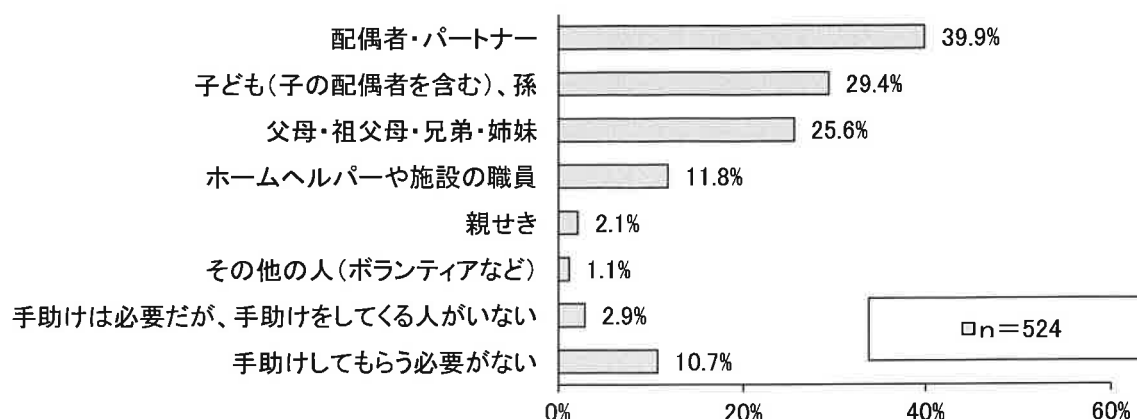


<精神障がい者>



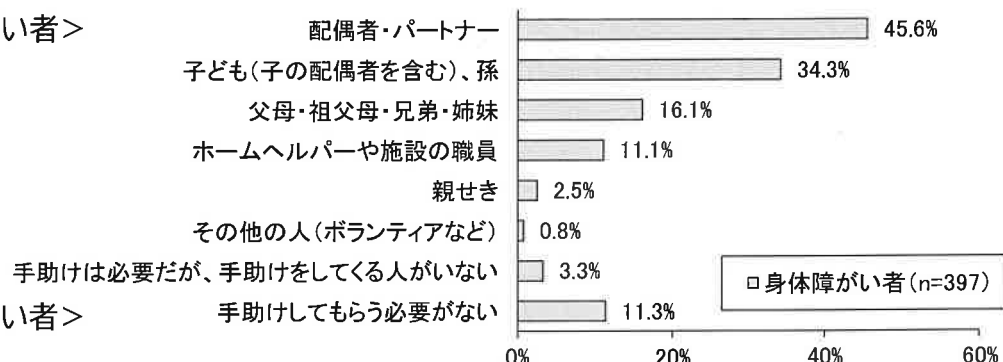
問4 あなたをサポートしてくれる人は主に誰ですか。(〇はいくつでも)

「配偶者・パートナー」の割合が39.9%で最も高く、次いで「子ども(子の配偶者を含む、孫)」(29.4%)、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(25.6%)などが続いています。

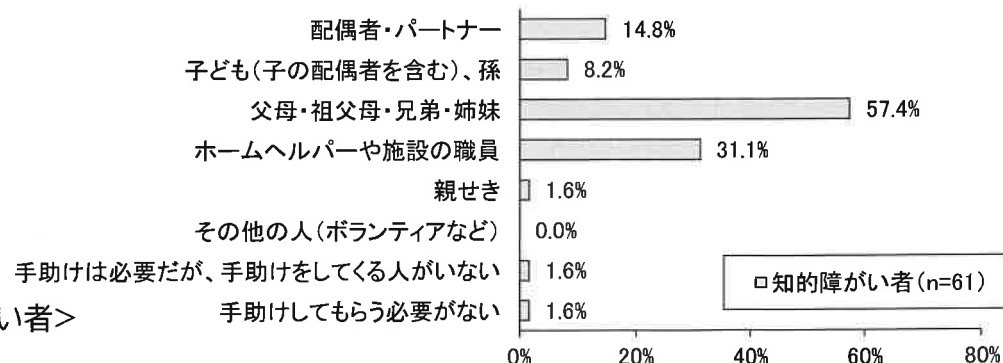


障がい者種別

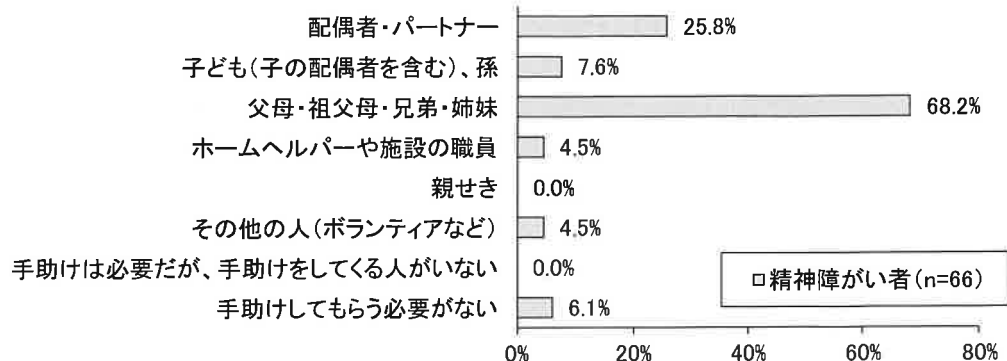
<身体障がい者>



<知的障がい者>



<精神障がい者>



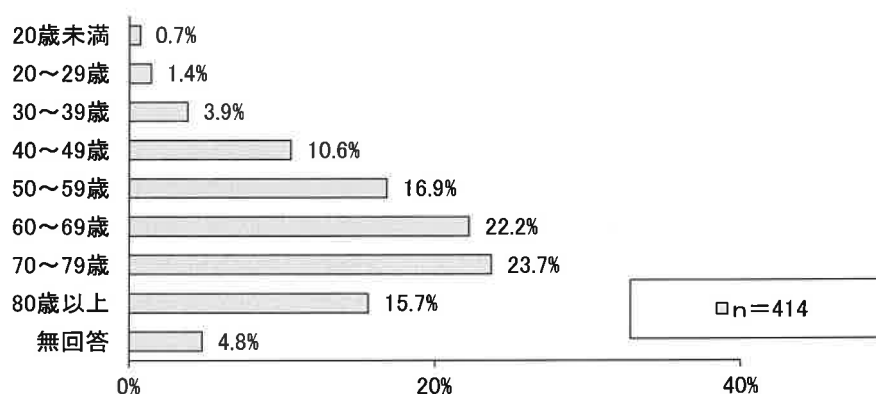
問5 問4で「父母・祖父母・兄弟・姉妹」「配偶者・パートナー」「子ども(子の配偶者を含む)、孫」「親せき」と回答した人(414人)にお聞きします。

特に中心となってあなたをサポートしてくれる家族、親せきの方について回答してください。(〇はそれぞれ1つずつ)

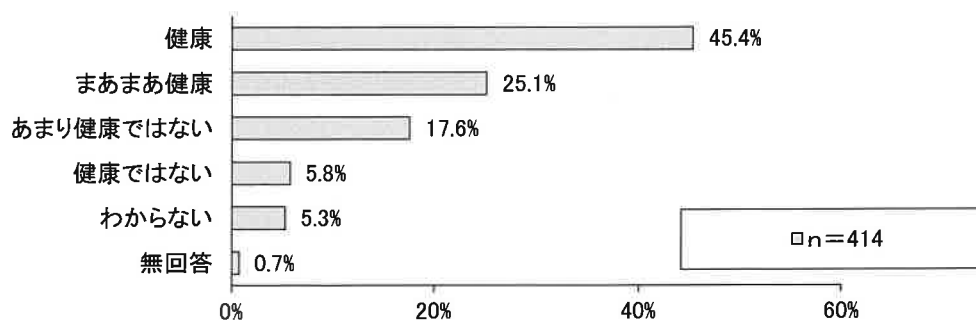
<年代>でみると「70～79歳」(23.7%)の割合が23.7%で最も高く、次いで「60～69歳」(22.2%)、「50～59歳」(16.9%)と続いています。

<健康状態>でみると、「健康である」(「健康」と「まあまあ健康」の割合の計:以下同じ)の割合が70.5%であり、「健康でない」(「あまり健康ではない」と「健康ではない」の割合の計:以下同じ)(23.4%)を大きく(47.1%)上回っています。

<年代>

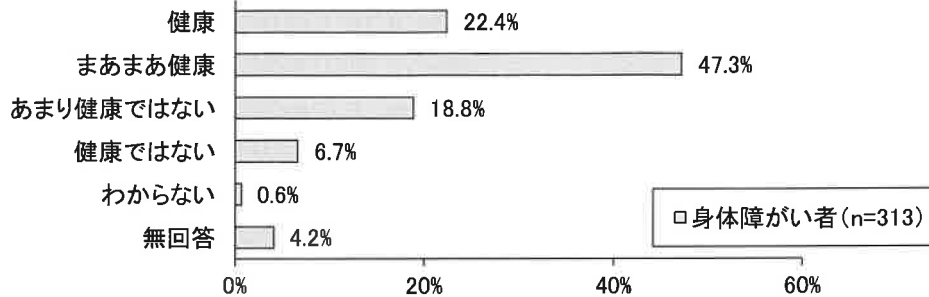
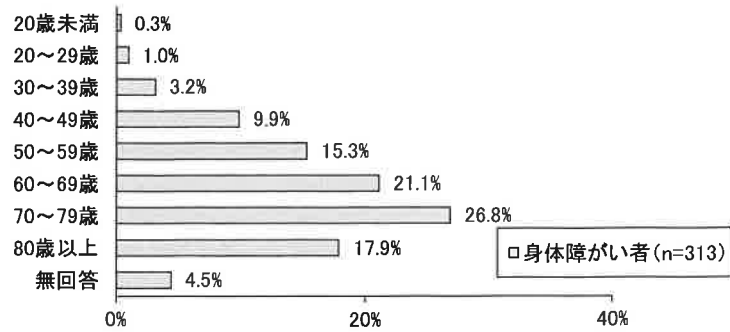


<健康状態>

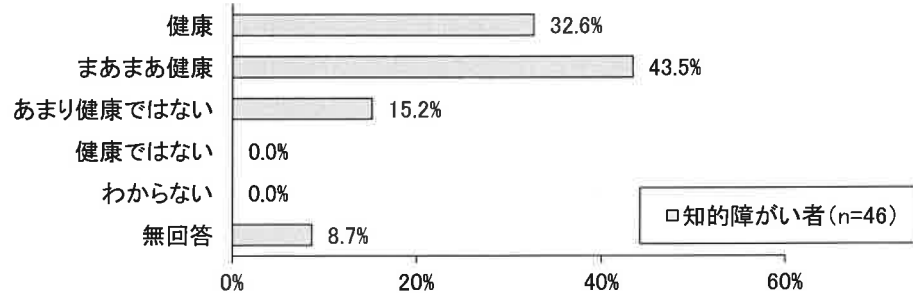
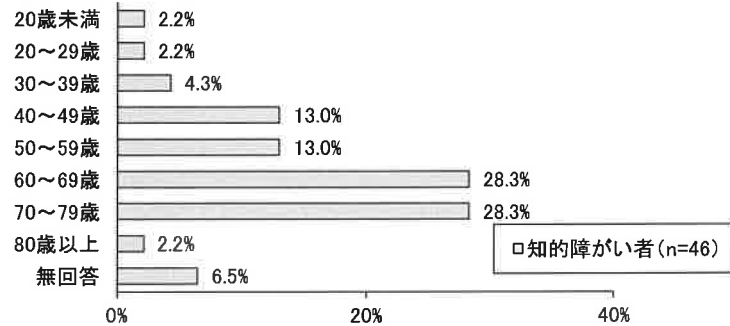


障がい者種別

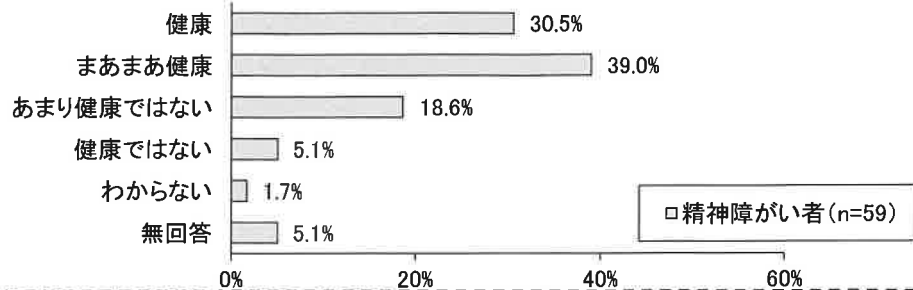
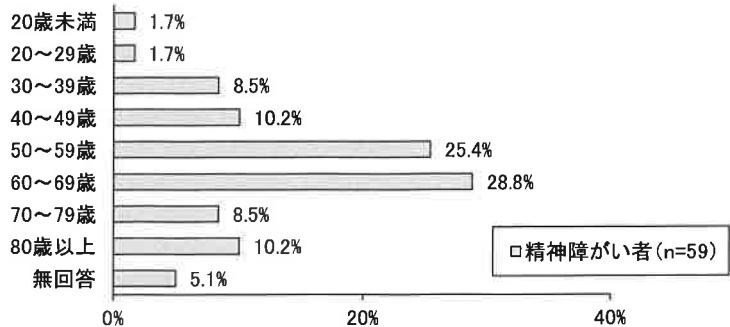
<身体障がい者>



<知的障がい者>



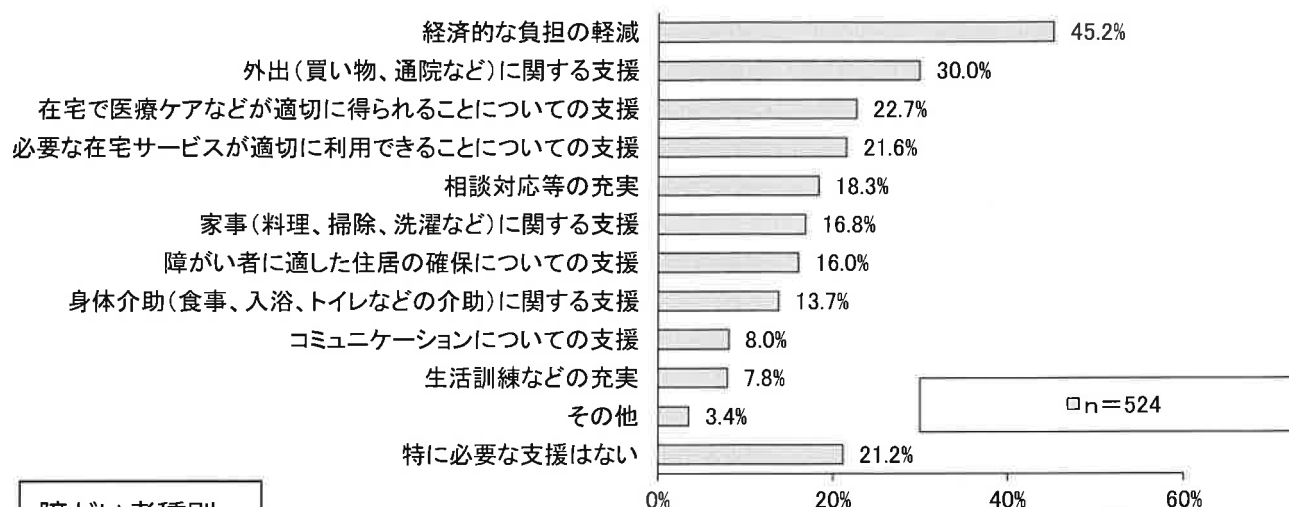
<精神障がい者>



問6 あなたは地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

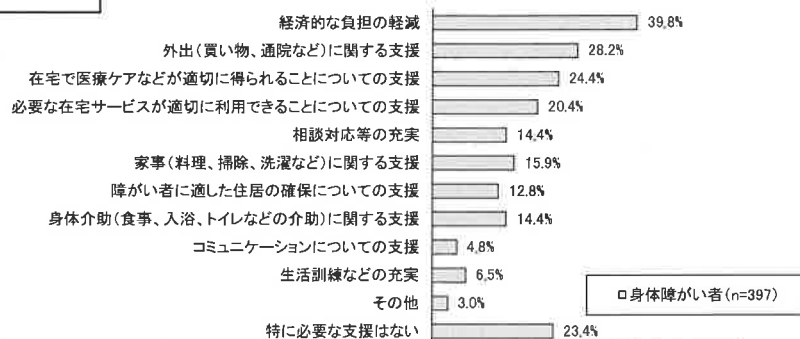
(○はいくつでも)

「経済的な負担の軽減」の割合が45.2%で最も高く、次いで「外出(買い物、通院など)に関する支援」(30.0%)、「在宅で医療ケアなどが適切に得られることについての支援」(22.7%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できることについての支援」(21.6%)などが続いています。

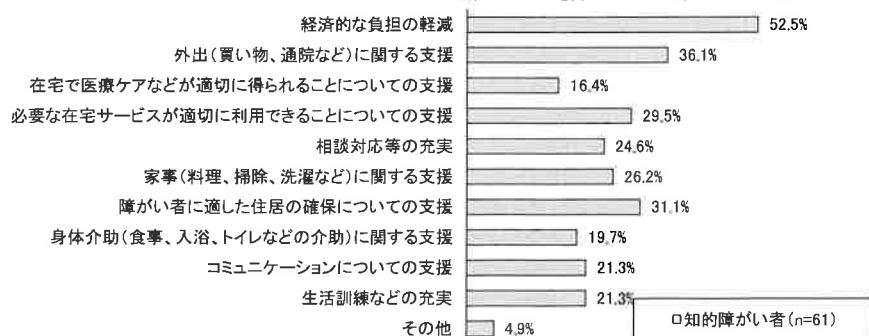


障がい者種別

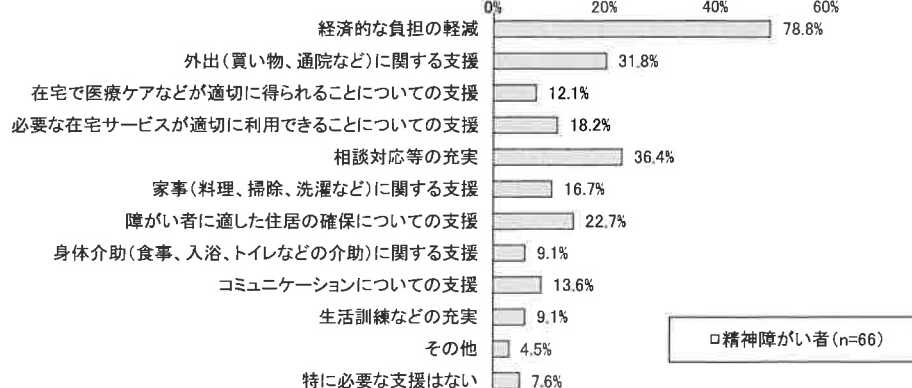
<身体障がい者>



<知的障がい者>



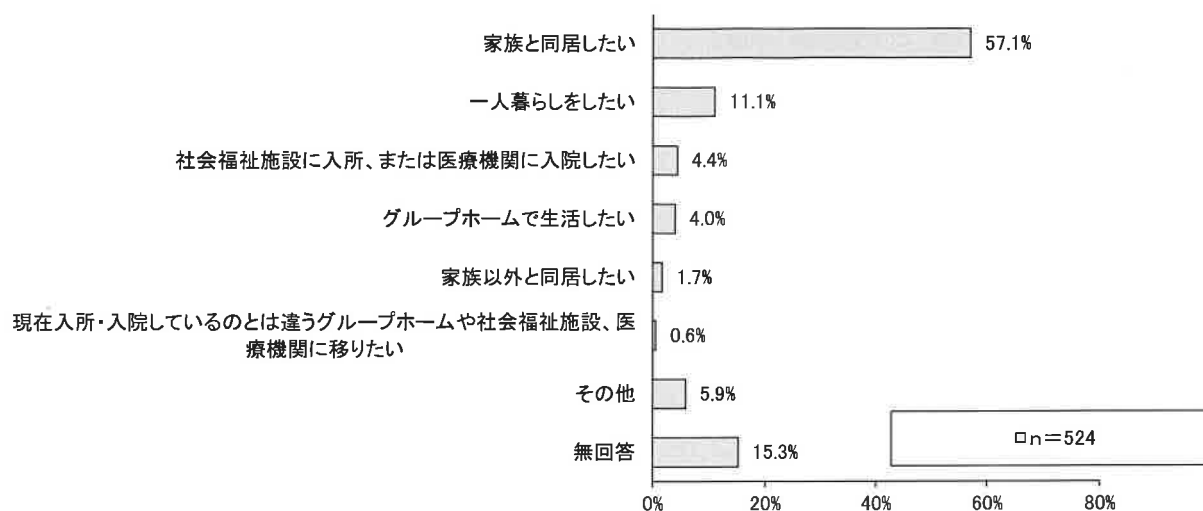
<精神障がい者>



問7 あなたは今後3年以内に、地域でどのように生活したいと思いますか。(〇は1つ)

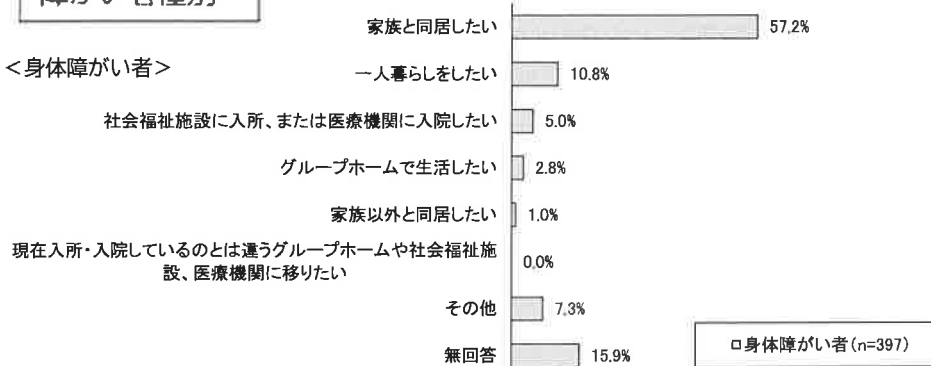
※18歳未満の人は、18歳以上になった後のことを回答してください

「家族と同居したい」の割合が57.1%で最も高くなっています。

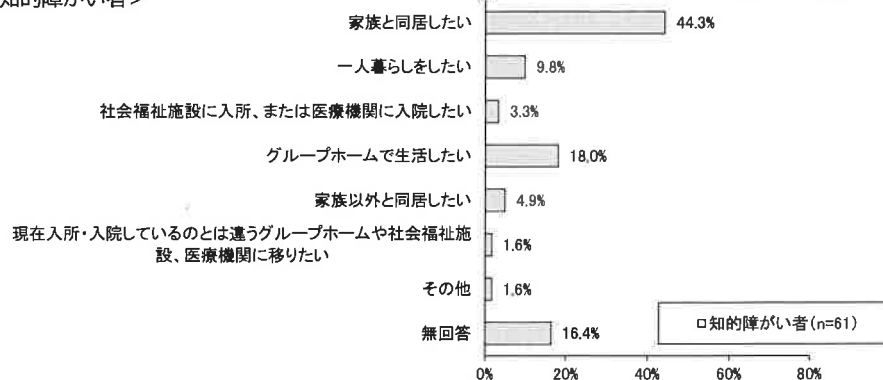


障がい者種別

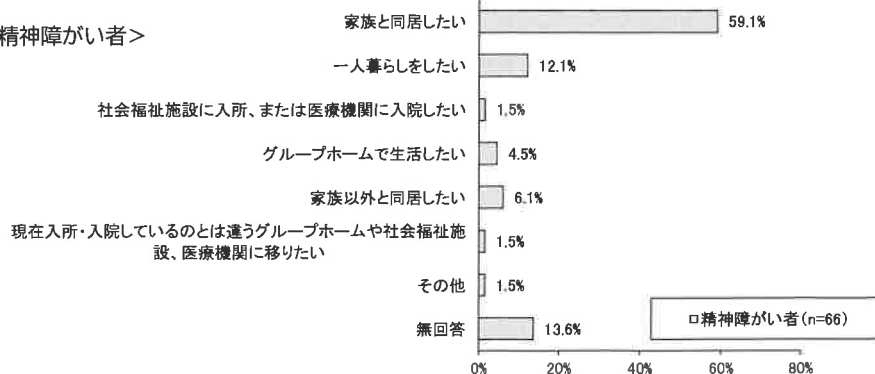
<身体障がい者>



<知的障がい者>



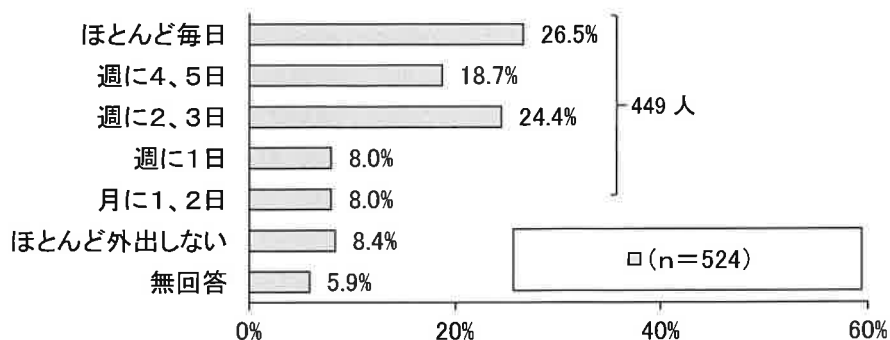
<精神障がい者>



3. 日中活動や学校・就労について

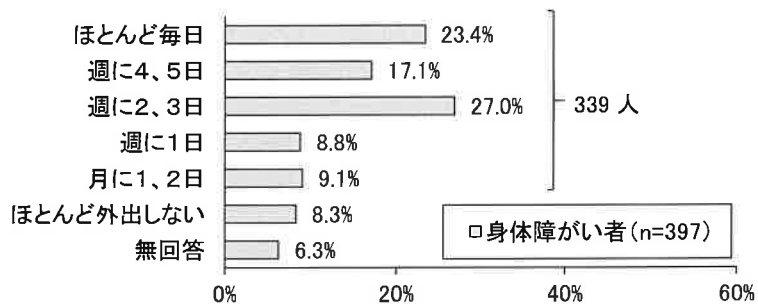
問8 あなたは、普段どのくらいの頻度で外出しますか(通勤、通学、通院を含む)。(○は1つ)

「ほとんど毎日」の割合が26.5%で最も高く、次いで「週に2、3日」(24.4%)、「週に4、5日」(18.7%)などが続いています。

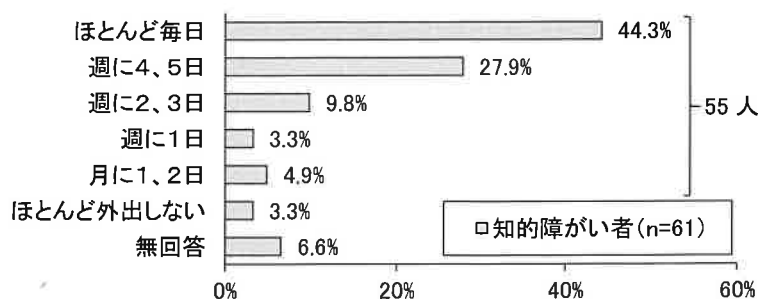


障がい者種別

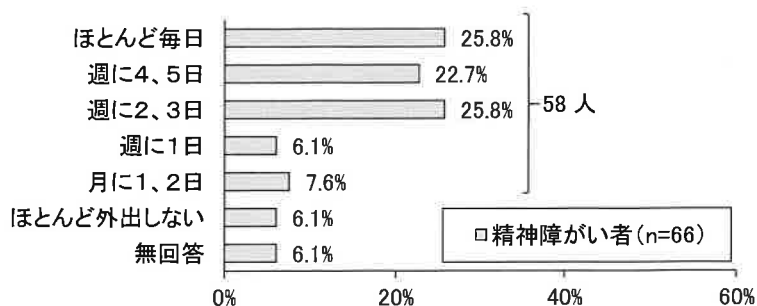
<身体障がい者>



<知的障がい者>



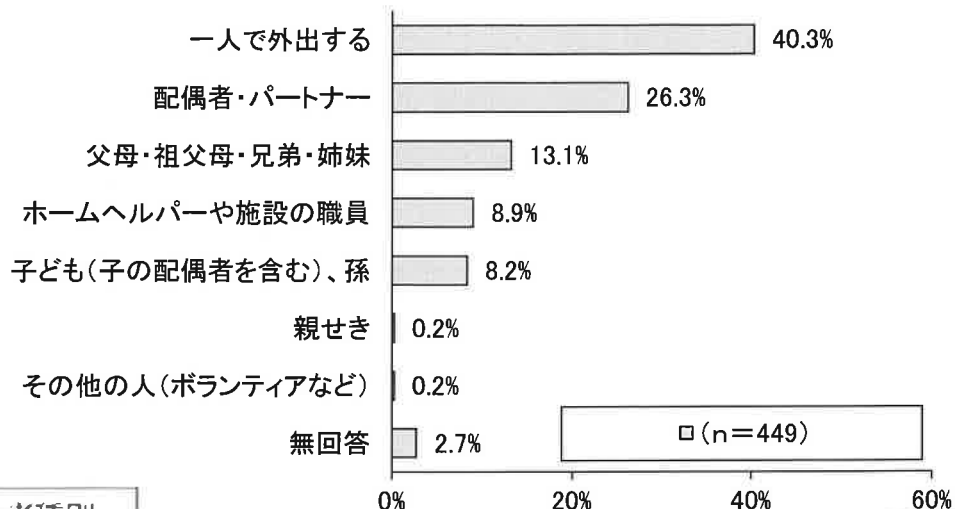
<精神障がい者>



問9 問8で「ほとんど毎日」「週に4、5日」「週に2、3日」「週に1日」「月に1、2日」のいずれかを回答した人(449人)にお聞きします。

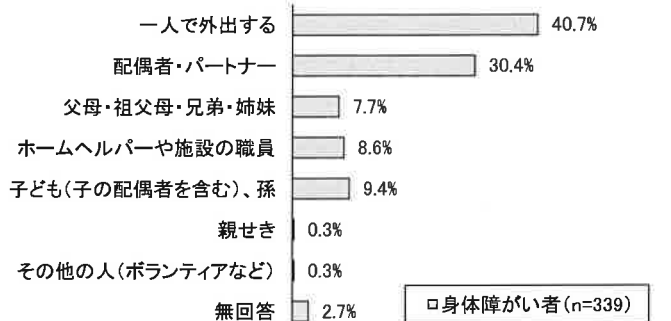
あなたが、外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つ)

「一人で外出する」の割合が40.3%で最も高く、次いで「配偶者・パートナー」(26.3%)、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(13.1%)などが続いています。

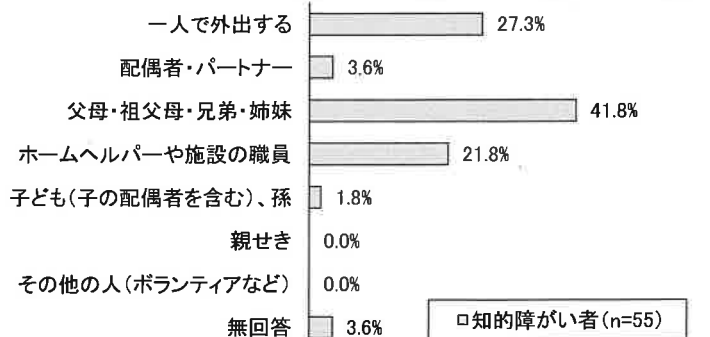


障がい者種別

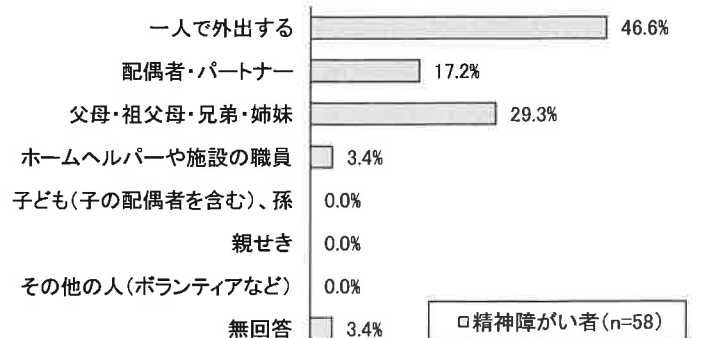
<身体障がい者>



<知的障がい者>



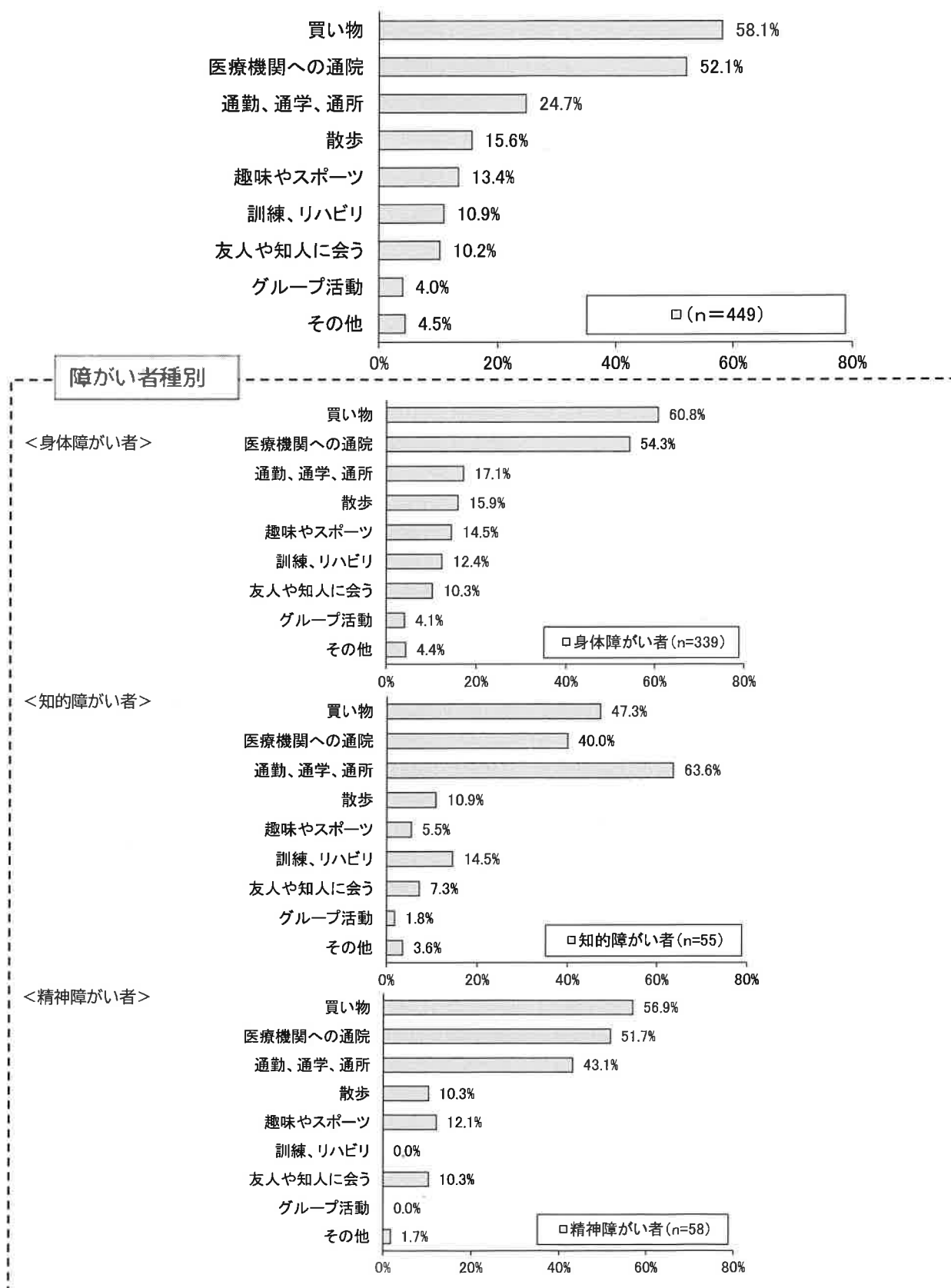
<精神障がい者>



問10 問8で「ほとんど毎日」「週に4、5日」「週に2、3日」「週に1日」「月に1、2日」のいずれかを回答した人(449人)にお聞きします。

あなたが、外出する目的はどのようなことが多いですか。(〇はいくつでも)

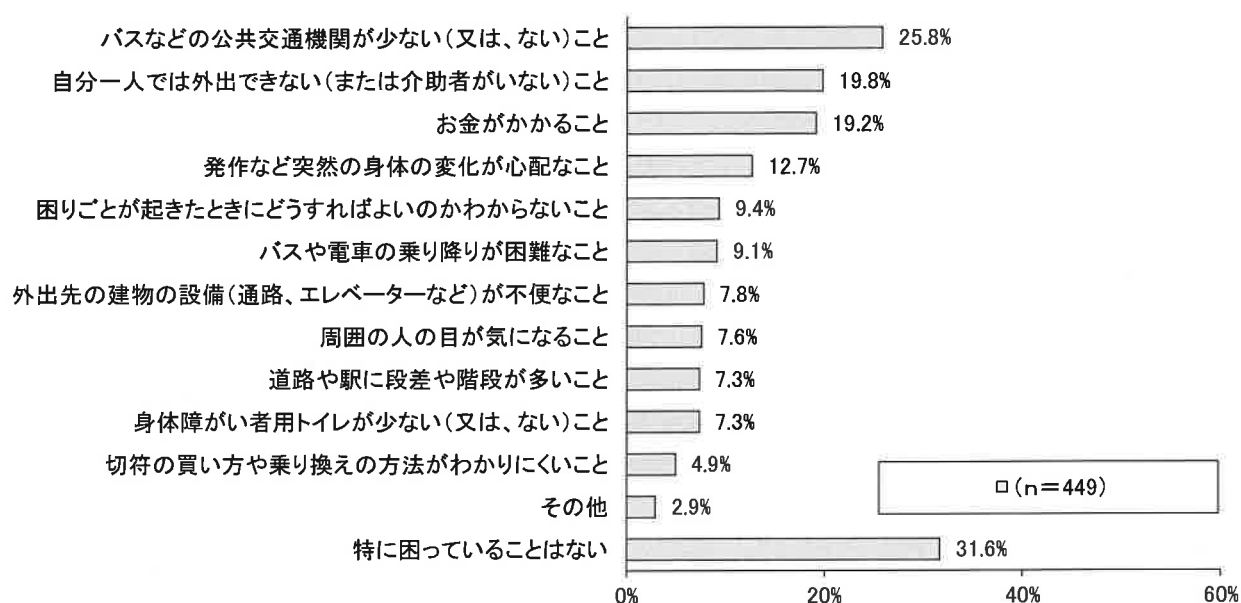
「買い物」の割合が58.1%で最も高く、次いで「医療機関への通院」(52.1%)、「通勤、通学、通所」(24.7%)などが続いています。



問11 問8で「ほとんど毎日」「週に4、5日」「週に2、3日」「週に1日」「月に1、2日」のいずれかを回答した人(449人)にお聞きします。

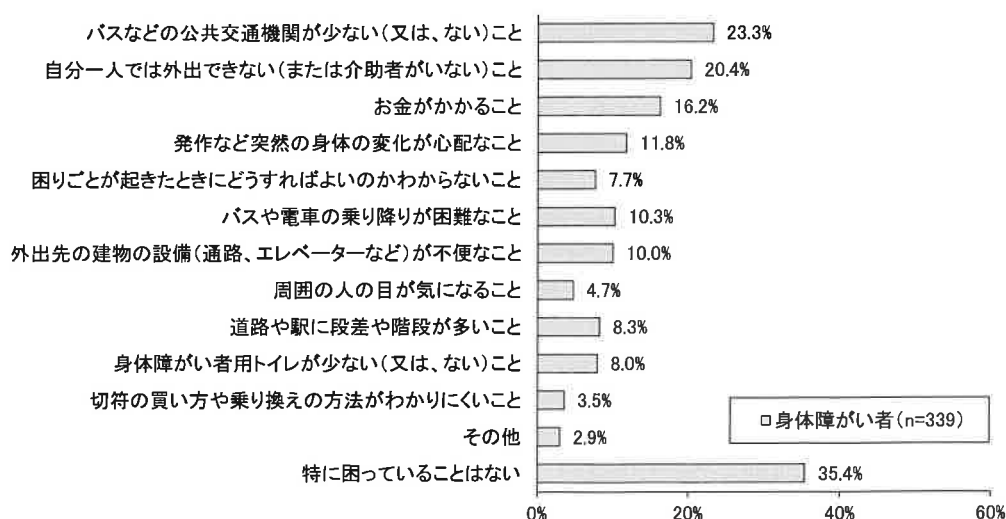
あなたが、外出時にどのようなことに困っていますか。(〇はいくつでも)

「バスなどの公共交通機関が少ない(又は、ない)こと」の割合が25.8%で最も高く、次いで「自分一人では外出できない(または介助者がいない)こと」(19.8%)、「お金がかかること」(19.2%)などが続いています。なお、「特に困っていることはない」は31.6%となっています。

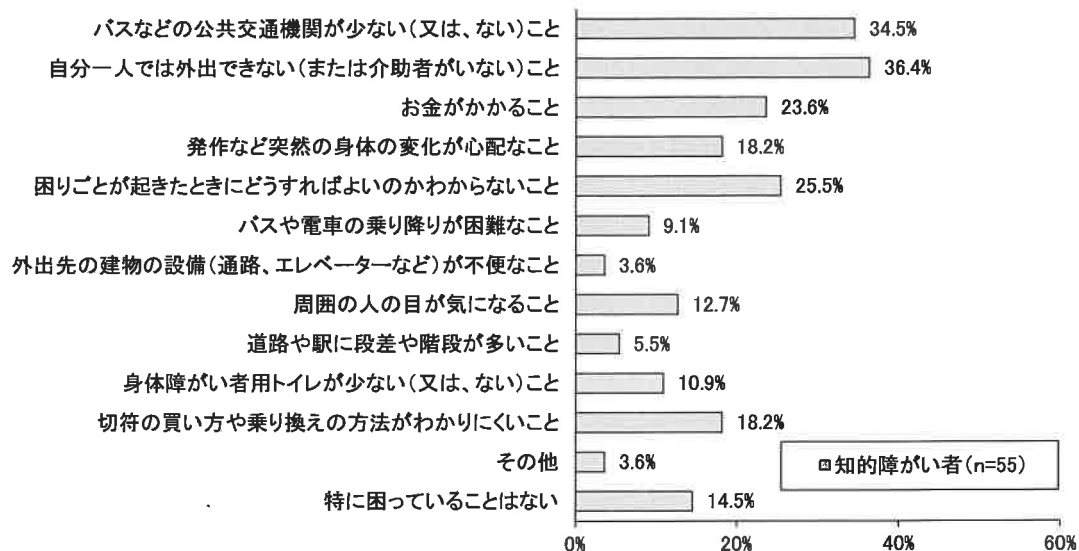


障がい者種別

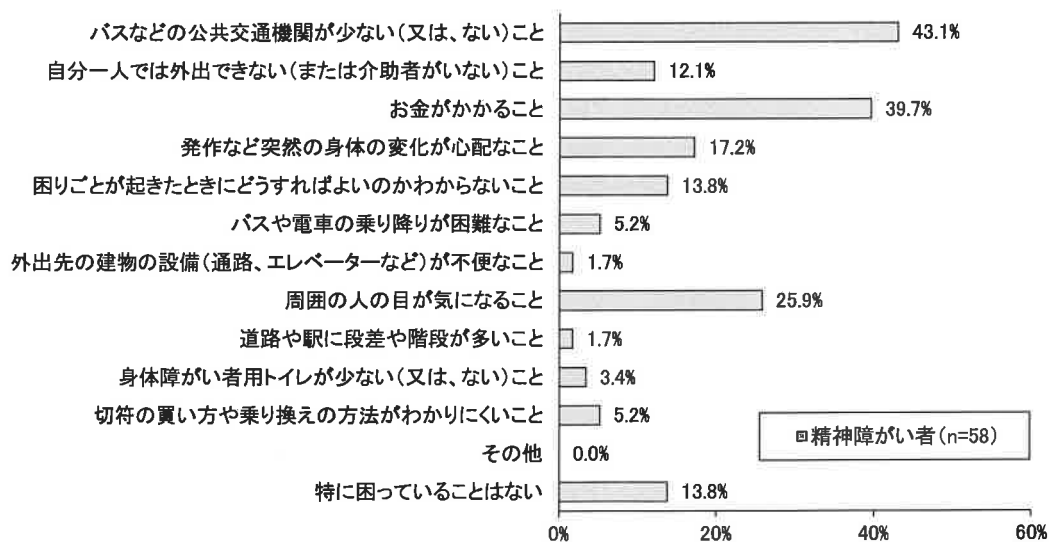
<身体障がい者>



<知的障がい者>



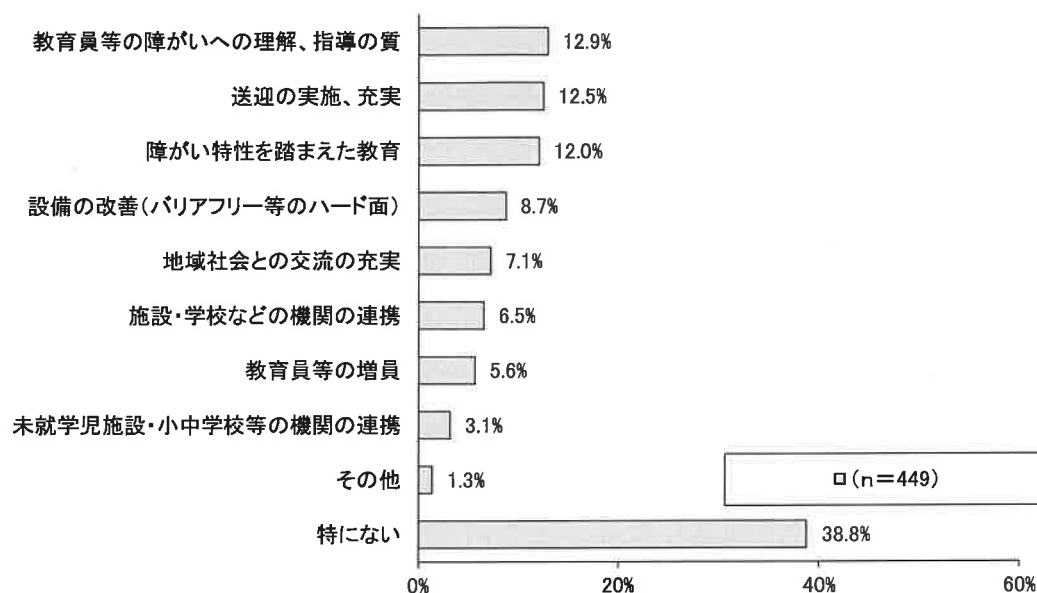
<精神障がい者>



問12 問8で「ほとんど毎日」「週に4、5日」「週に2、3日」「週に1日」「月に1、2日」のいずれかを回答した人(449人)にお聞きします。

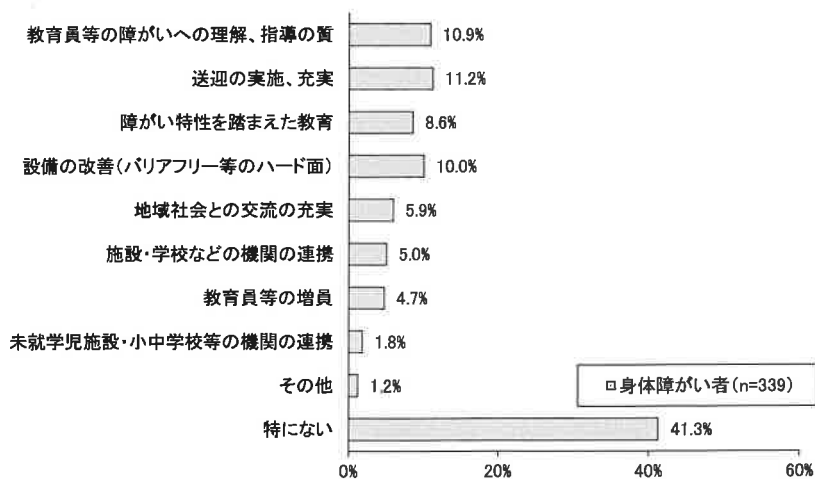
学校教育への不満・要望はどのようなことですか。(○は3つ以内)

「教育員等の障がいへの理解、指導の質」の割合が12.9%で最も高く、次いで「送迎の実施、充実」(12.5%)、「障がい特性を踏まえた教育」(12.0%)などが続いています。なお、「特にない」は38.8%となっています。

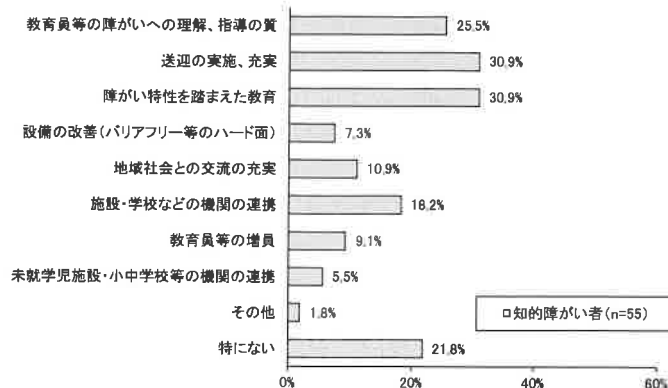


障がい者種別

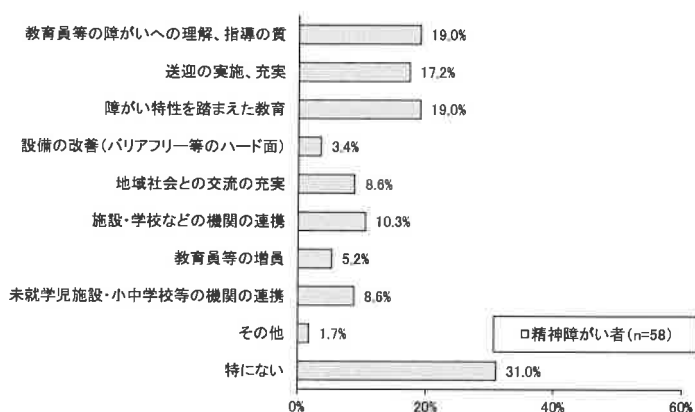
<身体障がい者>



<知的障がい者>

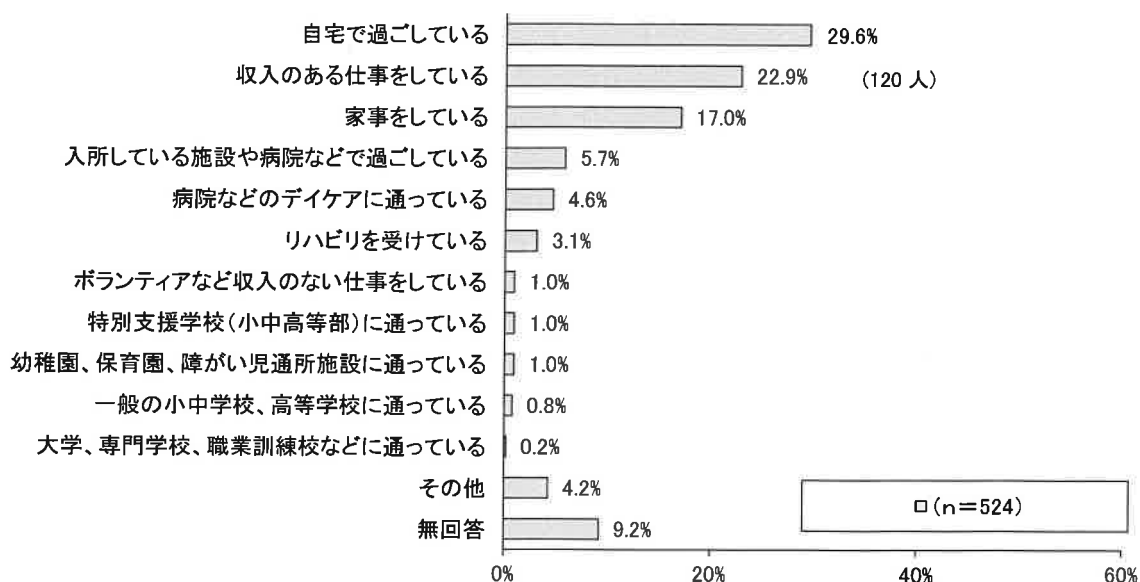


<精神障がい者>



問13 あなたは、平日の日中を主にどのようにして過ごしていますか。(○は1つ)

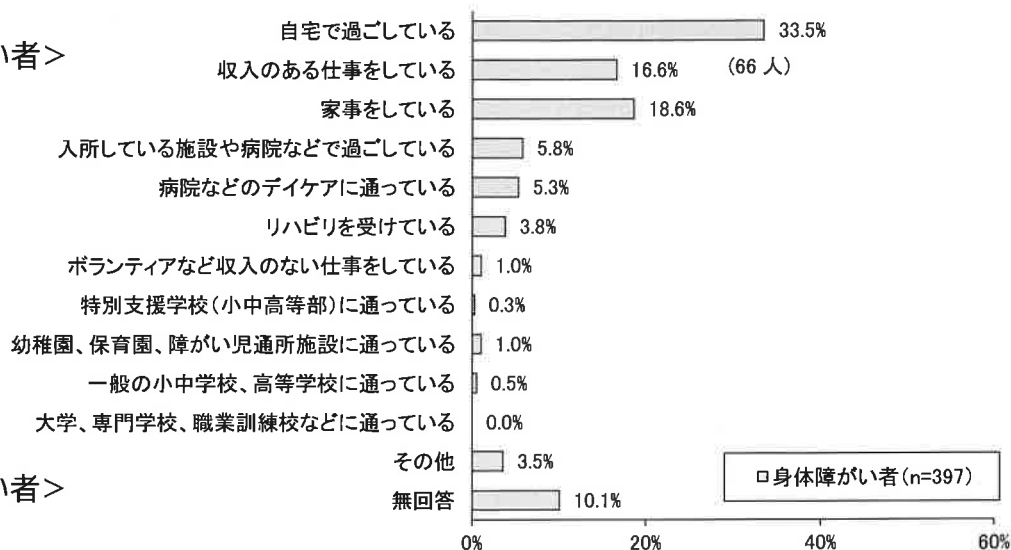
「自宅で過ごしている」の割合が29.6%で最も高く、次いで「収入のある仕事をしている」(22.9%)、「家事をしている」(17.0%)などが続いています。



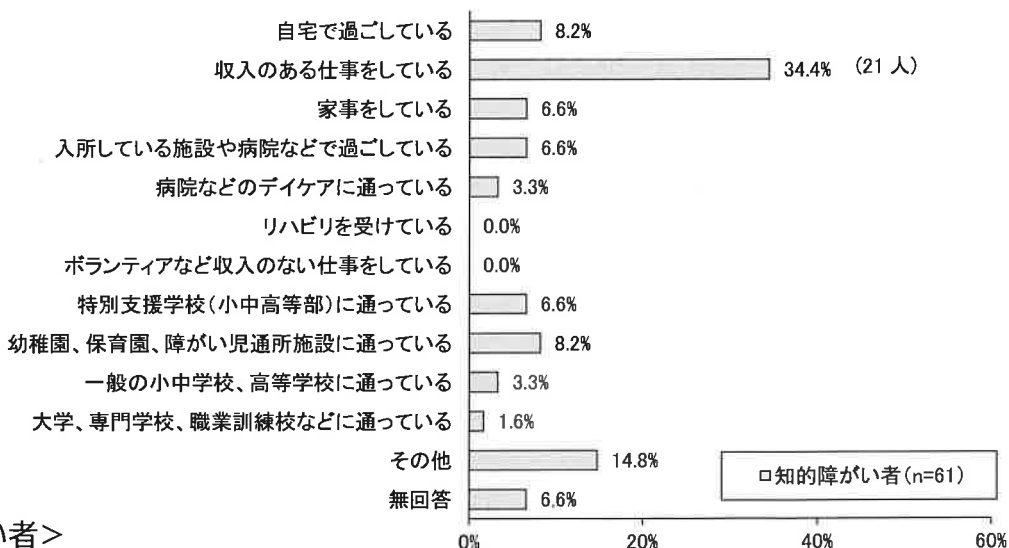
障がい者種別

<身体障がい者>は全体とほぼ同じ状況となっていますが、<知的障がい者>と<精神障がい者>は「収入のある仕事をしている」の割合(34.4%、43.9%)が最も高くなっています。

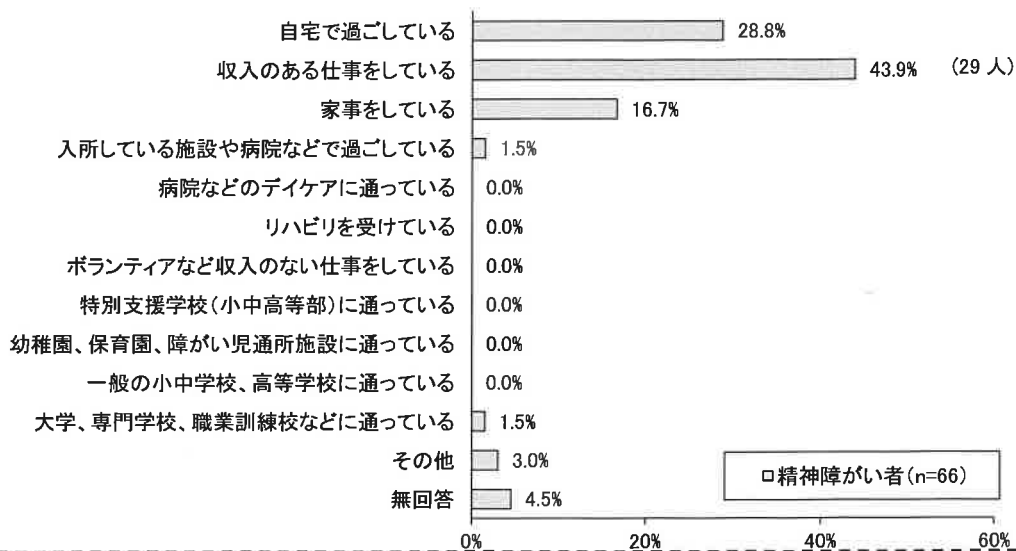
<身体障がい者>



<知的障がい者>



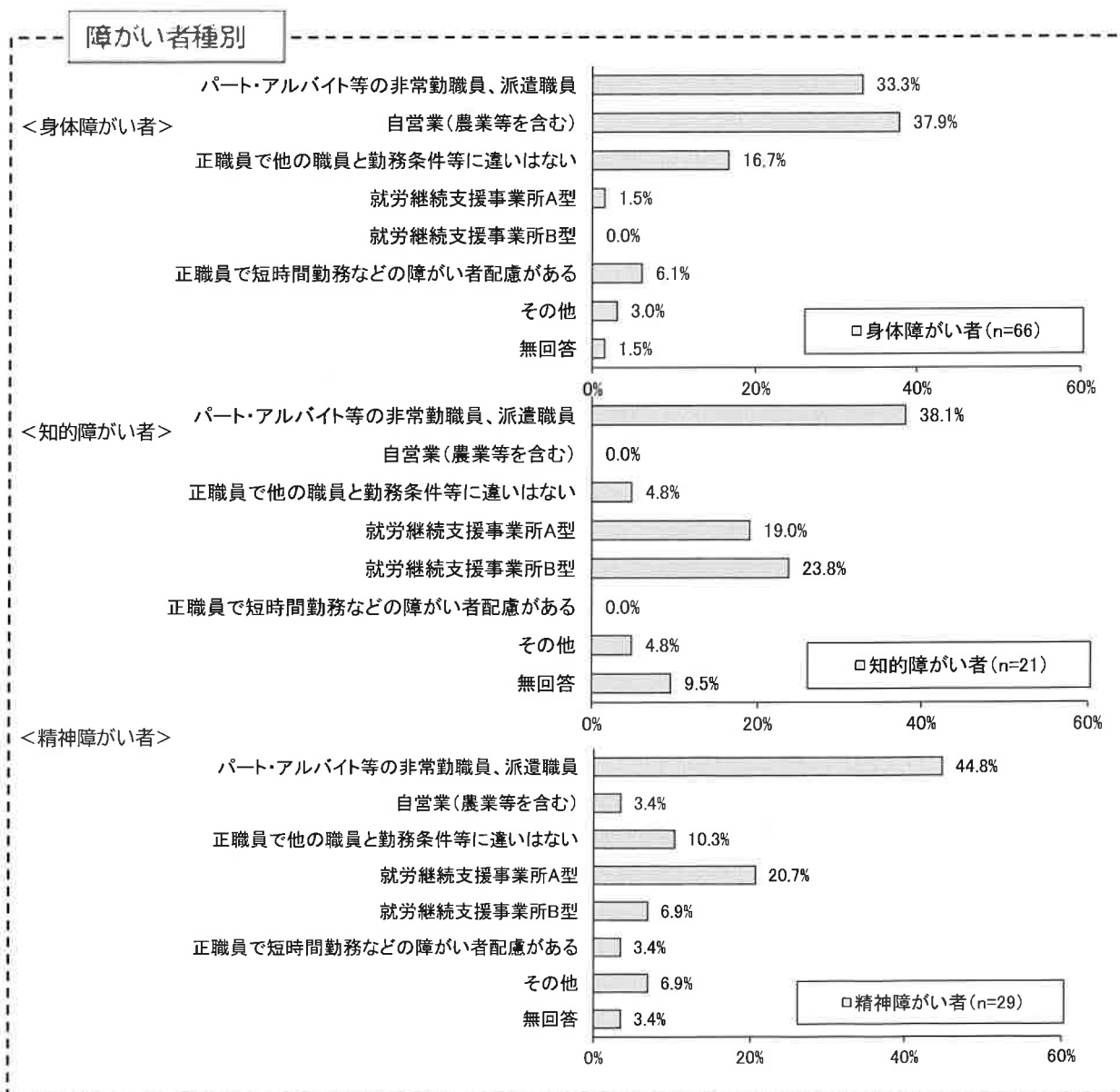
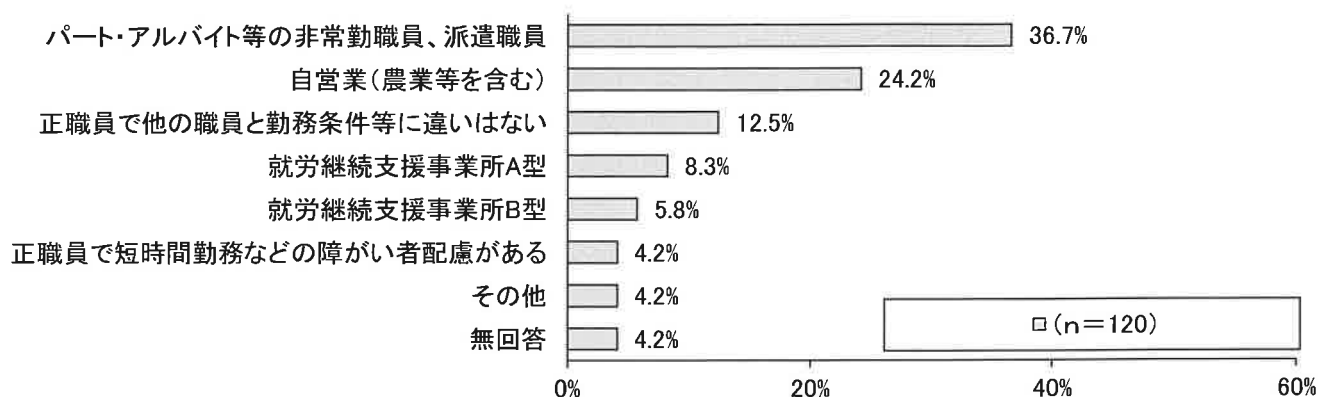
<精神障がい者>



問14 問13で「収入のある仕事をしている」と回答した人(120人)にお聞きします。

あなたは、どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つ)

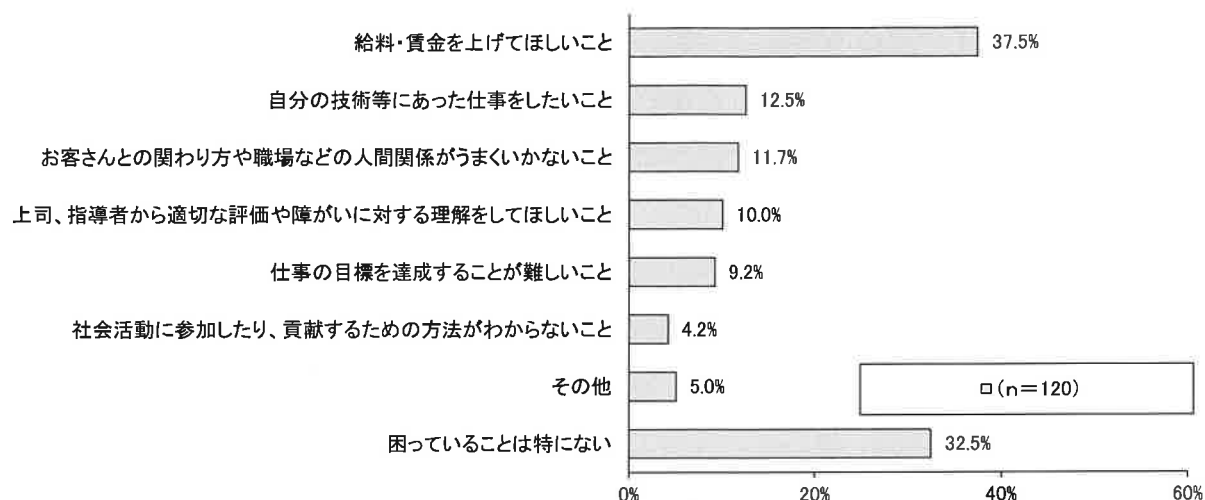
「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が36.7%で最も高く、次いで「自営業(農作業を含む)」(24.2%)、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(12.5%)などが続いています。



問15 問13で「収入のある仕事をしている」と回答した人(120人)にお聞きします。

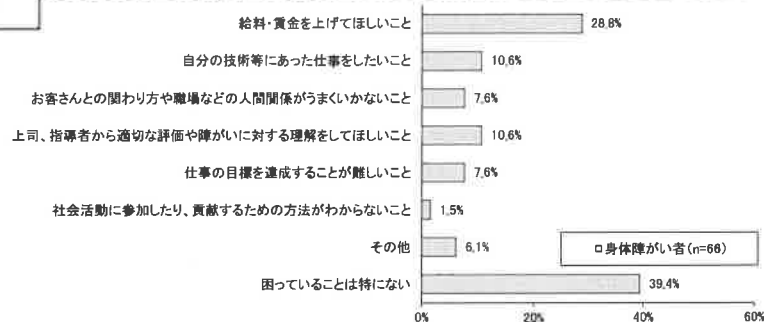
あなたは、仕事をする上でどのようなことに困っていますか。(〇は3つまで)

「給料・賃金を上げてほしいこと」の割合が37.5%で最も高く、次いで「自分の技術等にあった仕事をしたいこと」(12.5%)、「お客さんとの関わり方や職場などの人間関係がうまくいかないこと」(11.7%)などが続いています。なお、「困っていることは特にない」は32.5%となっています。

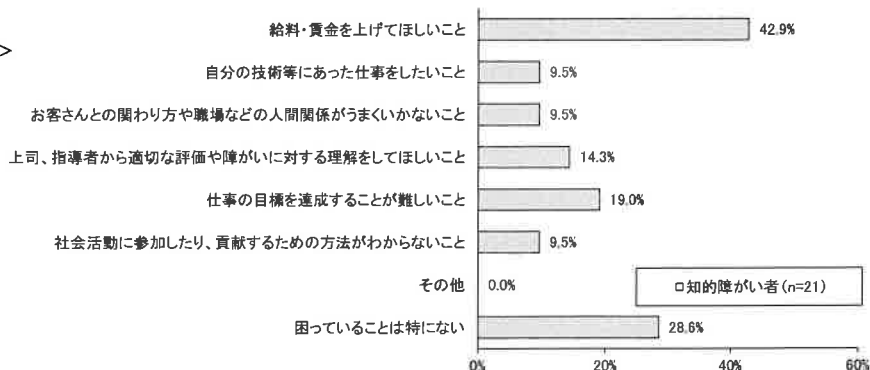


障がい者種別

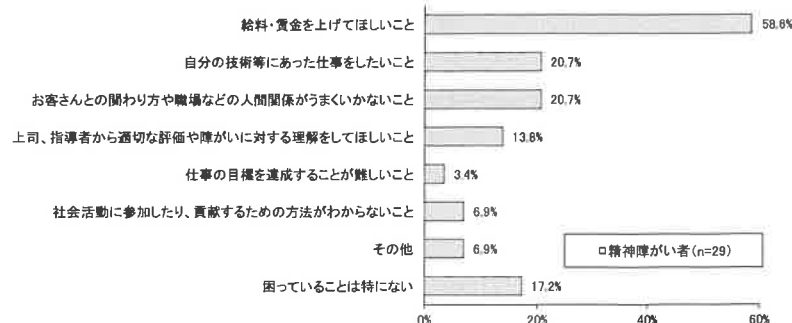
<身体障がい者>



<知的障がい者>



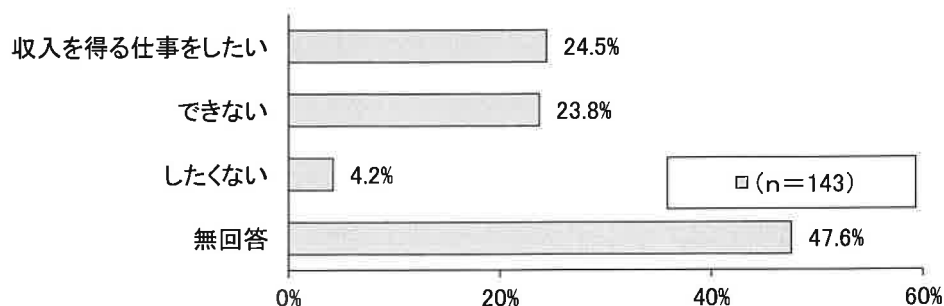
<精神障がい者>



問16 問13で「収入のある仕事をしている」と回答していない18～64歳までの人(143人)にお聞きします。

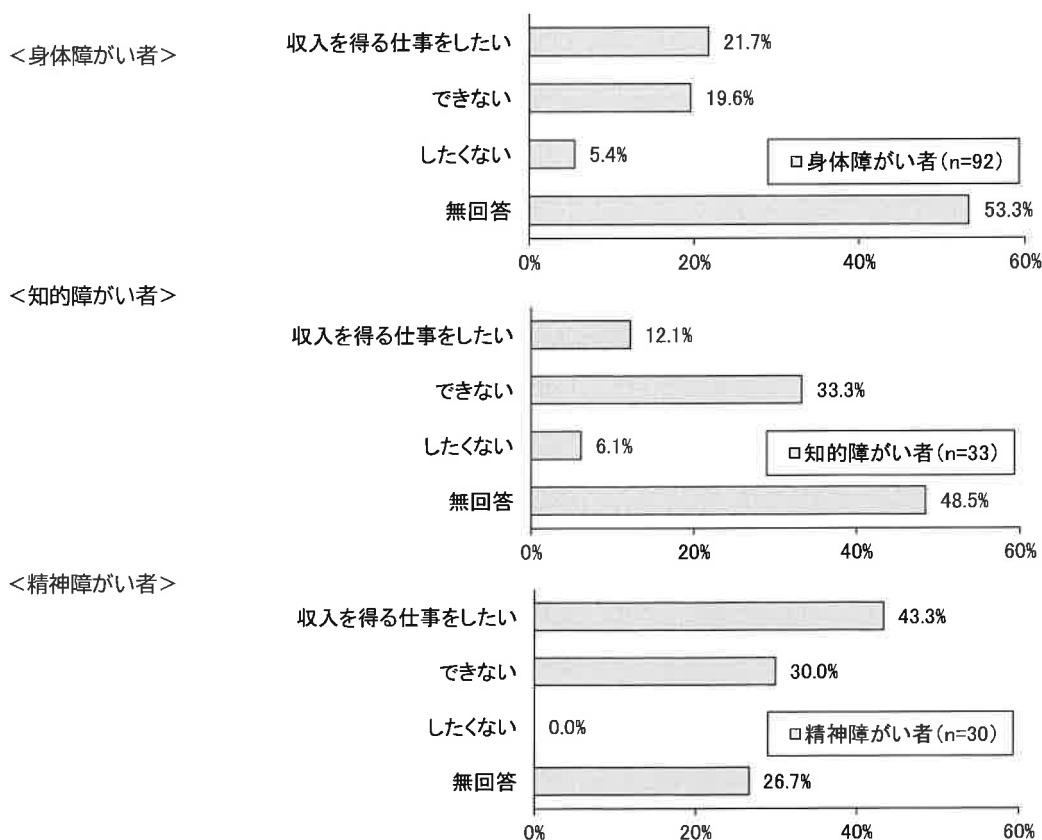
あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つ)

「収入を得る仕事をしたい」の割合が24.5%であり、「できない」(23.8%)と同程度となっています。



障がい者種別

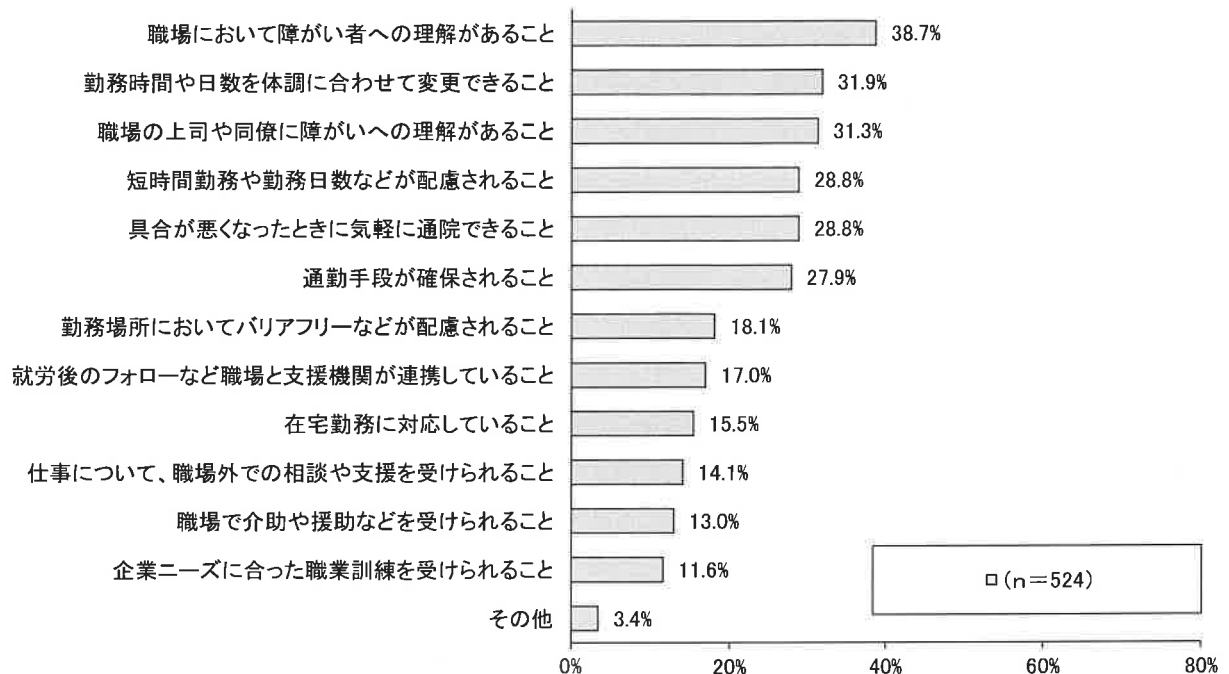
「収入を得る仕事をしたい」の割合は、＜精神障がい者＞が43.3%で最も高くなっています。
仕事を「できない」の割合は、＜知的障がい者＞が33.3%で最も高くなっています。



問17 あなたは、障がい者の就労等において、どのようなことが必要だと思いますか。

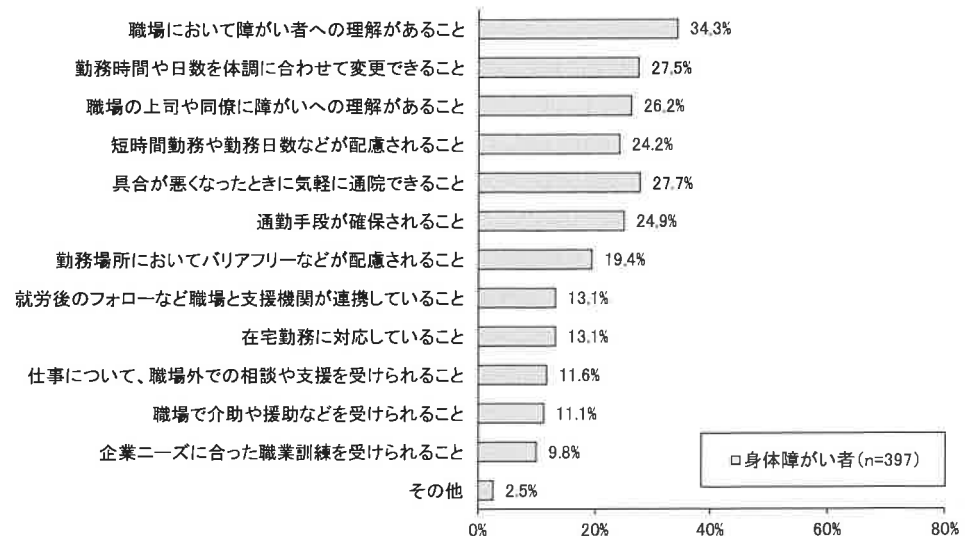
(○はいくつでも)

「職場において障がい者への理解があること」の割合が38.7%で最も高く、次いで「勤務時間や日数を体調に合わせて変更できること」(31.9%)、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」(31.3%)などが続いています。

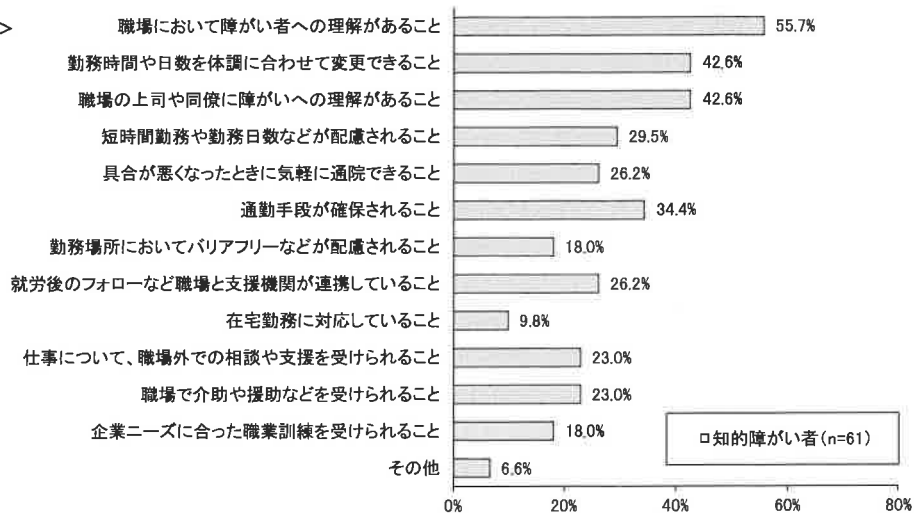


障がい者種別

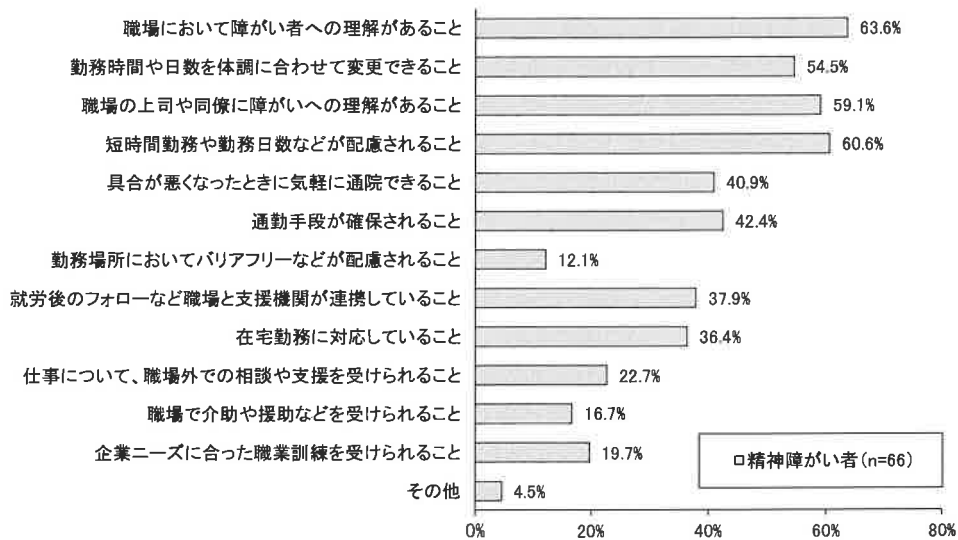
<身体障がい者>



<知的障がい者>



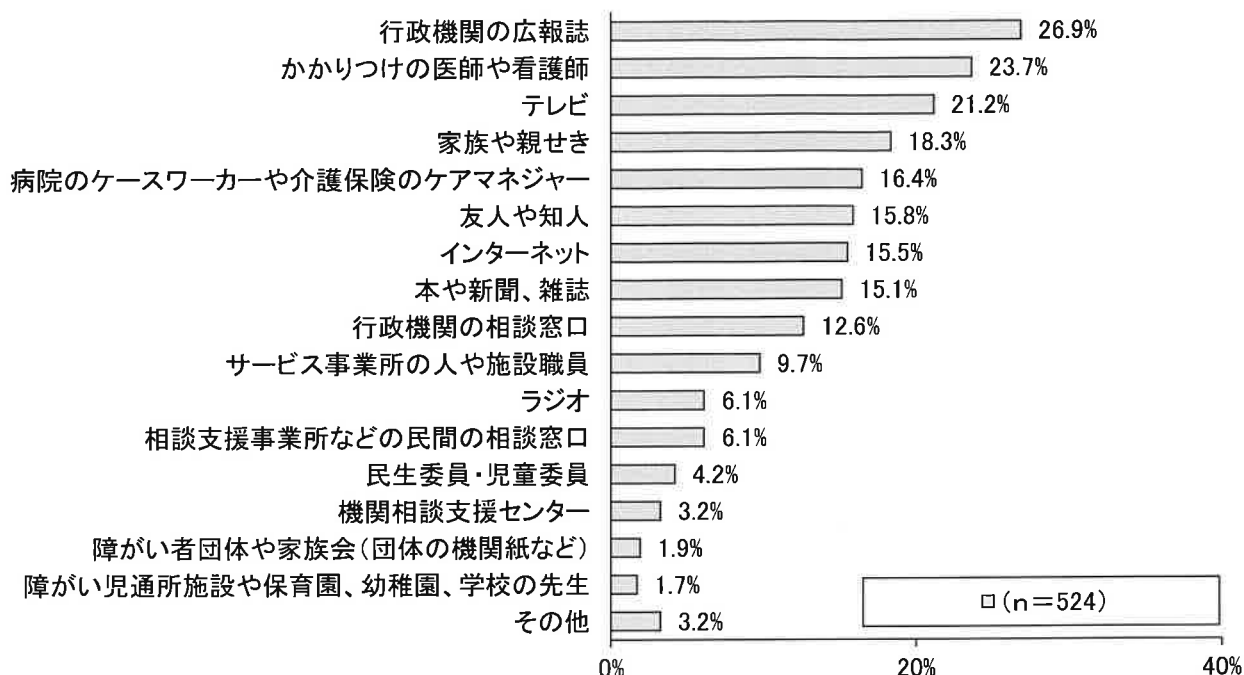
<精神障がい者>



4. 障がい福祉サービス等の利用について

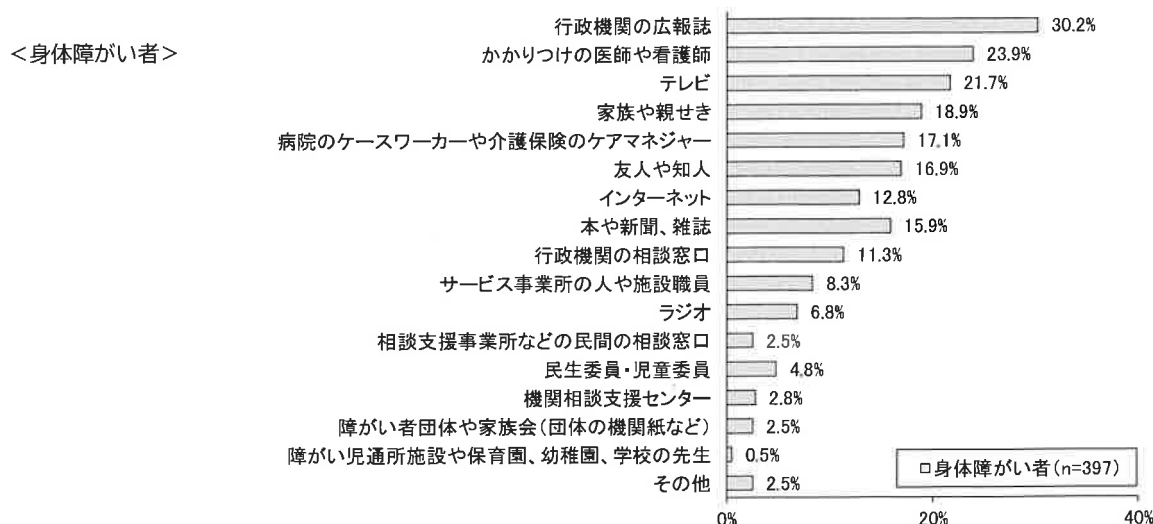
問18 あなたは普段、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから入手しますか。(〇はいくつでも)

「行政機関の広報誌」の割合が26.9%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護婦」(23.7%)、「テレビ」(21.2%)などが続いています。

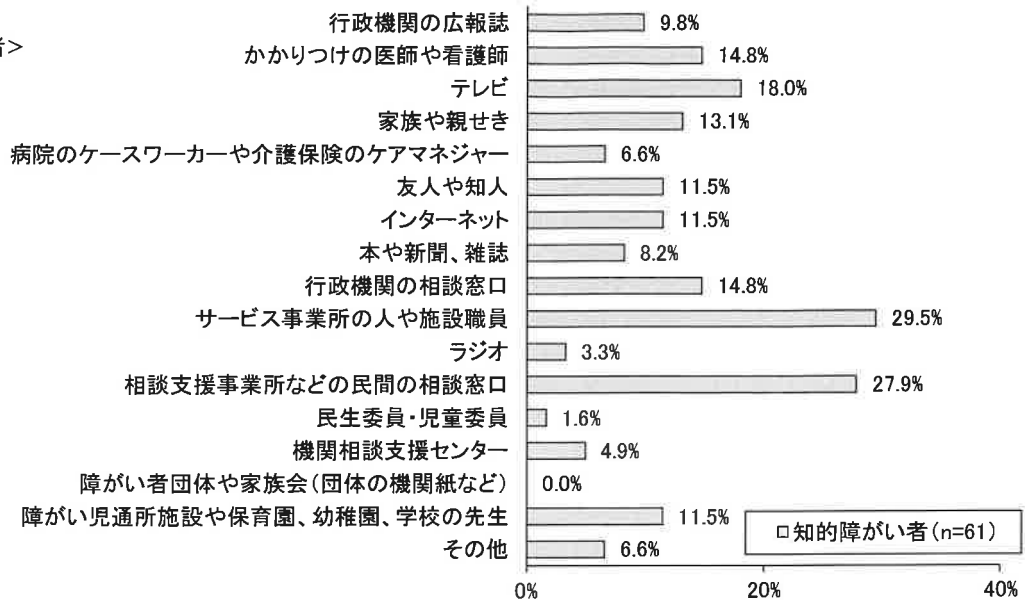


障がい者種別

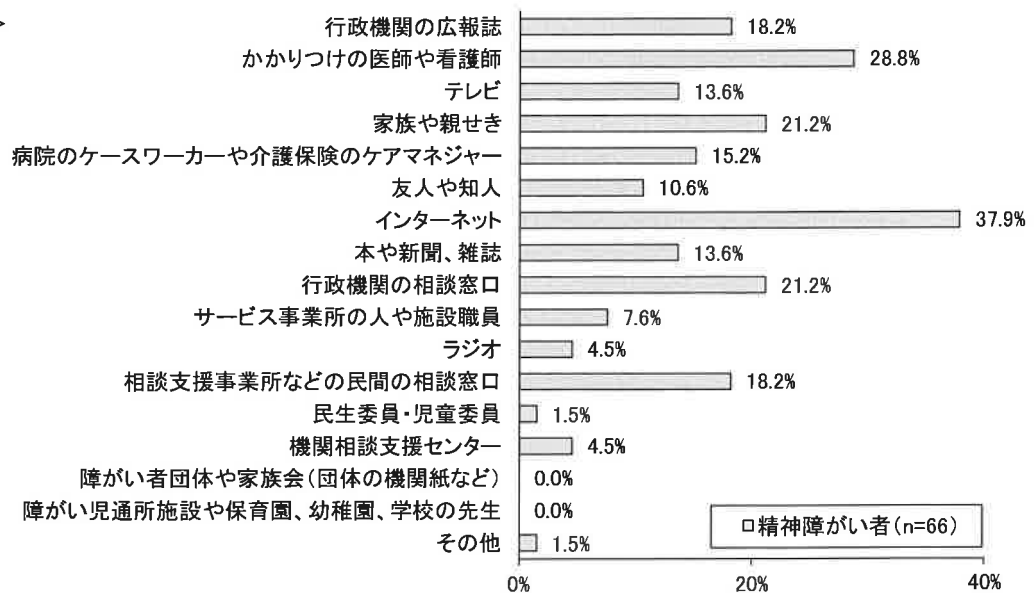
<身体障がい者>は全体と同じ状況ですが、<知的障がい者>は「サービス事業所の人や施設職員」の割合が29.5%で最も高く、<精神障がい者>は「インターネット」の割合が37.9%で最も高くなっています。



<知的障がい者>

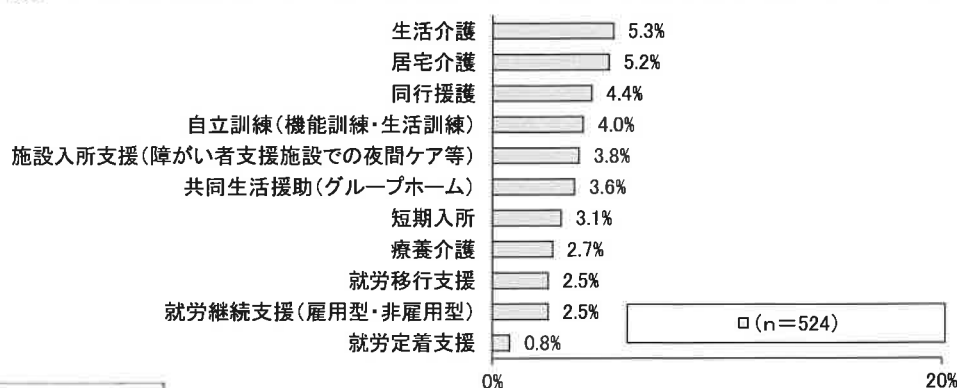


<精神障がい者>



問19 あなたがこの一年間(令和4年10月～令和5年9月)に利用された以下の障がい福祉サービス等に○をつけてください。(○はいくつでも)

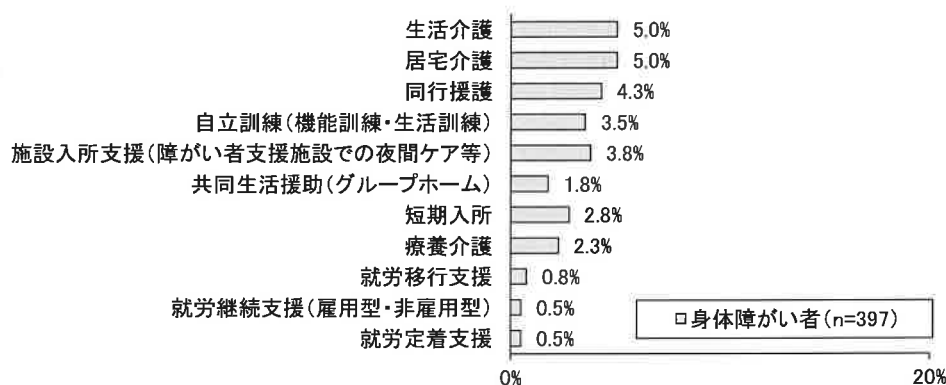
「生活介護」の割合が5.3%で最も高く、次が「居宅介護」(5.2%)となっています。



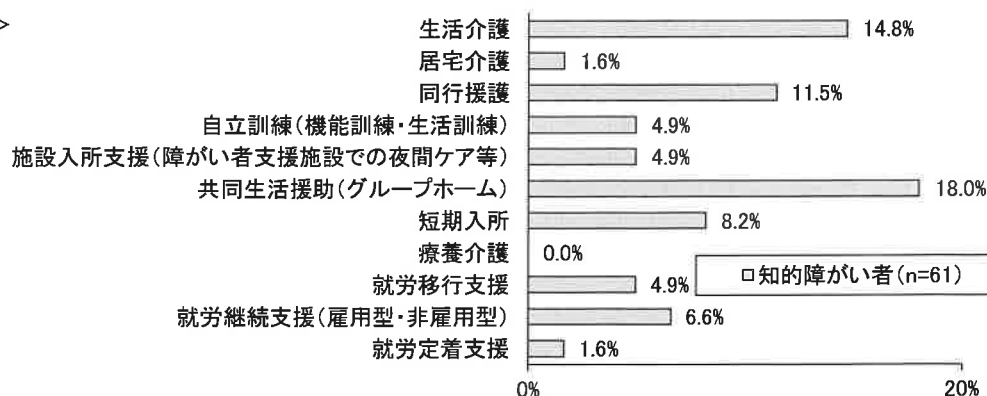
障がい者種別

<身体障がい者>は全体とほぼ同じ状況ですが、<知的障がい者>は「共同生活援助」(グループホーム)の割合が18.0%で最も高く、<精神障がい者>は「就労移行支援」の割合が12.1%で最も高くなっています。

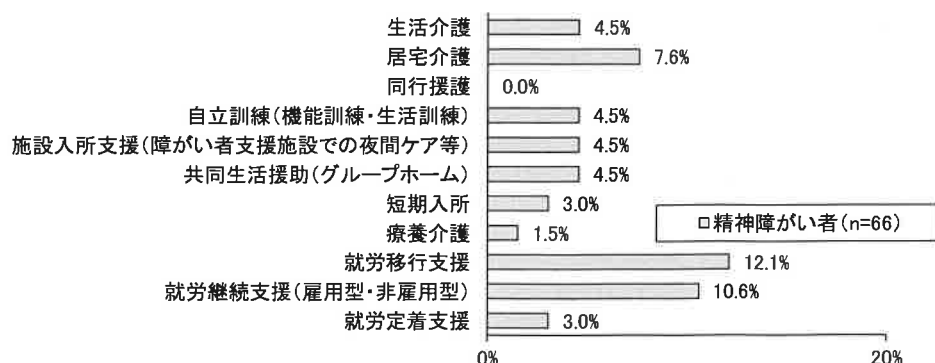
<身体障がい者>



<知的障がい者>

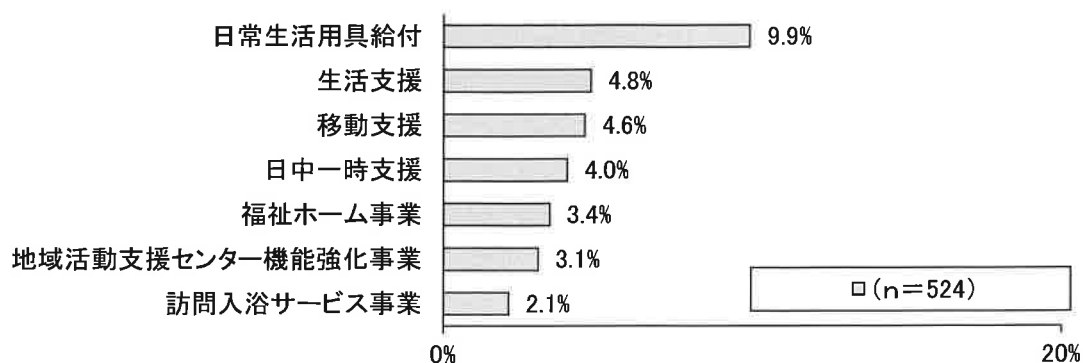


<精神障がい者>



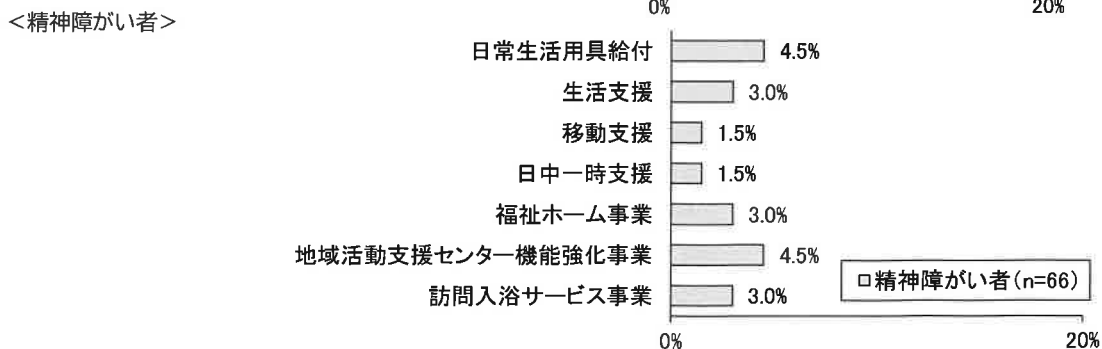
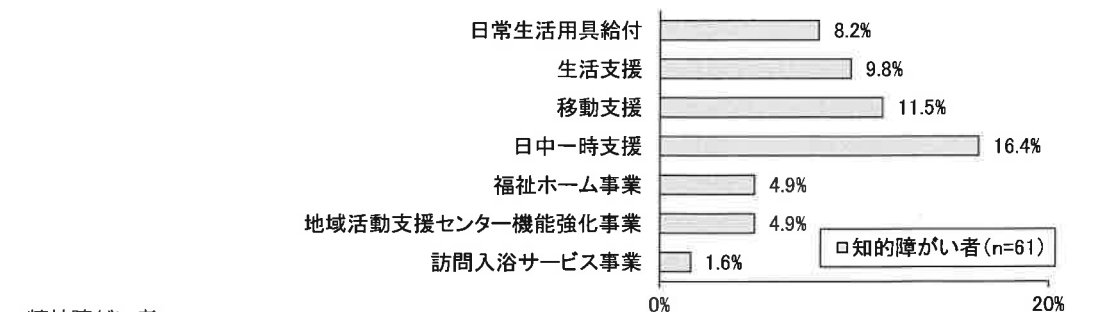
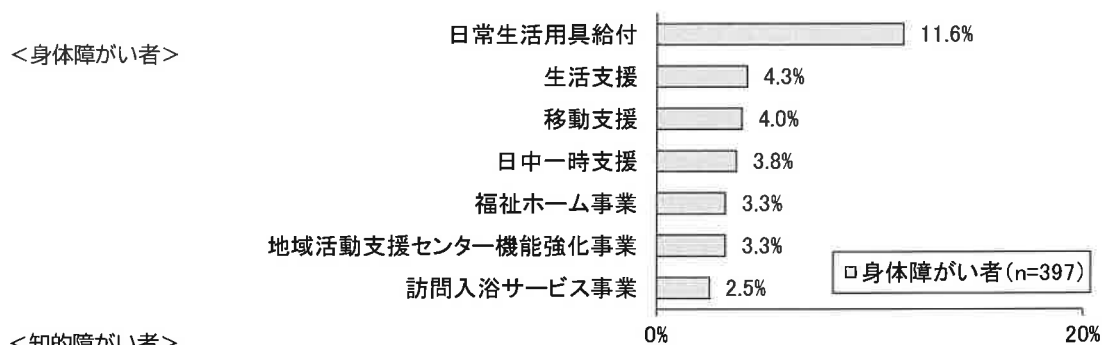
問20 あなたがこの一年間(令和4年10月～令和5年9月)に利用された以下の地域生活支援事業に○をつけてください。(○はいくつでも)

「日常生活用具給付」の割合が9.9%で最も高くなっています。



障がい者種別

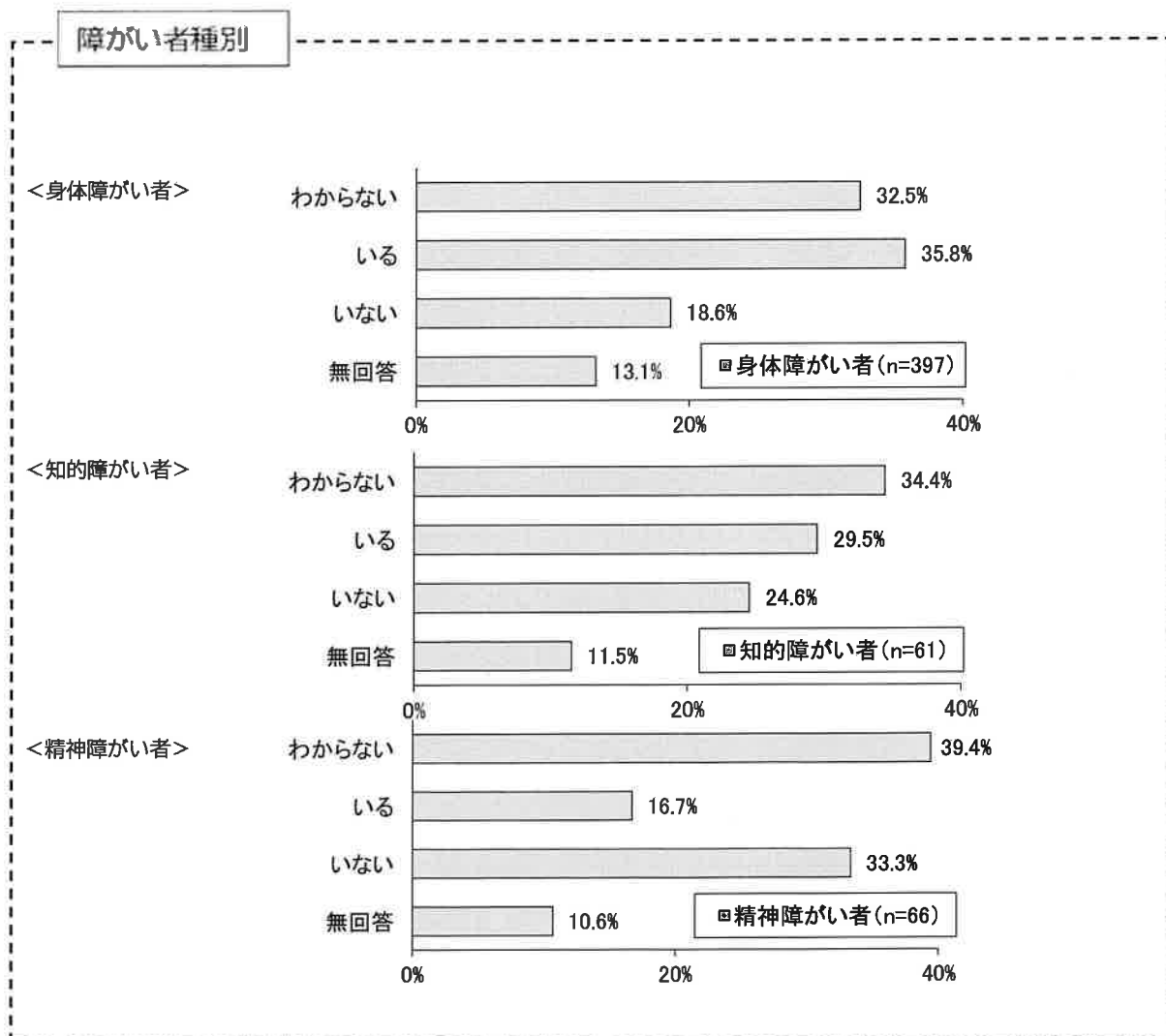
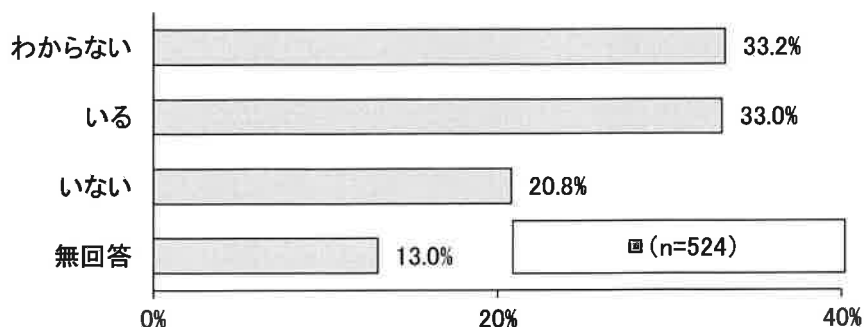
<身体障がい者>と<精神障がい者>は全体とほぼ同じ状況ですが、<知的障がい者>は「日中一時支援」の割合が16.4%で最も高くなっています。



5. 災害時の対応について

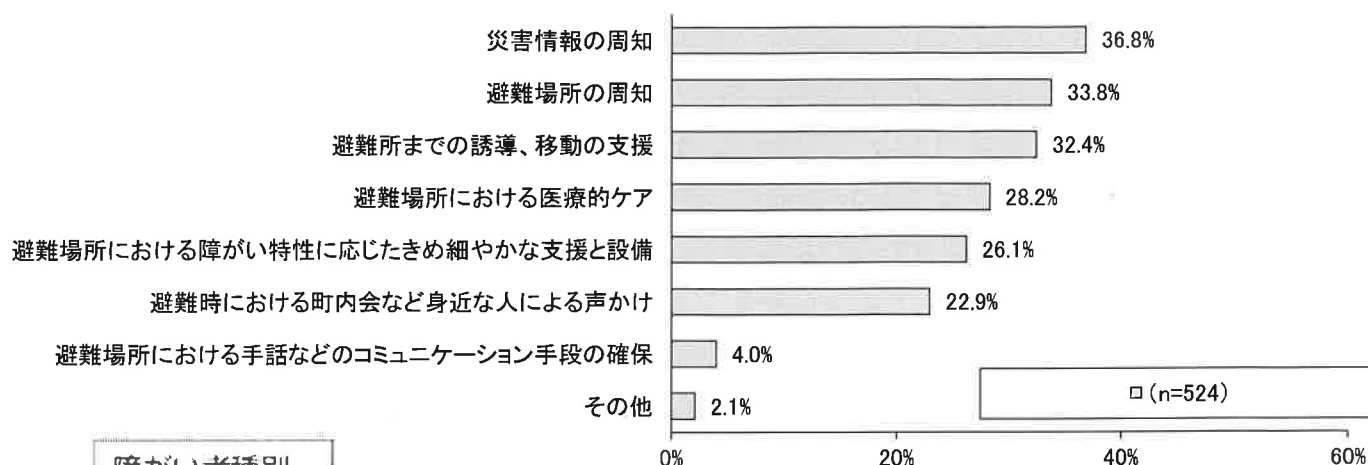
問21 あなたは、災害発生時に家族以外で近所に助けてくれる人はいますか。(○は1つ)

「わからない」(33.2%)と「いる」(33.0%)はほぼ同じ割合となっており、「いない」(20.8%)を約12%上回っています。



問22 あなたは、災害発生時にどのような支援が必要ですか。(〇はいくつでも)

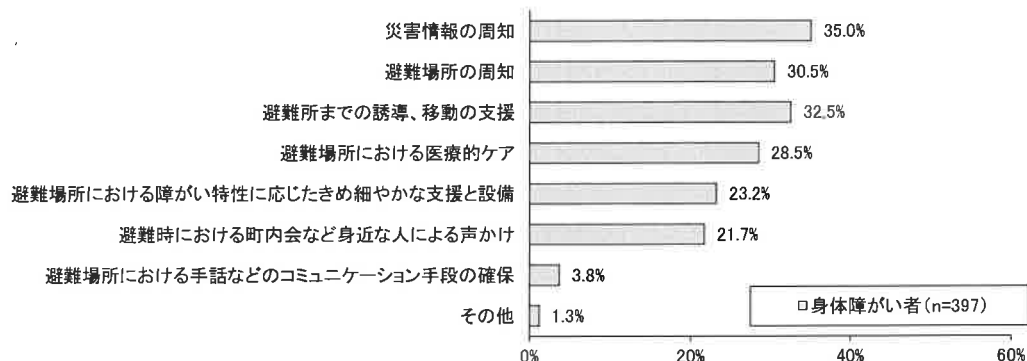
「災害情報の周知」(36.8%)の割合が36.8%で最も高く、次いで「避難場所の周知」(33.8%)、「避難所までの誘導、移動の支援」(32.4%)などが続いています。



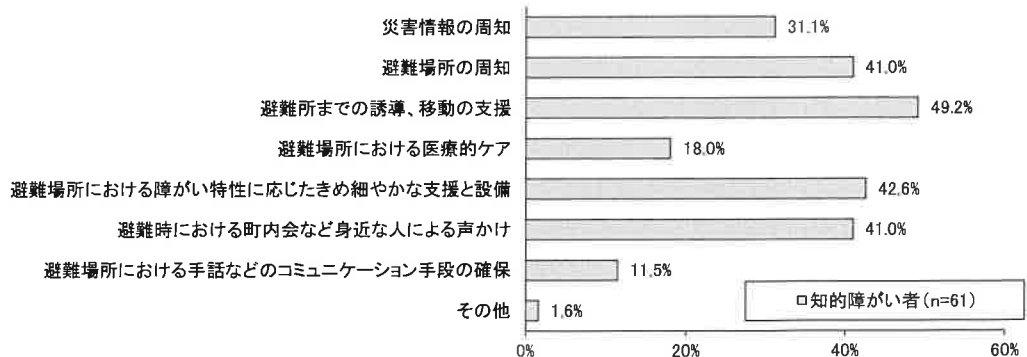
障がい者種別

<身体障がい者>、<精神障がい者>は全体とほぼ同じ状況となっていますが、<知的障がい者>は「避難所までの誘導、移動の支援」の割合が49.2%で最も高くなっています。

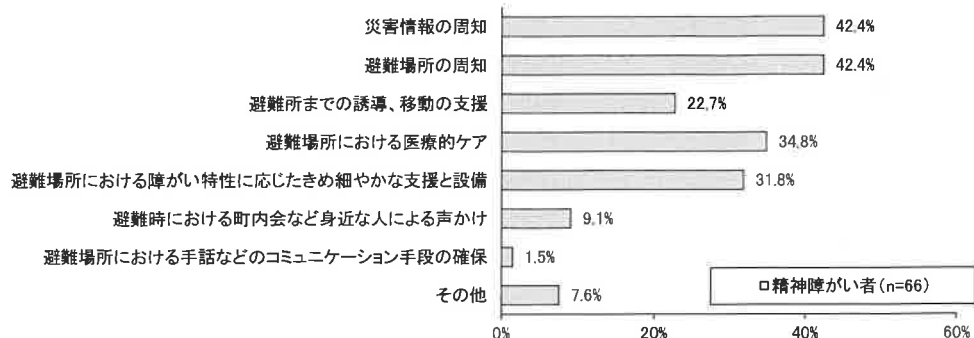
<身体障がい者>



<知的障がい者>

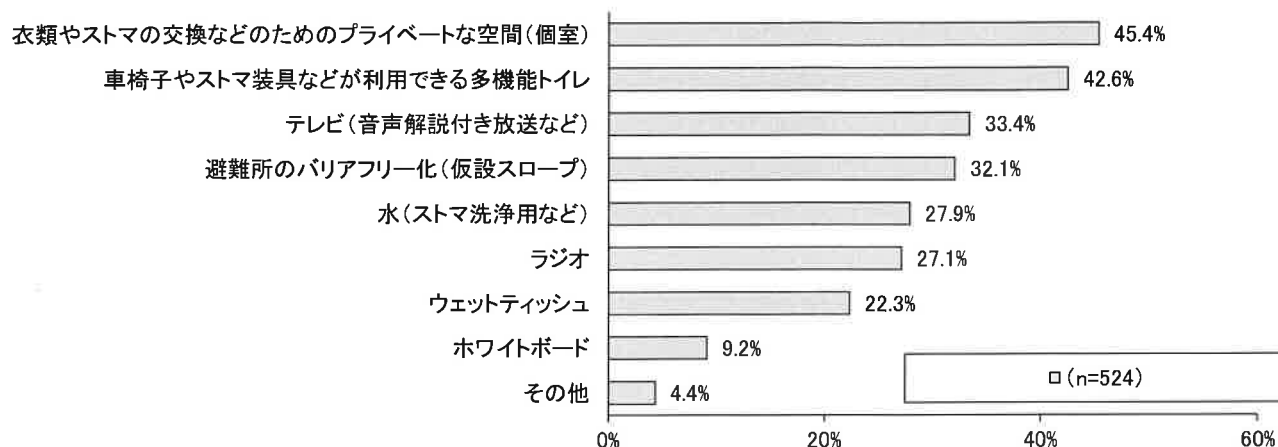


<精神障がい者>



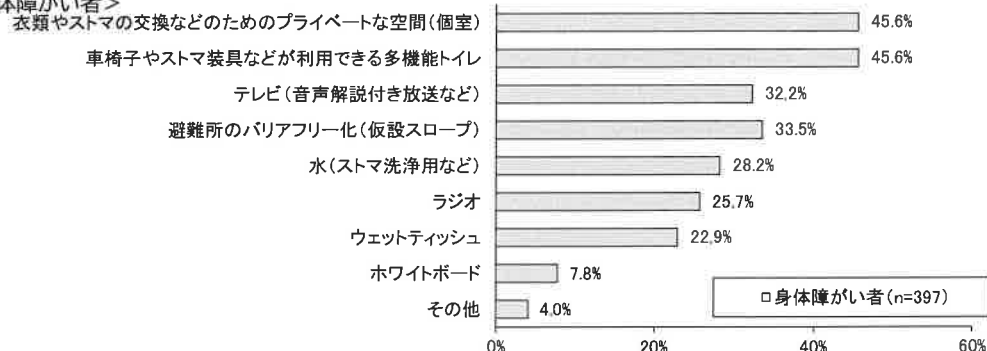
問23 あなたは、福祉避難所の設備として何があればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

「衣類やストマ交換などのためのプライベートな空間(個室)」の割合が45.4%で最も高く、次いで「車椅子やストマ装具などが利用できる多機能トイレ」(42.6%)、「テレビ(音声解説付き放送など)」(33.4%)などが続いています。

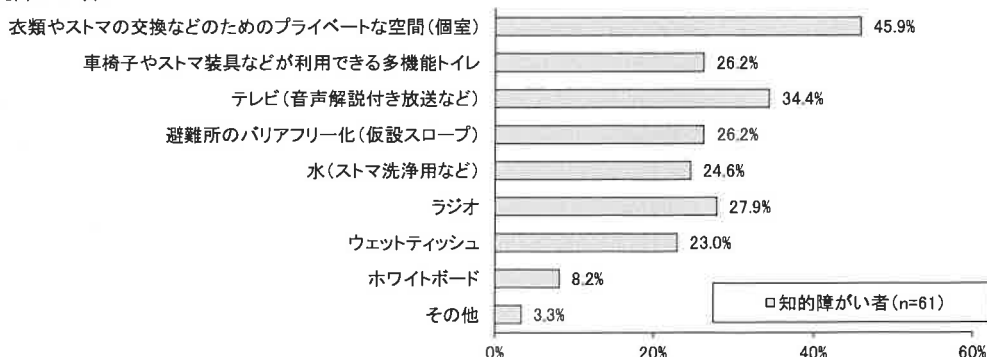


障がい者種別

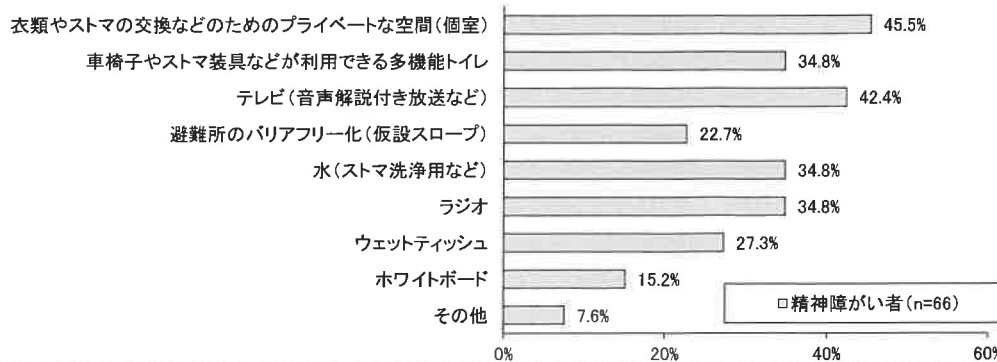
<身体障がい者>



<知的障がい者>



<精神障がい者>

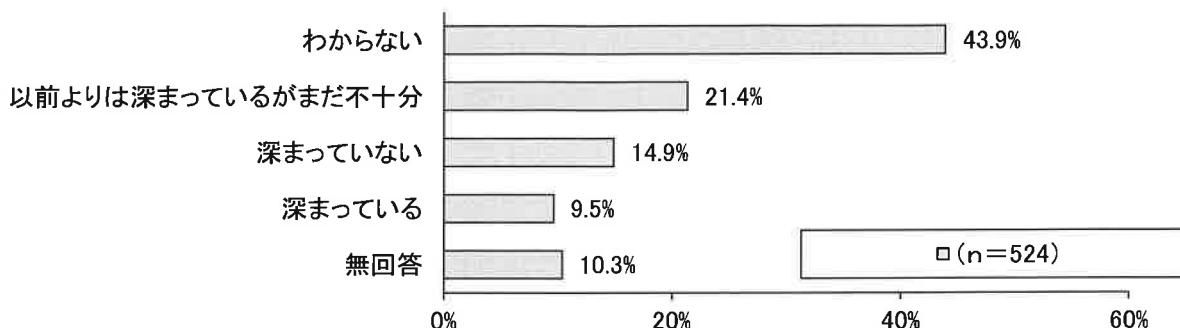


6. 障がいのある人への理解について

問24 国富町民の障がいのある人に対する理解と認識について、あなたはどのように思いますか。

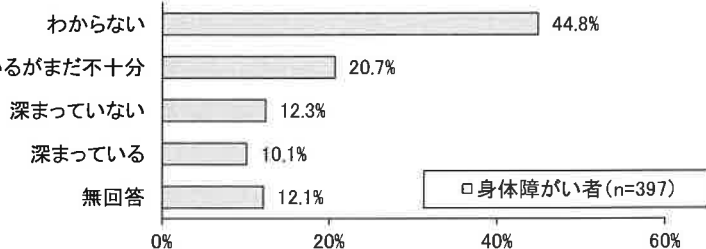
(○は1つ)

「以前よりは深まっているがまだ不十分」(21.4%)、「深まっている」(9.5%)の割合の合計は30.9%で、「深まっていない」(14.9%)を16.0%上回っています。なお、「わからない」の割合が43.9%で最も高くなっています。

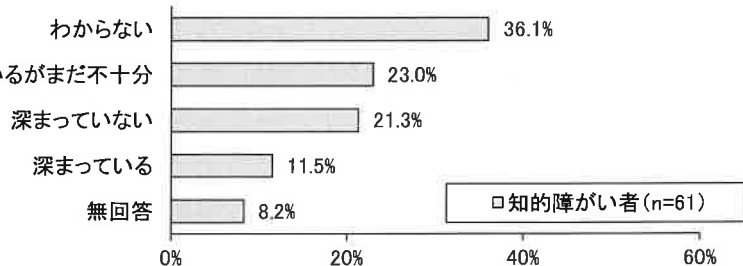


障がい者種別

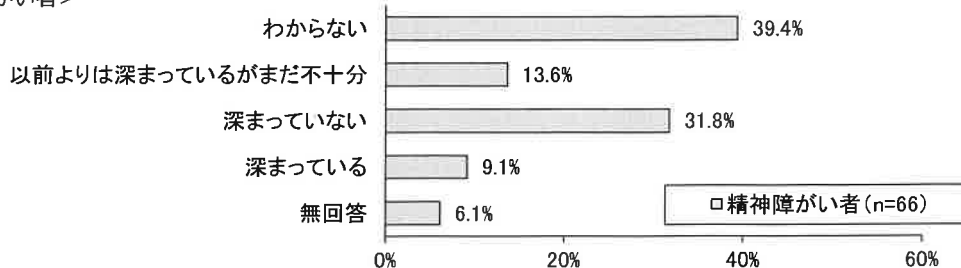
<身体障がい者>



<知的障がい者>

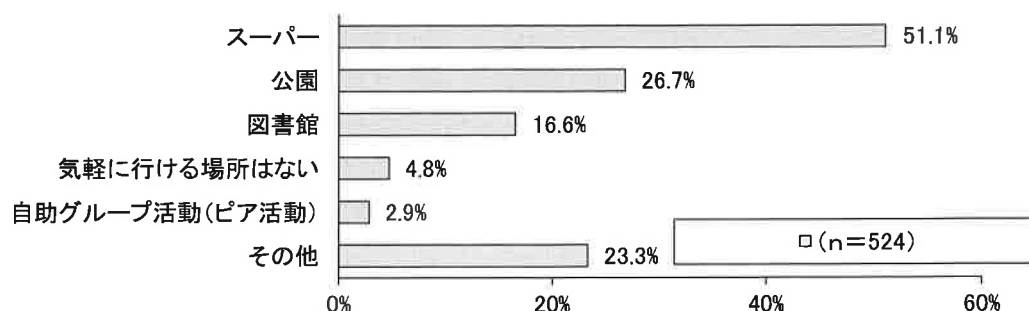


<精神障がい者>



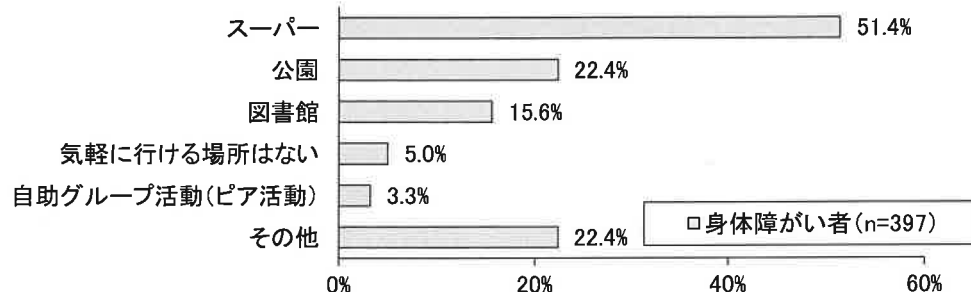
問25 あなたが自宅や仕事場(福祉作業所を含む)、学校など以外で気軽に行ける場所はどこですか。
(〇はいくつでも)

「スーパー」の割合が51.1%で最も高く、次いで「公園」(26.7%)などが続いています。

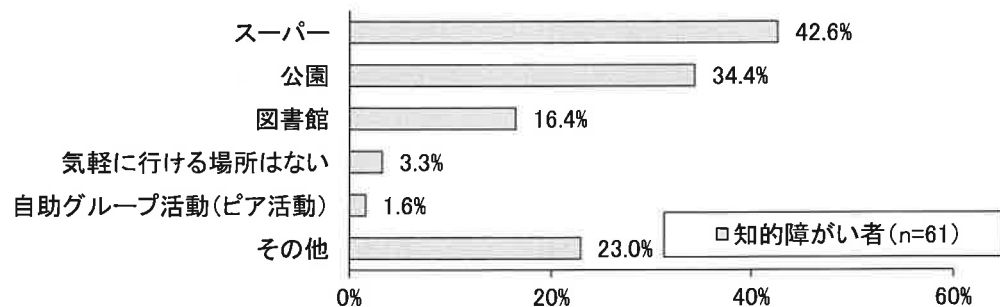


障がい者種別

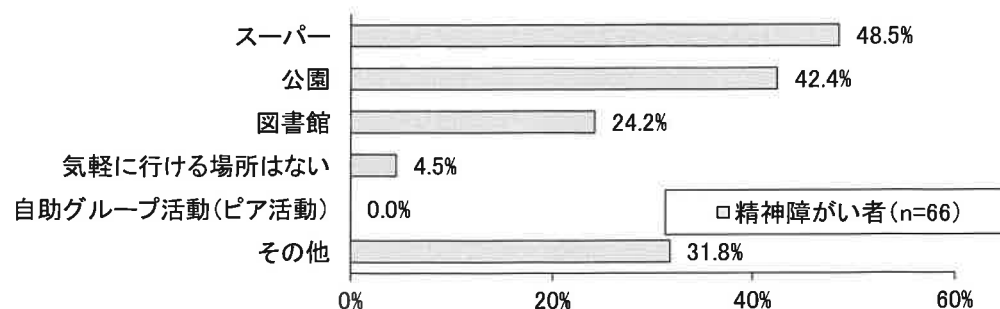
<身体障がい者>



<知的障がい者>

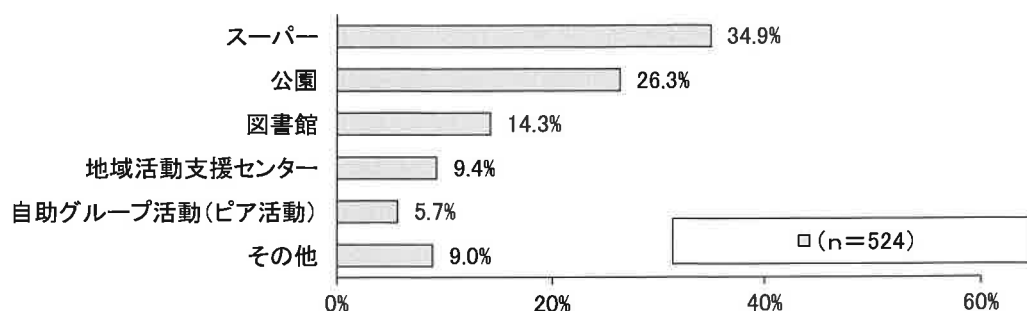


<精神障がい者>



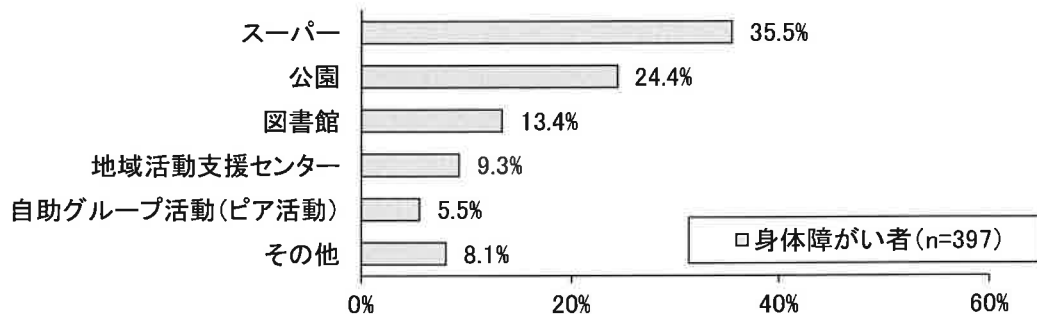
問26 あなたが気軽に集えると思うのは、どのような場所ですか。(〇はいくつでも)

「スーパー」(34.9%)の割合が34.9%で最も高く、次いで「公園」(26.3%)などが続いています。

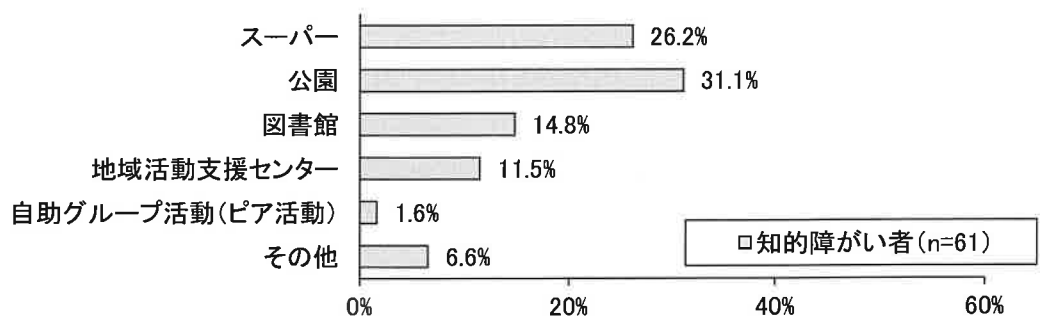


障がい者種別

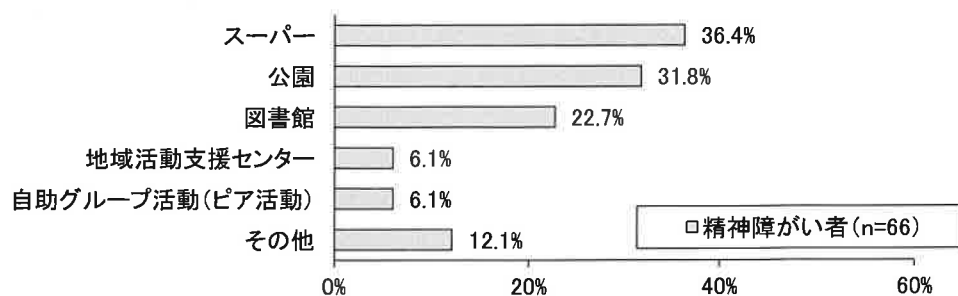
<身体障がい者>



<知的障がい者>

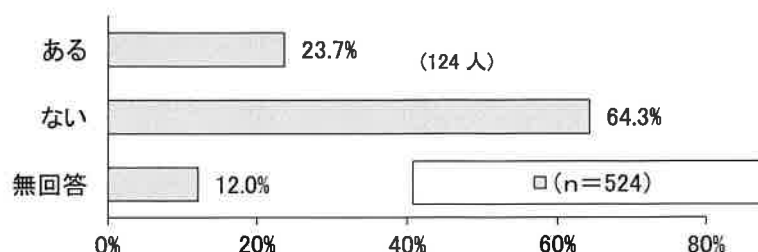


<精神障がい者>



問27 あなたは、日常生活や地域で障がいがあるために差別やいやな思いをしたことはありますか。
(○は1つ)

「ある」の割合は23.7%であり、「ない」(64.3%)を大きく(40.6%)下回っています。



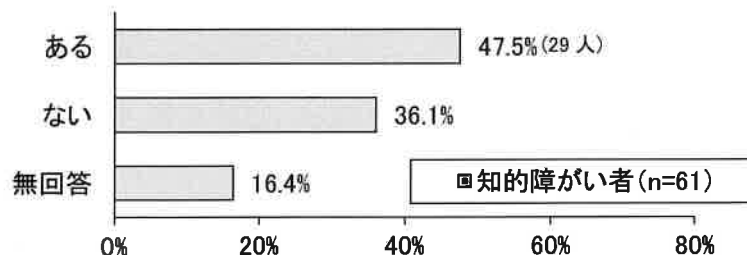
障がい者種別

<身体障がい者>は全体とほぼ同じ状況となっていますが、<知的障がい者>と<精神障がい者>は「ある」の割合が約半数となっています。

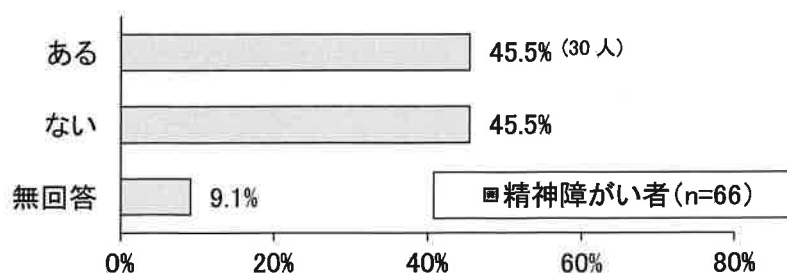
<身体障がい者>



<知的障がい者>



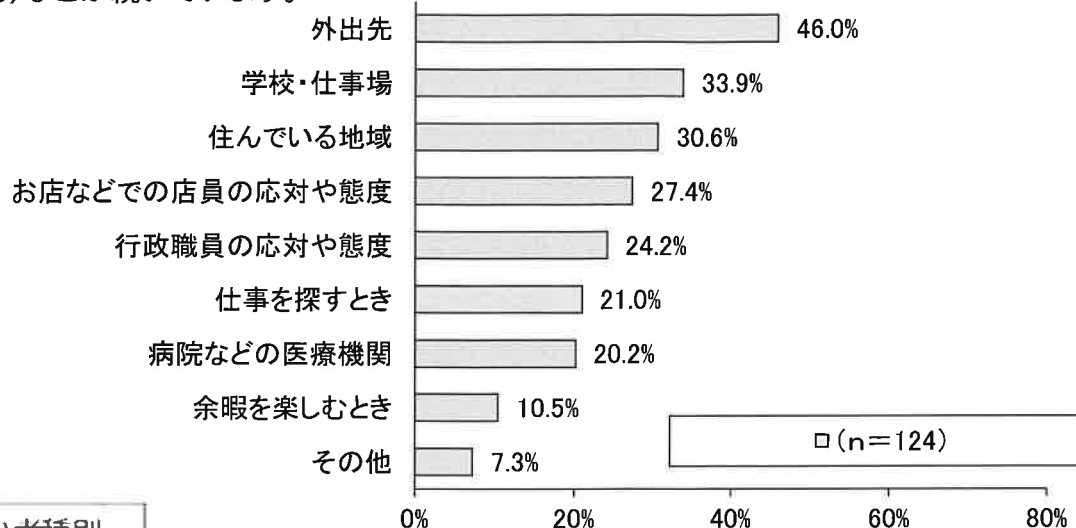
<精神障がい者>



問28 問27で「ある」と回答した人(124人)にお聞きします。

あなたがそのような思いをしたのは、どのような場面ですか。(〇はいくつでも)

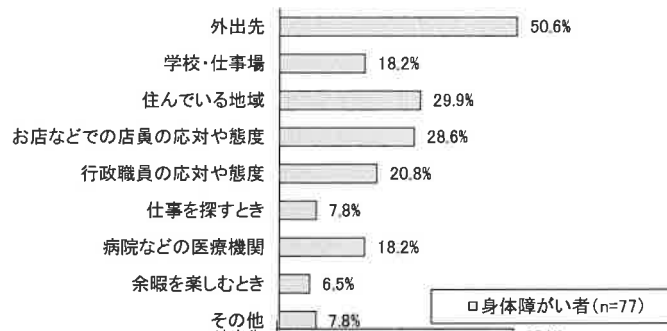
「外出先」の割合が46.0%で最も高く、次いで「学校・仕事場」(33.9%)、「住んでいる地域」(30.6%)などが続いています。



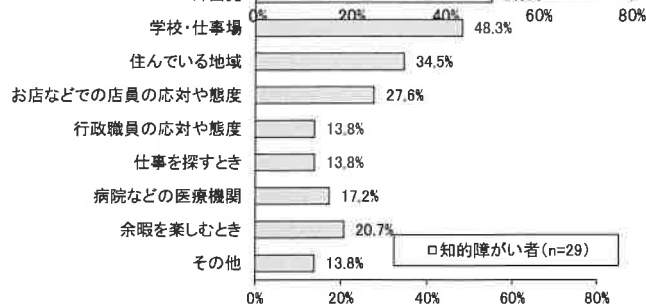
障がい者種別

<精神障がい者>は「学校・仕事場」の割合が63.3%で他の障がい者を大きく上回っています。

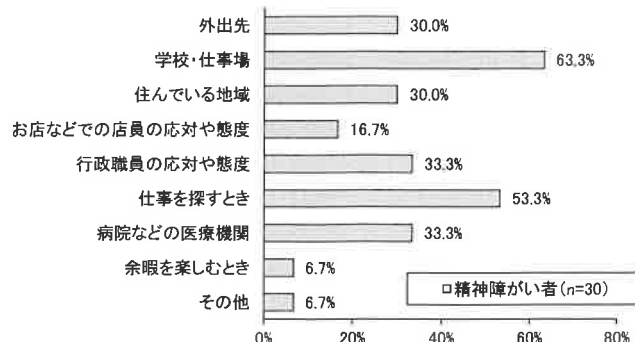
<身体障がい者>



<知的障がい者>



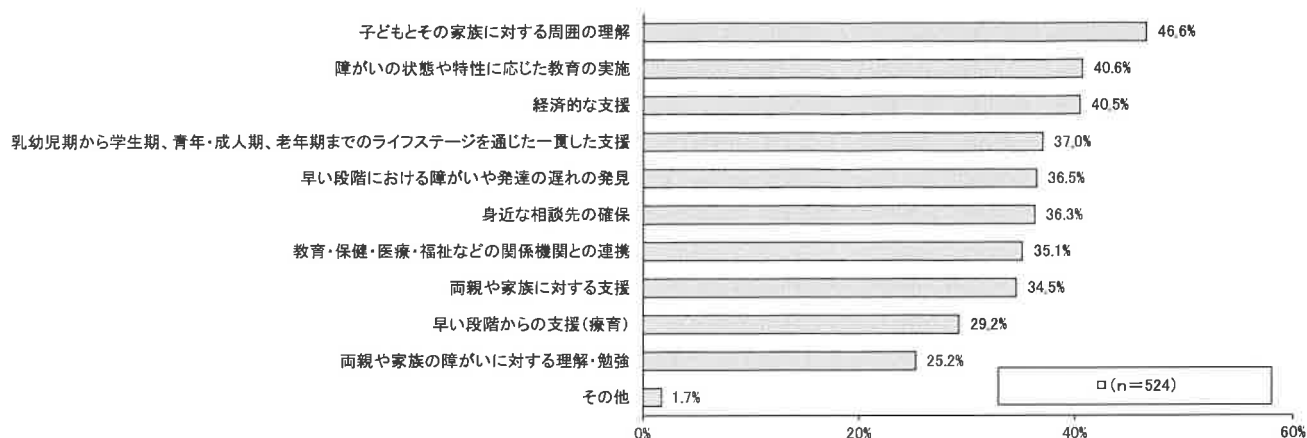
<精神障がい者>



問29 あなたは、障がいがある子どもについて、どのようなことが必要だと思いますか。

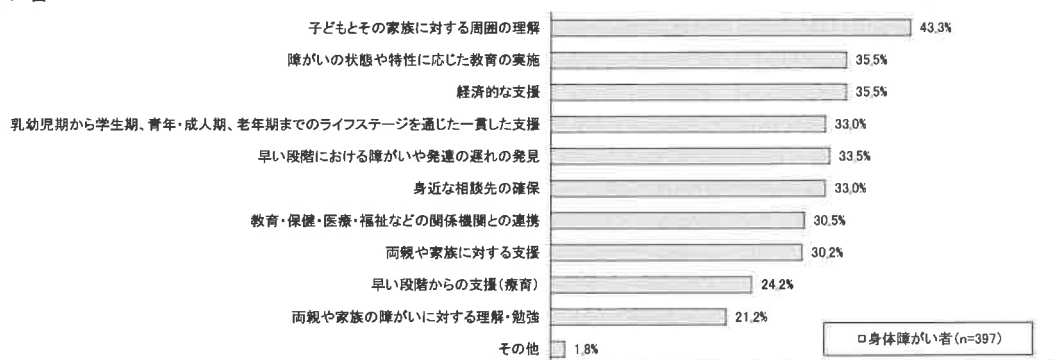
(〇はいくつでも)

「子どもとその家族に対する周囲の理解」の割合が46.6%で最も高く、次いで「障がいの状態や特性に応じた教育の実施」と「経済的な支援」(それぞれ4割)などが続いています。

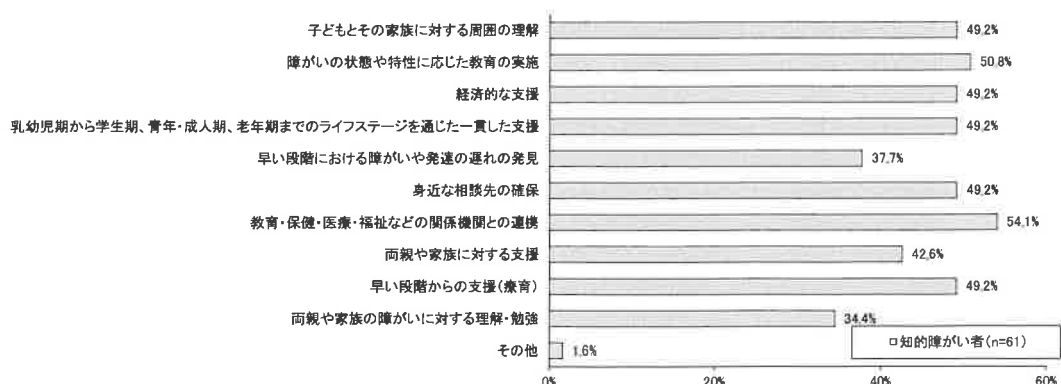


障がい者種別

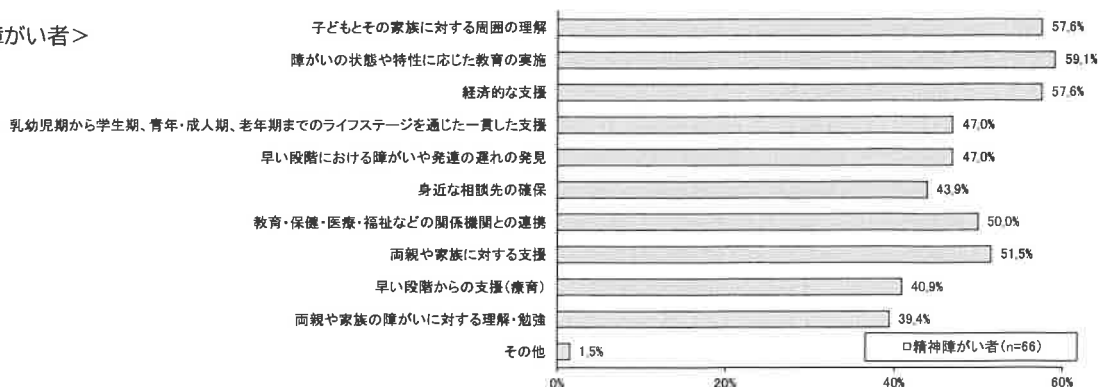
<身体障がい者>



<知的障がい者>

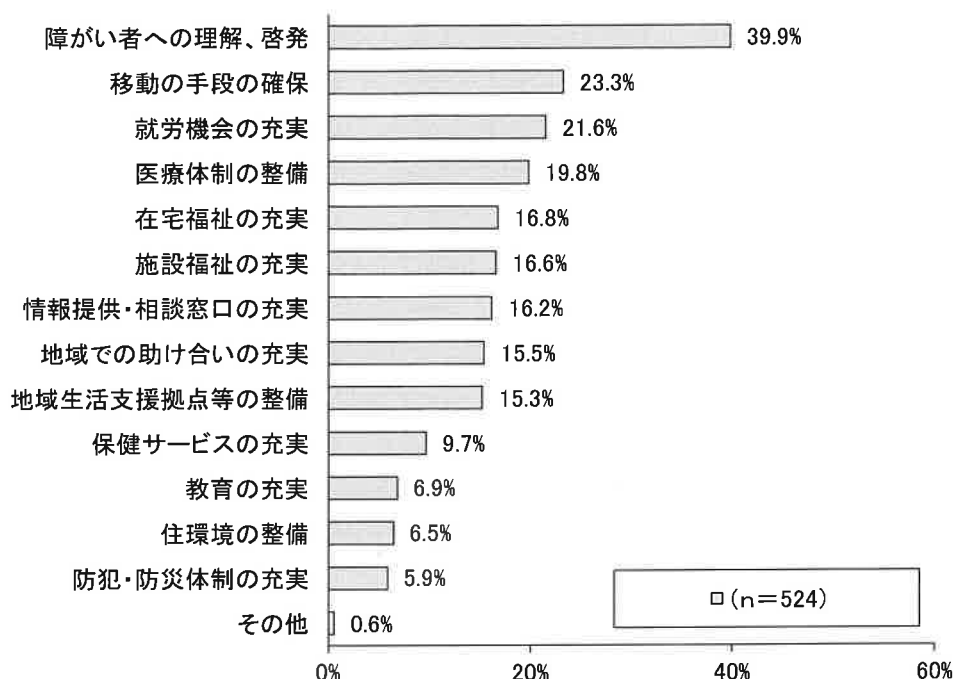


<精神障がい者>



問30 あなたは、障がい者(児)に対する国富町の取組について、特に何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

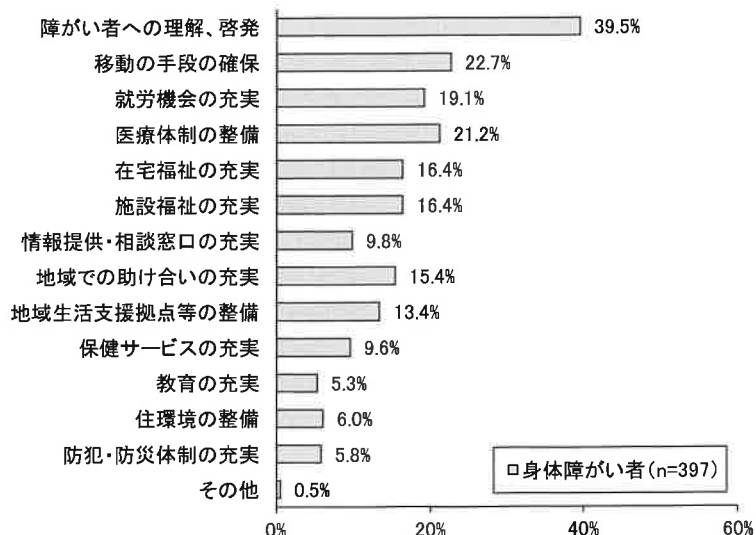
「障がい者への理解、啓発」の割合が39.9%で最も高く、次いで「移動の手段の確保」(23.3%)、「就労機会の充実」(21.6%)などが続いています。



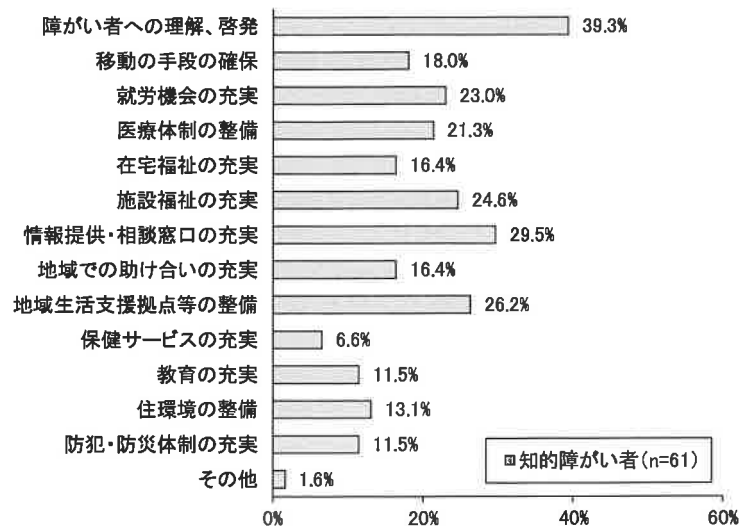
障がい者種別

<精神障がい者>は、「情報提供・相談窓口の充実」の割合(37.9%)が他の障がい者を大きく上回っています。

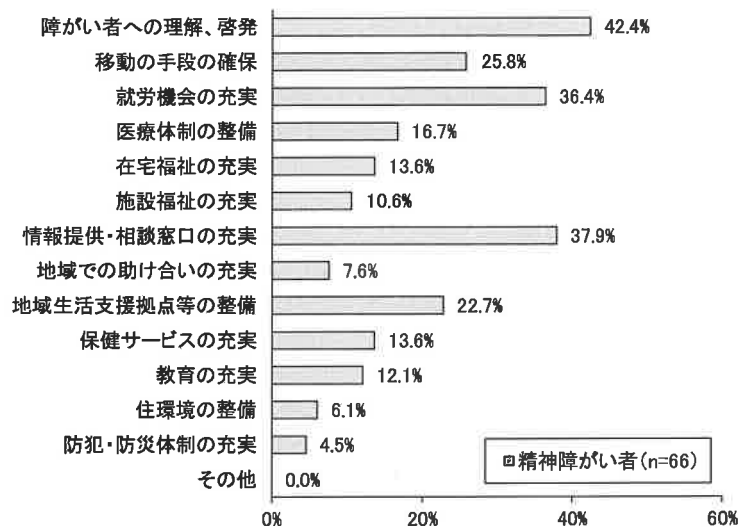
<身体障がい者>



<知的障がい者>



<精神障がい者>

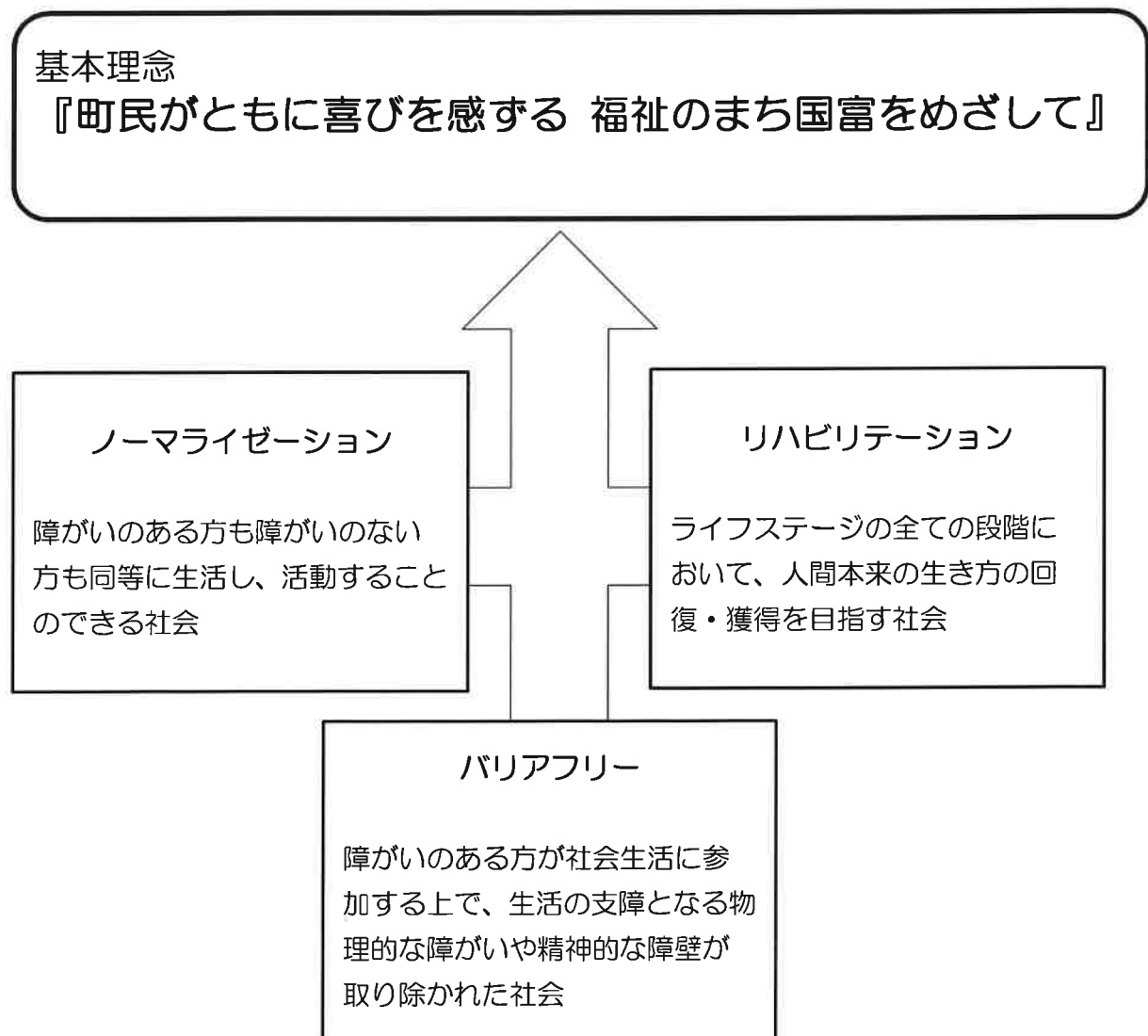


4 施策の基本方針

(1) 基本理念

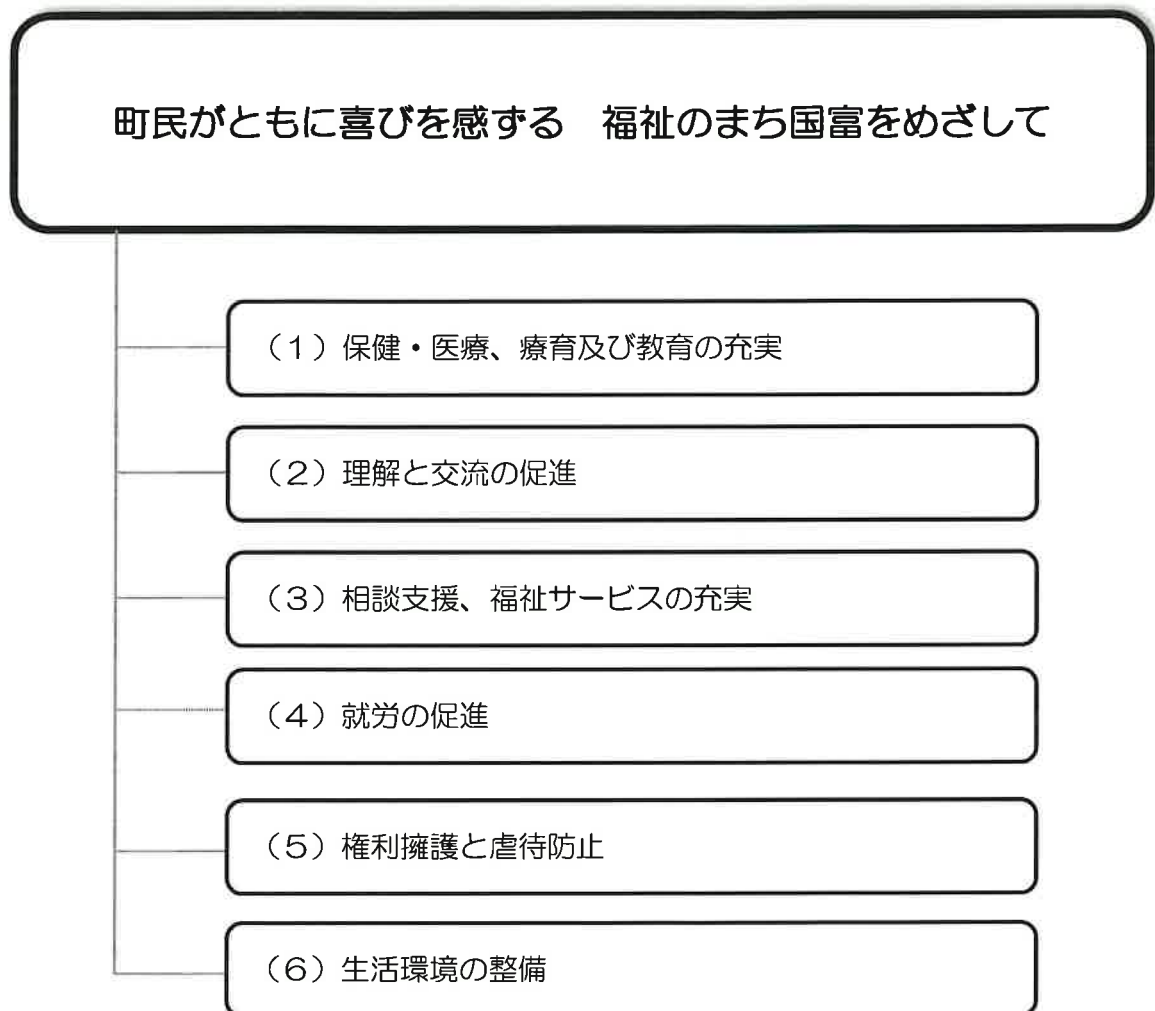
本計画の基本理念は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、「バリアフリー」の理念に基づき、「自己選択と自己決定」を柱に、障がいの有無に関係なく、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現を目指します。

また、行政はもとより市民の誰もが思いやりの心を持ち、一体となって取り組んでいくために、総合計画等との整合性をふまえ、本計画の策定にあたり基本理念を以下のとおりとします。



5 基本目標

基本理念のもと、すべての人が自分らしく生き生きと暮らしていける社会の実現を目指して、次の6項目を基本目標とします。



6 基本目標の内容

(1) 保健・医療、療育及び教育の充実

地域社会で安心して暮らしていけるような保健・医療の充実に努めます。また、ライフステージに応じた保健・医療、療育及び教育の充実に図ります。

<目標達成のための施策の方向性>

- 1) 保健・医療の充実
- 2) 障がい児への療育の充実 など

(2) 理解と交流の促進

すべての人が互いに人格と個性を尊重し合い暮らしていける社会にするため、障がい者理解と地域住民との交流の促進を図ります。

<目標達成のための施策の方向性>

- 1) 障がいについての理解促進
- 2) 交流・ふれあいの促進
- 3) ボランティア活動の推進

(3) 相談支援、福祉サービスの充実

障がい者が住みなれた地域で、自立した生活を送るためには、相談支援と福祉サービスの充実が不可欠です。

<目標達成のための施策の方向性>

- 1) 相談支援体制の整備
- 2) 福祉サービスの充実

(4) 就労の促進

障がい者が経済的に自立し、自分らしく生き生きとした生活を送れるよう、就労の促進と日中活動の充実のための支援を行います。

<目標達成のための施策の方向性>

- 1) 就労支援
- 2) 日中活動の充実

(5) 権利擁護と虐待防止

日常生活を送る上で、意思決定が困難な障がい者の権利を擁護し、虐待の防止を図ります。

＜目標達成のための施策の方向性＞

- 1) 権利擁護の推進
- 2) 虐待防止に対する支援体制の整備

(6) 生活環境の整備

障がい者が地域社会で安心して快適な生活が送れるよう施設や情報のバリアフリー化や災害時の支援体制整備、住宅環境、移動手段の整備を図ります。

＜目標達成のための施策の方向性＞

- 1) 住宅・建物、交通のバリアフリー化の推進
- 2) 災害時及び平時の見守り支援体制の整備

1 障がい者数の推移

(1) 障がい者数の状況

町における令和5年3月31日現在の年齢別障がい種別の障がい者数をみると、身体障がい者1,255人、知的障がい者347人、精神障がい者164人となっています。

◆障がい者の状況 (単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数
総人口	2,581	8,953	7,063	18,597
うち身体障がい者	16	299	940	1,255
うち知的障がい者	51	235	61	347
うち精神障がい者	2	126	36	164
総 計				1,766

※ 総人口は、令和5年3月31日現在（住民基本台帳）

※ 精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳所持者数

(2) 身体障がい者

令和5年3月31日現在における身体障がいの年齢割合をみると、18歳以上が全体の98.6%を占めており、等級別では1級363人、2級148人、3級196人、4級399人、5～6級149人となっています。

また、種類別の状況は、視覚障害92人、聴覚・平衡機能障害123人、音声・言語・そしゃく機能障害35人、肢体不自由609人、内部機能障害454人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	12	18	17	17	17	16
18歳以上	1,274	1,290	1,261	1,252	1,239	1,239
総 数	1,286	1,308	1,278	1,269	1,256	1,255

(各年度末現在)

◆等級別障がい者数の推移 (単位：人)

等級	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	348	368	355	360	361	363
2級	157	155	153	158	156	148
3級	213	215	204	194	195	196
4級	410	415	413	406	399	399
5級	90	92	91	88	84	82
6級	68	63	62	63	61	67
合計	1,286	1,308	1,278	1,269	1,256	1,255

(各年度末現在)

◆種類別障がい者数の推移

(単位：人)

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
総 数	1,286	1,387	1,342	1,331	1,316	1,313
視覚障害	85	95	91	88	93	92
聴覚障害・ 平衡 機能障害	117	138	135	125	121	123
音声・言語・そし ゃく機能障害	37	39	37	38	37	35
肢体不自由	615	652	631	630	622	609
内部機能障害	432	463	448	450	443	454

(各年度末現在)

(3) 知的障がい者

令和5年3月31日現在における知的障害の年齢別については、18歳未満が48人、18歳以上が304人となっています。

また、程度別の状況は、A判定が144人、B1判定が109人、B2判定が99人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
18歳未満	39	36	38	42	43	48
18歳以上	245	269	280	291	298	304
総 数	284	305	318	333	341	352

(各年度末現在)

◆障害程度別障がい者数の推移

(単位：人)

等級	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
A	118	130	132	138	142	144
B1	90	94	98	104	106	109
B2	76	81	88	91	93	99
合 計	284	305	318	333	341	352

(各年度末現在)

(4) 精神障がい者

令和5年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者は、164人となっています。

また、令和5年3月31日現在における自立支援医療制度（精神通院）の利用者数は、424人となっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
1級	4	5	7	7	7	4
2級	63	60	68	75	90	97
3級	46	53	61	70	70	63
合計	113	118	136	152	167	164

(各年度末現在)

◆自立支援医療制度（精神通院）受給者数

(単位：人)

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
公的負担を受けている通院患者	417	417	437	266	451	424

(各年度末現在)

(5) 障がい児の就学

特別支援学校への就学者数は、全体で21人となっており、小学部が11人、中学部が3人、高等部が7人となっています。

また、特別支援学級は、全体で19学級(83人)となっており、小学校は13学級(67人)、中学校は6学級(16人)となっています。

◆特別支援学校への就学状況

(単位：人)

区 分	視覚	聴覚	知的・肢体・ 病弱	計
全 体	0	0	21	21
小学部	0	0	11	11
中学部	0	0	3	3
高等部	0	0	7	7

(令和5年5月1日現在)

◆特別支援学級への入級状況

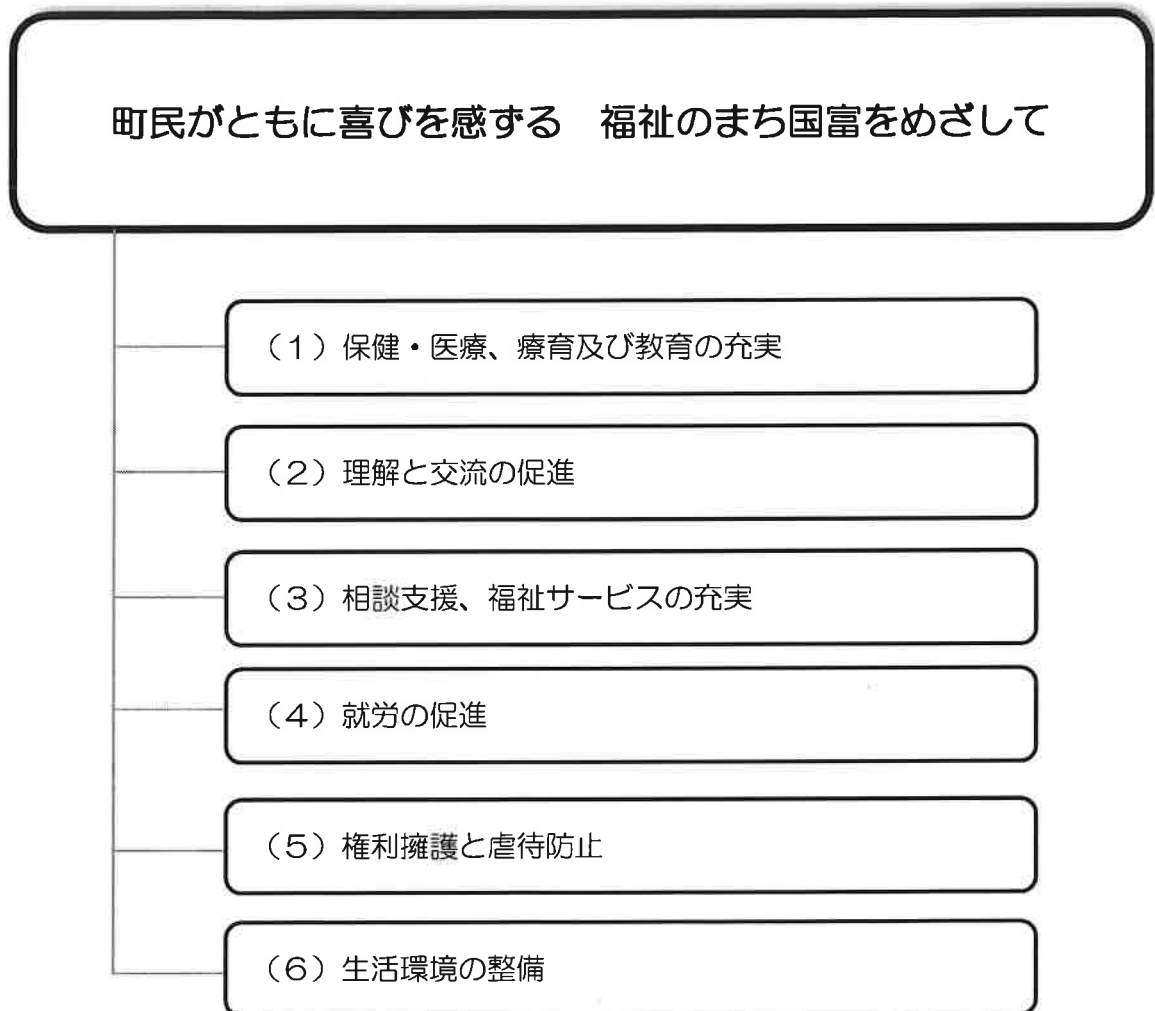
(単位：人)

区 分	小学校	中学校	計
学級数	13	6	19
児童・生徒数	67	16	83

(令和5年5月1日現在)

1 基本目標

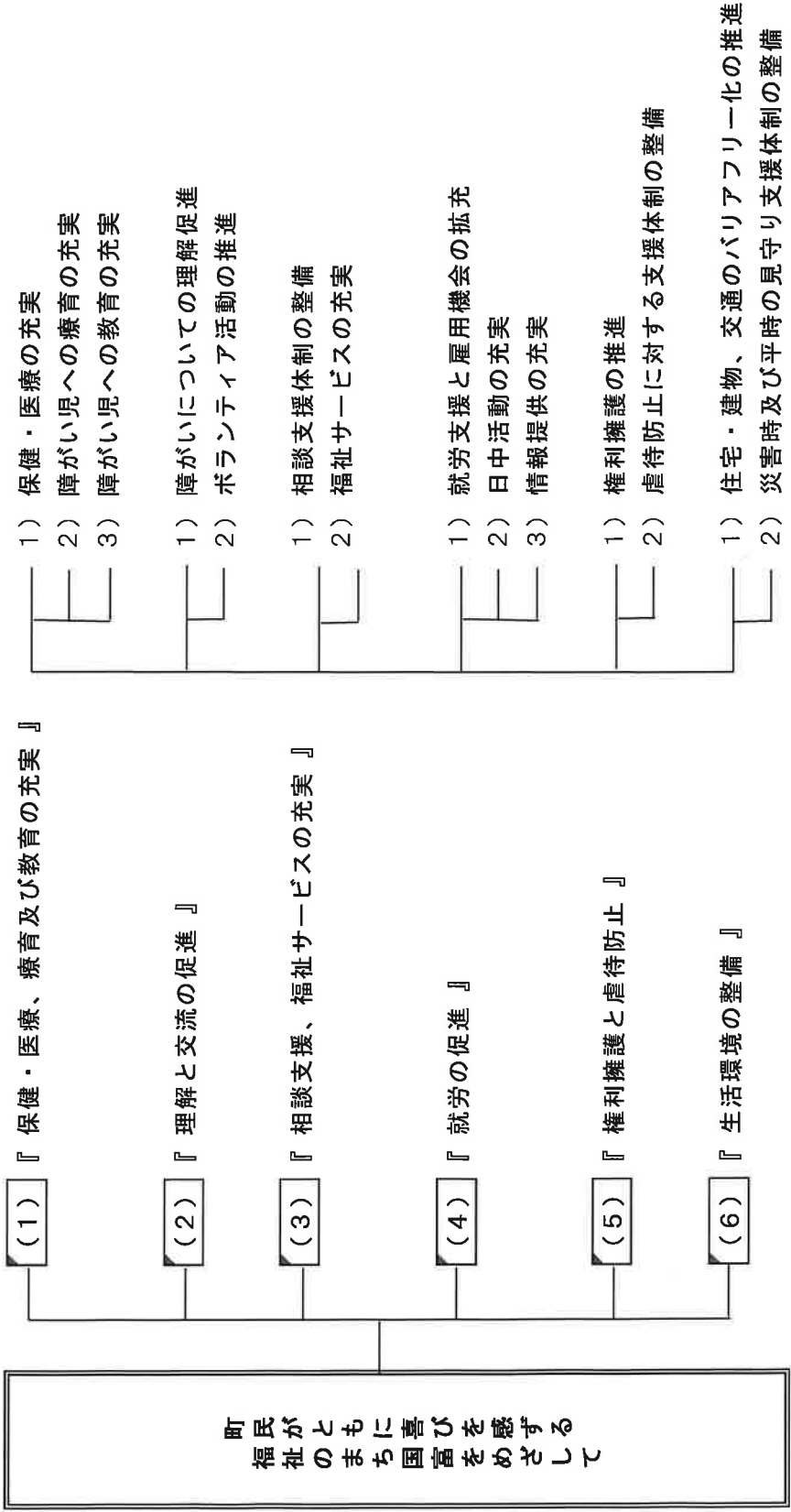
基本理念のもと、すべての人が自分らしく生き生きと暮らしていける社会の実現を目指して、本計画は次の6項目を基本目標とし、施策の展開を行います。



2 施策の展開

基本理念のもと、各施策を次のとおり展開します。

【施策体系図】



3 基本目標 2

(1) 『保健・医療、療育及び教育の充実』

現状と課題

障がいの早期発見・早期対応を図る観点から、妊婦・乳幼児を対象に定期的に健康診査を実施し、発育状況や健康状態を知り、障がいの発見と相談などの支援を行っています。

成人期については、特定健康診査等をはじめ各種検診等を行うなど、ライフステージに合わせて障がいの原因ともなる生活習慣病の予防及び早期発見に努めています。

しかし、近年、過度のストレスや悩みから健康を損ない、様々な精神疾患が自殺の要因となっています。

また、原因が未だ解明されていない障がいを抱えた障がい者の、社会生活を営む上で抱える様々な悩みに寄り添い、障がいの特性に応じた適正な支援を行うとともに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に対する相談・支援体制の推進が求められています。

今後の取組み

1) 保健・医療の充実

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能です。このためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが重要です。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療に結び付けていきます。

今後、障がいや疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

障がい者に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、従来、入院あるいは通院によってしか受けられなかった医療を、在宅でも受けられるようになってきたことから、保健・医療・福祉が

有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

今後、障がい者の機能低下を防ぐため、障害福祉サービスや医療費軽減のため公費負担制度の周知に努めます。

「難病」は医学的に明確に定義された病気の名称ではありませんが、昭和47年に当時の厚生省の難病対策要綱において、「(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

障害者総合支援法においても、制度に谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、これを障害福祉サービスの対象とし、患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上や、家族の介護負担の軽減等を図ることとしています。

難病への対策は、今後も県と地域における難病患者に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていきませんが、本町としても県と連携をとりながら、各種相談・情報提供等を行い、難病患者やその家族への支援を図ります。

また、難病患者やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 早期発見・早期治療体制の充実	ライフステージに合った健康診査・事後指導を充実させ、早期発見に努めます。 また、健康教育・相談事業の充実を図ることにより、早期発見につなげます。
② 成人保健・健康づくり事業の充実	生活習慣病の予防とともに、健康の維持増進・健康づくりへの取組推進を図るため、各種健康診査・保健指導・健康相談・健康教育の充実に努めます。
③ 精神保健事業の周知及び利用の促進	関係機関等と連携し、統合失調症や気分障がい（うつ病等）などに関する理解促進や、早期治療、相談事業の啓発を進めます。 また、発達障がい者が周囲の無理解などにより、気分障がい（うつ病等）や適応障がいなどの二次的障がいを生起させないよう啓発を進めます。
④ 医療費等に関する制度の周知	自立支援医療、重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。
⑤ 生活習慣病等予防対策の推進	生活習慣病を予防するため、特定健康診査などの受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。 また、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
⑥ 障害福祉サービスの周知と利用の促進	在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、障害福祉サービスの周知と利用の促進に努めます。 また、難病患者やその家族の介護負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく、難病患者等の障害福祉サービス制度の利用周知に努めます。

今後の取組み

2) 障がい児への療育の充実

学童・乳幼児期において、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに、健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査の受診勧奨と事後指導の充実や、教育機関との連携等に努めています。

また、健康診査等で障がいが発見された場合は、関係機関と連携をとりながら適切な療育に結び付けています。

障がい児に対する支援には、保健・医療・福祉・教育など、関係機関が連携を密にし、出生から生涯を通じた、一貫した支援体制を確保することが必要です。

人間形成に最も影響のある乳幼児期における障がいの可能性の早期発見及び適切な支援、また、障がいが発見された場合における早期療育支援は、対象児・保護者に対する支援体制を確保・充実する上で、重要な課題事項となります。

そのためにも、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、障がい児の療育体制の充実に努め、就学前児童の健診等により、発達・発育が気になる子の早期発見に努めます。

障がい児の療育支援については、日常生活の習慣等を身に付けるための療育指導、身体機能の維持・改善を目指すリハビリテーション的な療育指導など、広範にわたる機能・役割を果たす体制整備を図ります。

その他、障がい（身体・知的・精神）を持つ子供さんを育てる家庭にも、同じ環境を持つ家族間の交流の場として、檜の木家族会等の交流団体の育成に努めています。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 障がい児の療育体制の充実	関係機関との連携を図りながら、宮崎市総合発達支援センターや県立こども療育センターの利活用に努めます。
② 早期療育支援の充実	早期発見した発達・発育が気になる子の保護者に対する相談支援事業を実施することにより、早期療育の必要性にかかる理解を得ることができるように努めます。 また、関係機関のネットワークを強化し、早期療育支援から専門的な療育、幼児期の療育から学童期の療育に、スムーズな移行が可能となるよう、対象児一人ひとりの特性に合わせた支援に努めます。
③ 障がい児保育・教育の実施	保育所・認定こども園では、集団保育を通じて、個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。 また、指導員による保育所・幼稚園・認定こども園等への訪問指導の実施を促進します。
④ 専門的な療育支援	専門職（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理判定員）による相談や発達検査の充実のため、国・県・医療機関・民間事業者との連携のもと、専門的な療育が必要な障がい児に対する、効果的な支援体制の確保に努めます。
⑤ 保育環境の整備	障がい児それぞれの特性に合わせた療育や保育環境の整備に努め、保育所・認定こども園のネットワーク強化により、関係機関相互の交流・移行の円滑化を図ります。

今後の取組み

3) 障がい児への教育の充実

障がいの有無にかかわらず分け隔てない社会をつくるには、幼児期から障がいのある幼児と周りの幼児がともに遊び、学ぶ機会の拡充が重要です。一方、障がいのある幼児の発育及び発達を支援するため、個別の教育支援及び指導を行うことも重要です。そのため、保育所・認定こども園における障がい児保育・教育の充実や就学相談の実施を促進します。

さらに、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、できる限り通常学級や支援学級において教育を受けることができるよう推進します。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 障がい児保育・教育の実施 (再掲)	保育所・認定こども園では、集団保育を通じて、個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。 また、指導員による保育所・認定こども園等への訪問指導の実施を促進します。
② 就学相談の実施	障がいのある子どもの小・中学校、特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう、専門家による相談会の利用を勧奨します。
③ 特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、住み慣れた地域の学校で教育を受けられるよう、充実を図るとともに、将来の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。

(2) 『理解と交流の促進』

現状と課題

障がい者が町民の一員として安心して生活するためには、障がい者自身が自立を図る一方で、すべての町民が障がい者に対して、その特性を理解した上で、どのような支援が必要かを理解することが必要です。

そのためにも、ライフステージに応じた福祉教育を行い、障がい（者）理解を促進することが求められています。

以前より、障がい者やその家族等が中心となって組織している障がい者団体・家族会等が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動等を実施していますが、社会参加を促進するためには、障がいに対する理解をさらに深める必要があります。

今後の取組み

1) 障がいについての理解促進

共に生きるまちづくりを推進、普及するため、関係機関や福祉団体等の連携による啓発活動を推進し、地域住民の理解促進のための広報活動の実施に努めます。

また、障がい者週間等の各種行事を通じ、一般住民やボランティア団体などによる啓発活動を推進します。

また、障がいのある人となない人が相互に理解し、認め、助け合って生活していくためには、幼少期等における福祉教育を推進するとともに、ボランティア活動、高齢者や障がいのある人との交流活動を深め、次の世代を担う児童・生徒が「やさしい福祉の心」を育むために、福祉教育の推進に努めます。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 福祉教育等の充実	町民のニーズに応じた学習機関、学習メニューの提供に努めます。 また、小・中学校の特別活動等を利用し、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ります。
② 障がい者週間等の啓発・交流事業の推進	「障がい者週間」(12月3日～9日)、「障がい者雇用支援月間」(9月1日～30日)、「人権週間」(12月4日～10日)などの機会に、障がいや障がい者に対する町民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に推進します。
③ 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	歩道に自転車を止めない、障がい者用駐車場に車を止めない、優先席では席を譲るなど、自分以外の人へのちょっとした心配り、気配りをすることが、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインです。 様々な福祉学習を進める中で、最も基本となる障がい者に対する差別や偏見等をなくすため、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。

今後の取組み

2) ボランティア活動の推進

障がいのある方が、地域で安心して生活していくためには、

①ニーズを把握し、公的サービスなどで環境を整備していくこと

②各障がい者団体や、住民、ボランティアといった「人によるサポート」

が必要です。

障がいの状態によって、個々にニーズは違いますが、障がいのある方や、各障がい者団体との対話や情報交換を通じて、問題の共有化を行い、ニーズの把握や必要な環境整備に努めていきます。

また、社会福祉協議会等と連携して、ボランティア活動の支援を行いながら、障がいに関する正しい理解や、障がいのある方への主体性や自立性を尊重した関わり方などを啓発する活動を行います。

あわせて、障がいのある方をサポートするボランティアの育成と、確保に努め、ボランティアが、障がいのある方と地域住民をつなぐ役割としても、活躍していただけるよう支援します。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① <u>ニーズの把握</u>	各障がい者団体との情報交換による、ニーズ把握に加えて、ボランティアを「障がい者と住民のつなぎ役」として位置づけることで、障がいのある方からのニーズ把握にも努めます。
② <u>ボランティアの育成・確保</u>	社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティアの育成と、確保に努めます。 また、町の広報誌やホームページ等を活用しながら、障がいに関する正しい理解等が深まるよう、啓発活動を行います。

(3) 『相談支援、福祉サービスの充実』

現状と課題

障がい者やその家族が不安になったり、孤独感に陥らないようにするには、いつでも気軽に話し合えたり相談できる身近な相談場所が必要です。

また、福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約を行うためには、わかりやすい的確な情報提供を行うとともに、個人のニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業間の調整、サービス導入後のモニタリングなど、ケアマネジメントを含む相談支援体制が重要です。

平成 18 年の障がい者自立支援法の施行後、平成 24 年の障害者総合支援法成立後、本町においても新サービス体系への移行が進み、福祉サービスの一本化により、障がいの種別にかかわらず、共通の福祉サービスを利用できる環境が整備されています。法に基づく介護給付、訓練等給付をはじめ、平成 24 年の児童福祉法の改正に伴う児童通所給付も行っています。

さらに、市町村の裁量に基づき実施できる地域生活支援事業についても、利用者のニーズを把握し、事業を行っています。

今後、相談支援体制を充実させるとともに、福祉サービスの充実を図ります。

今後の取組み

1) 相談支援体制の整備

障がい者個人の尊厳が確保され、地域で安心して暮らしていくためには、ライフステージを通じて切れ目のない相談支援、各種サービスの提供及び成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図るとともに、虐待を未然に防ぐ等の障害者虐待防止法に基づく体制の整備が必要です。

今後、相談支援事業を充実し、障がい者の各種の問題について、安心して相談できる体制の強化を図ります。また、同時に相談支援業務に係る相談員等の資質向上に努めます。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 相談支援体制の充実	障がい者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員など身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制の充実を図ります。

今後の取組み	2) 福祉サービスの充実
--------	--------------

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応し、障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を送るためには、生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制の確立が必要です。

特に、障がい者は、心身の状態により食事、排せつ、入浴、服薬、外出等に様々な支援を必要としており、町、関係機関、ボランティア、地域住民等が連携し、それぞれが求められる役割を果たすための機能を備える支援体制づくりが求められています。

また、障がい者個人の尊厳が確保され、地域で安心して暮らしていくために、ライフステージを通じて切れ目のない相談支援、各種サービスの提供及び成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図るとともに、障害者虐待防止法に基づく体制の整備を推進します。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 福祉サービスの充実	障がい者が必要とするサービスについて、相談支援事業所と連携を図りながら、質の高いサービスを円滑に提供できる体制整備を促進します。 また、施設や病院から地域移行を希望する人については、グループホーム等への入居や在宅生活などの地域移行を支援します。
② 情報提供の充実	障がい福祉サービスの内容や補装具、日常生活用具の支給等の各種福祉サービスの周知を図ります。 また、国富町障害者自立支援協議会の充実に努め、関係機関との連携を図り、利用希望者のニーズにあった事業所や施設を選ぶ際の参考となる情報の提供に努めます。

(4) 『就労の促進』

現状と課題

国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、公的機関や民間企業に対し障がい者の法定雇用率を設定し、その達成を促進し、障がい者の雇用の受け皿の拡大を進めています。

本町においても、障がい者の雇用が促進されるよう、今後も障がい者雇用・就労に関する啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

また、障がいの特性に適した多様な就労の場を確保することが必要です。

障害者就労施設等の福祉的就労の場は、働く場・生産活動の場としての役割のみならず、障がい者の日中の居場所や多くの人とのふれあいの場、相談の場となるなど、多面的な役割を担っています。

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等が率先し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することとされ、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図ることが期待されています。

雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律などに基づき、障がい者に対する職業訓練や相談支援、事業主への助成等が行われています。

しかし、現実には障がい者の就労は極めて厳しいものとなっています。そのため、就労のための訓練の場を充実させるとともに、労働関係機関との連携及び企業への啓発、特別支援学校卒業生の進路支援などが求められています。

今後の取組み

1) 就労支援と雇用機会の拡充

障害者雇用促進法に基づき障害者雇用率が定められ、障がいを持つ人の就労の場の確保が求められている中、町、公共職業安定所、学校、就労移行型施設、企業、事業所等の相互連携体制の充実による障がい者の雇用の促進が求められています。今後、一般の企業等に就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を一定期間提供する就労移行支援事業所の確保に努めます。

また、訓練の成果を就労に結びつけられるよう、企業、公共職業安定所等の関係機関との連携強化を図ります。

さらに、福祉的就労を希望する障がい者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、生産活動に係る知識及び能力の向上を図るため、就労継続支援事業を行う施設の拡充に努め、障がい者の働く場の確保に努めます。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 一般就労の推進	身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がいの特性に応じた就労支援のあり方について検討するとともに、公共職業安定所等と連携を図り、地元企業に対して、法定雇用率の達成や受け入れ職場の障がい者への理解など、障がい者雇用に係る啓発活動を展開します。 また、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を、一定期間提供する就労移行支援事業所の確保に努めます。
② 福祉就労の推進	障害者就労施設等の商品やサービス活動等を広く紹介するなど、販売の拡大に向けた広報活動を推進します。 また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、物品やサービスの調達を行います。
③ 就労支援体制の充実	障がい者の雇用促進に向けて、公共職業安定所など労働関係機関と連携を強化し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、就労意欲の向上への取り組み、就労後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を推進します。 また、特別支援学校及び関係機関、本人・保護者等と個別に協議し、特別支援学校の卒業予定者が希望する進路に進むことができるように支援します。
④ 職業的な機能回復訓練機会の充実	障がい者の適性に応じた就労の場の確保を促進するとともに、職業的な機能回復訓練機会の充実に努めます。

今後の取組み

2) 日中活動の充実

障がい者の日中活動の場として、生活介護施設、就労継続支援施設、地域活動支援センター等がありますが、こうした障害者施設を利用したいと考えていても、施設までの移動手段の問題や、自分に合った施設がどこにあるか、また、施設がどんな活動をしているのか分からないなどの意見が聞かれます。

日中活動の情報を積極的に提供する必要があります。

このような課題に対応するためには、建物や道路のハード面に関するバリアフリー化を進めることはもちろん、外出のための手段の確保、社会参加の場の確保など多様な対策が必要です。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 移動手段の確保	屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための移送手段の確保を図ります。
② 社会参加の促進	スポーツやレクリエーション、文化活動等を通じた社会参加の推進に努めます。
③ 気軽に集まれる場の確保	障がい者の交流や相談ができる場として、気軽に集まることができる施設や場の確保を図り、自立や社会参加に向けての活動を、障がい者自らが進めることができる環境づくりを支援します。 また、建物や道路のハード面に関するバリアフリー化を進め、外出のための手段の確保も含めた社会参加の場の確保に努めます。

今後の取組み

3) 情報提供の充実

情報は、日常生活や社会参加等に欠かすことのできないものです。障がい者への提供方法は、障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすく分かりやすいものであり、さらに情報伝達機器の普及に対応したものであることが求められています。

今後、多様なコミュニケーション手段による情報バリアフリー化に努めます。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 情報提供、情報収集の充実	一人ひとりの障がい特性に合った日中活動の場を選択できるよう、国富町障害者自立支援協議会と連携を図り、各種情報の提供に努めます。
② 障がいの特性に配慮した情報提供	情報伝達機器の発展に伴い、多様なコミュニケーション手段による情報バリアフリー化に努めます。
③ 広報誌及び町ホームページ等による情報提供	障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報について広報誌や町ホームページ等により、周知に努めます。

(5) 『権利擁護と虐待防止』

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るには、買い物や、金銭・財産の管理、福祉サービス利用の契約行為などをする必要があります。知的障がい者や精神障がい者の中には、こうした財産管理や契約行為等の意思決定が困難な人もいます。このような人たちが、地域で安心して暮らしていくための制度として「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、制度に対する認知度は低い状況であり、制度を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、これまで以上に普及を図る必要があります。

今後の取組み

1) 権利擁護の推進

障がい者に対する権利利益の侵害等の対策として、各種制度・施策が設けられていますが、依然として障がいを理由に不利益な扱いを余儀なくされたりするなどの実態があります。

国では、平成22年に障害者基本法が改正されて、障がい者に係る制度の改革に取り組みが行われ、障害者虐待防止法が平成23年6月に成立して、平成24年10月に施行されました。また、平成24年6月には、「障害者自立支援法」を改めて、「障害者総合支援法」が成立し、基本的な人権を享有する個人としての尊厳が明記されています。

障がいの有無に関わらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、必要な施策を検討します。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 成年後見制度の利用支援	障がい者が地域で安心して生活するに当たり、成年後見制度を活用することができるように、社会福祉協議会や相談支援事業所等と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の周知に努めます。 また、経済的な理由等により、成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費等に関する支援を行います。
② 日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会との連携を図り、知的障がい、精神障がい、高齢などのため判断能力が十分でない人を対象に、在宅福祉サービスの利用手続きなどを援助し、地域での自立生活を支援します。

今後の取組み

2) 虐待防止に対する支援体制の整備

虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立した社会生活及び社会参加を進めるに当たってもその防止は極めて重要です。虐待の背景には、障がいのある人の養護者による介護負担をはじめとする様々な課題が重なり合っている状況も考えられることから、虐待防止と併せて養護者に対する支援も同様に実施していく必要があります。

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、「宮崎県障がい者権利擁護センター」が設置されました。

障がい者に対する虐待は、表面化しにくく、発見が遅れる可能性があります。町民や障がい者施設関係者等が虐待防止の意識を高め、発見や通報をしやすい体制づくりが急務です。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 障がい者への虐待防止	障がい者虐待防止センターにおいて、養護者や障がい者福祉施設従事者、使用者による虐待についての通報受付や状況確認を行い、解決に向けた支援を行っていきます。 特に養護者による虐待は、養護者が介護負担など多くの問題を抱えている場合が多いため、養護者の生活状況も含めた支援を、専門家が参加する既存の会議を有効活用して、幅広い支援を行っていただけるよう検討します。 また、虐待に関する通報義務等の町民等への情報提供や啓発、地域住民との協働体制の構築についても併せて検討していきます。

(6) 『生活環境の整備』

現状と課題

自宅で暮らしている障がい者の多くが、将来的にも住み慣れた自宅で暮らしたいと思っています。

しかし、自分に合った快適な生活を送るためには、住環境の整備（リフォームなど）が必要となり、その改修には多額の費用がかかり十分な住宅改修ができない人もいます。在宅の重度障がい者の日常生活を支え、また介護者の介護の負担軽減を図るため、既存住宅の改修にかかる経費の一部を助成しており、引き続きその取り組みを継続していく必要があります。

公共交通機関や道路、公園などの整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づいた施工を行っていますが、これからも更なる障がい者の移動及び施設利用の利便性と、安全性の向上に向けた取り組みが望まれています。

災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右されます。本町では、民生委員・児童委員等の協力のもと、災害時要援護者台帳を整備し、要援護者の見守り体制を促進しています。引き続き関係機関と連携を図りながら登録の促進が必要です。

日常生活に不可欠な医療や福祉用具等が災害等により供給停止とならないよう、関係機関による連絡体制を確立し、災害時における物品などの供給を確保する必要があります。

地域との結びつきの希薄化、プライバシーの問題、地域での障がい者への理解が乏しいなどの理由から、家族が地域との関わりや障がい福祉サービスの利用等を拒否することがあります。このような家庭が地域で孤立することのないよう支援体制の早急な整備が求められています。

今後の取組み

1) 住宅・建物、交通のバリアフリー化の推進

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、県の「宮崎県福祉のまちづくり条例」の施行により、障がい者や高齢者等の移動にかかる利便性と安全性の向上のために、公共交通機関や道路、施設などにおいてバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を進めることが求められています。

今後、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加するために、交通機関、公共施設のバリアフリー化を進め、やさしいまちづくりを推進します。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 住環境整備の促進	障がい者が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、住宅改修費の助成を継続し、障がい者の自立生活を支援します。 また、社会福祉協議会と連携を図り、障がい者の住宅改修などに必要な資金を貸し付ける生活福祉資金についての周知を図ります。
② 建築物のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」等に基づいた公共交通機関や道路、公園などの整備を引き続き進めることにより、障がい者の移動、施設利用の利便性や安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。 また、不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。
③ 道路環境整備の促進	障がい者の利用頻度の高い路線の主要交差点部について、歩道の段差解消に努め、歩行者や自転車通行が多く、危険性の高い主要な路線については、歩道の整備などを実施し、歩道及び歩行空間の整備を促進します。 また、障がい者の利用頻度の高い道路網を重点に、警察署などの関係機関と連携を図りながら、障がい者の視点に立った交通安全対策を推進します。

今後の取組み

2) 災害時及び平常時の見守り支援体制の整備

障がい者の平常時における家具固定等の防災活動、災害時における情報伝達、避難誘導及び避難生活に支援を要する在宅の者（以下「要援護者」という。）が、安心して日常生活を送るためには、救出・救護体制の確立など総合的な防災対策を講ずる必要があります。

要援護者に関する情報を、平常時から整備しておくとともに、要援護者の個々の特性に配慮した支援者・避難場所の選定など、災害時要援護者支援体制の整備を図らなければなりません。

また、今後、要援護者の日常の安全を確保するため、緊急通報システムの確保、保持を図ります。

具体的な取組み	
施 策	内 容
① 防災知識の普及・啓発・ 防災訓練の実施	関係機関・団体（行政・消防・高岡土木事務所、障害福祉サービス事業者等）、町民、要援護者が、協働して防災知識の普及や啓発活動を実施することにより、相互理解を深めます。
② 災害時要援護者支援体制の 整備	地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防、警察などの協力を得て、情報伝達、避難誘導、救助等による地域支援体制を目指します。 また、平常時からの災害時要援護者情報の収集・共有が不可欠なことから、災害時要援護者支援台帳・個別支援プラン等の必要性に対する理解を求め、災害時要援護者支援制度を目指すとともに、一般の避難所での生活が困難な要援護者については、特別な対応が必要となることから、要援護者個々の状況に応じた特別な支援プランの作成に取り組みます。

③ 平常時の見守り体制の整備 推進	引き続き、町内会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、警察等の関係機関と連携を図りつつ、地域と関わりを持てる環境づくりを目指します。 また、地域での見守りで安否確認を行い、SOSのシグナルを見逃さない支援体制の整備に努めます。
-------------------------------------	---

1 計画の推進体制

計画に掲げた様々な施策や事業の推進に当たっては、市民、障害者団体、福祉関係機関、サービス提供事業者、NPO、企業、行政等が幅広く協働して推進していくことが必要となります。

今後、行政をはじめ、それぞれの分野で必要な役割を果たし、社会全体でこの計画の実現のために努めていくこととします。

(1) 町民の役割

障がいのある人もない人も共に生きる社会を作りあげていくという認識のもと、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす、共生社会を実現するためには、町民の誰もが障がいや障がい者のことを正しく理解することが不可欠です。

さらには障がい者の自立や社会参加に対し、地域全体が支援し協力するよう努めていく必要があります。

(2) 障がいのある町民及び家族の役割

障がい者が、社会的に自立するためには、積極的に社会参加をするとともに、主体的な生活を送るための自己選択・自己決定が必要です。

また、家族にあっては、本人の意向を尊重し、様々な制度や生活支援サービスを有効に利用することが大切です。

(3) 事業者及びNPO等、関係団体の役割

サービス提供事業者やNPO等、関係団体は社会的使命の重要性を十分認識し、障がい者の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

(4) 行政の役割

行政は町民、企業や事業主などに対して、障がいや障がい者についての正しい理解の促進に努めるとともに、関係機関などと連携のもと、必要な施策を着実に推進していきます。

また、実態やニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図りながら、各種事業を実施していきます。

2 計画の進行管理

この計画の進行管理については、本町が行っている行政評価等の状況も参考にしながら、国富町障害者自立支援協議会において報告し、進捗状況を分析・評価します。

3 計画の柔軟な運用

障がい者のニーズや生活環境の多様化など社会情勢の変化や、国の障害者施策の動向など、状況の変化によっては必要に応じて計画内容の見直し等、柔軟な運用を行うよう努めます。

第7期 国富町障がい福祉計画 (第3期 国富町障がい児福祉計画)



令和6年3月

国富町

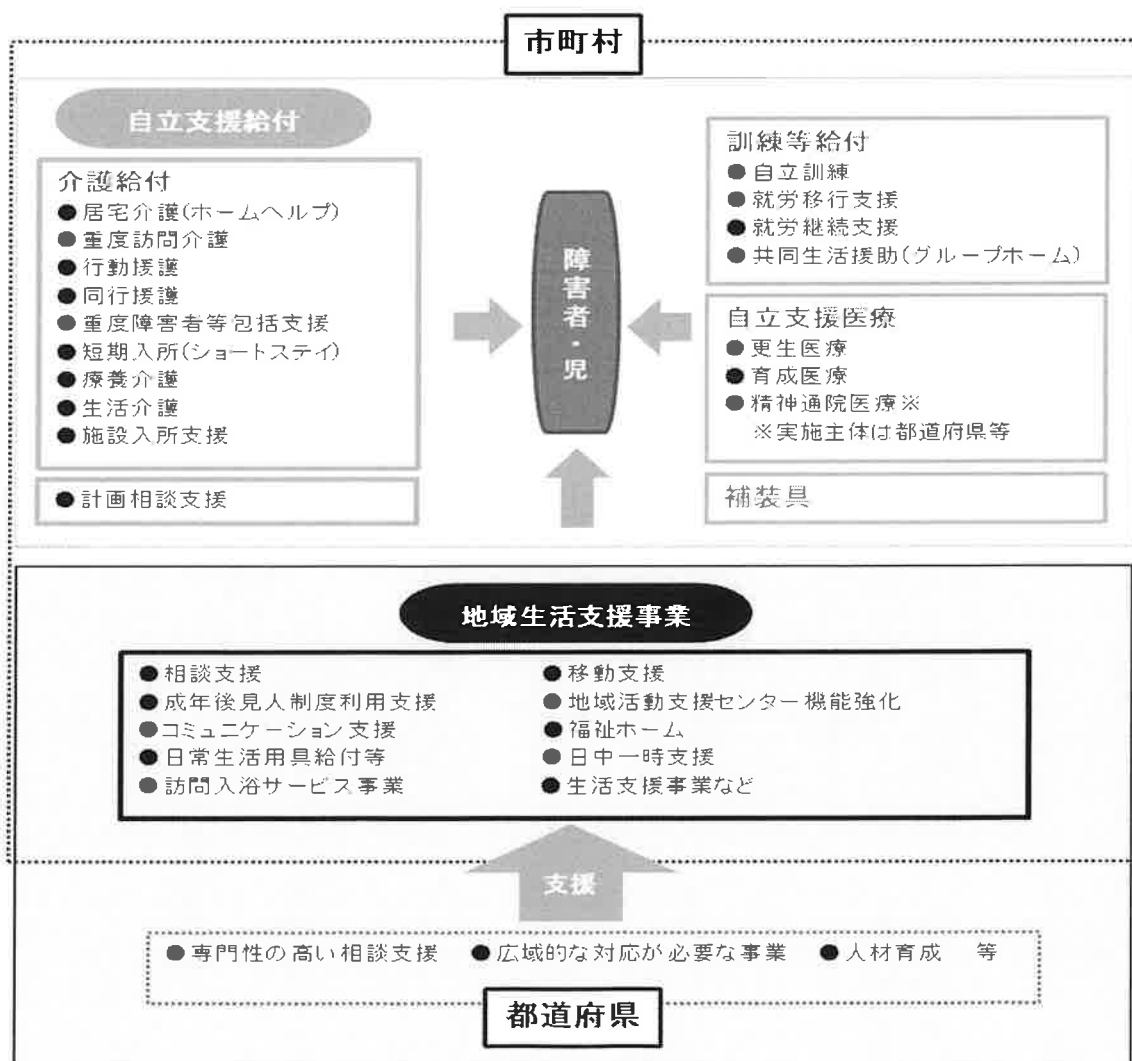
1 自立支援システムの概要

障害者総合支援法に基づくサービス体系の全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されており、これらが相まって、障がいがある方に対して、地域における自立した生活を支援しています。

自立支援給付は、利用者への個別給付で、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、計画相談支援給付などが支給されます。

また、地域生活支援事業は、市町村地域生活支援事業と都道府県地域生活支援事業で構成されており、市町村事業には、相談支援、成年後見制度利用支援、コミュニケーション支援（手話要約筆記者派遣）、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業などの必須事業と、市町村の裁量によることが出来る福祉ホーム、日中一時支援、訪問入浴サービス、生活支援などの選択事業があります。

【障害者総合支援法によるサービス体系の全体像】



障がい者に対する福祉サービスは、居宅サービスと施設サービスに分かれていましたが、障害者総合支援法の施行により、介護給付と訓練等給付に分かれました。

施設事業については、障がい種別に分かれていた体系から療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系サービスと施設入所、共同生活援助の居住系サービス支援に再編されています。

【障害者総合支援法によるサービス体系の全体像】

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等により一般就労へ移行した人に、企業等との連絡調整や環境変化に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人に必要な助言や連絡調整を行います。

相談支援事業	計画相談支援	(1) サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 (2) 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援	(1) 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 (2) 地域定着支援 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
	障害児相談支援	(1) 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 (2) 継続障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
地域生活支援事業	相談支援事業	(1) 相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 (2) 市町村に基幹相談支援センターを設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
	成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します（平成24年度から市町村の必須事業に位置づけられています。）。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
	日常生活用具給付事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。例えば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

2 計画の性格

(1) 第7期国富町障がい福祉計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

また本計画は、第7期（令和6年度から令和8年度の3年間）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し策定するものです。

(2) 第3期国富町障がい児福祉計画の位置づけ

本計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画です。また本計画は、第7期（令和6年度から令和8年度の3年間）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し策定するものです。

(3) 他の計画との関係

本計画は、国富町の基本計画である『国富町総合計画』の部門別計画として策定されます。また、『第4期国富町障がい者計画』や、他の関連計画との整合性に留意しながら策定します。

(4) 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある町民を対象とし、高次脳機能障がいや難病患者を含みます。

(5) 計画の内容

1) 記載すべき項目

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

2) 基本的な目標と活動指標

基本的な目標	目標達成に向けて 定期的な状況確認を行うべき指標
① 福祉施設入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減	●当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 ・生活介護 ・自立生活援助 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型・B型) ・就労定着支援 ・短期入所 (福祉型、医療型) ・共同生活援助 ・地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援) ・施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減
② 精神障がい者にも対応した地域生活ケアシステムの構築 (都道府県のみが定める。)	●都道府県の成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 ・自立訓練 (生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型・B型) ・短期入所(福祉型、医療型) ・共同生活援助 ・地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)
③ 地域生活支援拠点等の整備及び機能充実 ・障がい者の重度化、高齢化や親亡き後の居住支援や緊急事態に備える体制づくり。 宮崎市、綾町、国富町の宮崎東諸圏域における運営協定により取り組んでいく。	●当該成果目標を踏まえ、以下の拠点に必要とする機能強化等のための取り組み。 ・相談支援 ・緊急時の受入、対応 ・体験の機会、場の確保 ・専門的人材の確保養成 ・地域の体制づくり ・医療的ケア児等の支援
④ 福祉施設からの一般就労への移行等 ・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・就労移行支援事業の利用者の増加 ・就労移行支援事業所の就労移行率の増加	●当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 ・就労移行支援 ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援)
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センターの整備 ・医療的ケア児の支援のための協議の場の設置	●当該成果目標を踏まえ、以下の障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 ・放課後等デイサービス ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援

3) サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

令和6年度～令和8年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

4) 地域生活支援事業等の実施に関する事項

令和6年度～令和8年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障がい児への相談支援及び通所サービスについても、同様に見込量等を定めます。

3 計画の期間

障がい福祉計画の期間については、令和8年度を目標年度とし、これまでの実績を踏まえ、令和6年度～令和8年度までの3年間を計画期間とするものです。

第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		
平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度

第6期			第7期		
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

4 計画の策定方法

(1) これまでの進捗状況の分析・検討

本計画の策定のために、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の供給実績など、進捗状況の分析・検討を行いました。その結果は、第7期の見込量算出のためのデータにするとともに、見込量確保のための方策など、本計画全体に反映しています。

(2) 実績状況の点検及び評価

本計画を計画的に推進するため、サービス見込量に対する実績や地域生活への移行及び就労移行の状況を把握するとともに、地域と連携をとりながら、近隣自治体との均衡を考慮し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や推進体制など、次期計画の見直しにつなげます。



※ この計画書に記載される「障害」は、法律、制度により規定された表記については、漢字による記載とし、一般的な表記については、「障がい」としています。

1 障がい者数の推移

(1) 障がい者数の状況

本町における令和5年3月31日現在の年齢別障がい種別の障がい者数をみると、身体障がい者1,255人、知的障がい者347人、精神障がい者164人となっています。

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
総人口	2,581	8,953	7,063	18,597
うち身体障がい者	16	299	940	1,255
うち知的障がい者	51	235	61	347
うち精神障がい者	2	126	36	164
小計				1,766

※ 総人口は、R5.3.31住基人口

※ 本計画で対象とする精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳所持者とします。

(令和5年3月31日現在)

(2) 身体障がい者

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在での身体障がい者を年齢別で見ると、18歳以上が全体の98.72%を占めています。

(単位：人)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	12	18	17	17	17	17	16
18歳以上	1,274	1,286	1,257	1,261	1,252	1,239	1,239
計	1,286	1,304	1,274	1,278	1,269	1,256	1,255

(データは各年度末)

◆ 等級別障がい者数の推移

令和5年3月31日現在において、1級363人、2級148人、3級196人、4級399人となっています。

(単位：人)

等級	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	345	348	365	352	360	361	363
2級	156	157	155	153	158	156	148
3級	220	213	214	203	194	195	196
4級	410	410	415	414	406	399	399
5級	89	90	92	91	88	84	82
6級	65	68	63	61	63	61	67
計	1,285	1,286	1,304	1,274	1,269	1,256	1,255

(データは各年度末)

◆ 種類別障がい者数の推移

令和5年3月31日現在において、視覚障害92人、聴覚・平衡機能障害123人、音声・言語・そしゃく機能障害35人、肢体不自由609人、内部機能障害454人の順となっています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	1,285	1,286	1,387	1,342	1,331	1,316	1,313
視覚障害	83	85	95	91	88	93	92
聴覚障害・ 平衡機能障害	117	117	138	135	125	121	123
音声・言語・そ しゃく機能障害	34	37	39	37	38	37	35
肢体不自由	624	615	652	631	630	622	609
内部機能障害	427	432	463	448	450	443	454

(データは各年度末)

(3) 知的障がい者

◆ 療育手帳所持者数の推移

令和 5 年 3 月 31 日までの推移は下記の表のとおりです。年齢別に 18 歳未満が 48 人、18 歳以上が 304 人となっています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	35	39	36	38	42	43	48
18歳以上	224	245	269	280	291	298	304
計	259	284	305	318	333	341	352

(データは各年度末)

◆ 障害程度別障がい者数の推移

令和 5 年 3 月 31 日までの推移は下記の表のとおりです。A 判定が 144 人、B1 判定が 109 人、B2 判定が 99 人となっています。

(単位：人)

等 級	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A	107	118	130	132	138	142	144
B1	82	90	94	98	104	106	109
B2	70	76	81	88	91	93	99
計	259	284	305	318	333	341	352

(データは各年度末)

(4) 精神障がい者

◆ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和 5 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 164 人です。等級別数は、1 級 4 人、2 級 97 人、3 級 63 人となっています。

(単位：人)

等 級	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1 級	5	4	5	7	7	7	4
2 級	60	63	60	68	75	90	97
3 級	47	46	53	61	70	70	63
計	112	113	118	136	152	167	164

(データは各年度末)

◆ 自立支援医療制度（精神通院）受給者数

令和5年3月31日現在の自立支援医療制度（精神通院）の利用者数は、424人となっています。

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公的負担を受けている通院患者	414	417	417	437	266	451	424

（データは各年度末）

（5）障がい児の就学

◆ 特別支援学校等への就学状況

特別支援学校への就学者数は、全体で21人となっており、小学部が11人、中学部が3人、高等部が7人となっています。

（単位：人）

区 分	視覚	聴覚	知的・肢体・病弱	計
全 体	0	0	21	21
小学部	0	0	11	11
中学部	0	0	3	3
高等部	0	0	7	7

（令和5年5月1日）

◆ 特別支援学級への入級状況

令和5年5月1日現在、特別支援学級は 学級（19人）で、小学校は13学級（67人）、中学校は6学級（16人）となっています。

（単位：人）

区 分	小学校	中学校	計
学級数	13	6	19
児童・生徒数	67	16	83

（令和5年5月1日）

（6）医療的ケア児の状況

令和5年4月1日現在の医療的ケアが日常的に必要な障がい児は、4歳から12歳の範囲で3人となっています。

また、ケアの内容としては、在宅酸素療法、口鼻腔・気管内のたん等の吸引、胃ろうの医療措置を行い、福祉関係のサービスである、日中一時支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを併用されています。

1 令和8年度の移行目標値等について

第7期障がい福祉計画では、必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たり、地域生活移行や就労支援といった課題に関し、第6期から引き続き、令和8年度を目標年度として、数値目標を設定することとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

共生社会の実現に寄与し、地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し地域における居住の場として、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和8年度末における入所等から地域生活へ移行する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

- * 令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。
- * 令和8年度末の施設入所者数を令和5年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として目標値を設定すること。

【町の目標値】

項目	数値	考え方
施設入所者 (A)	29人	令和5年3月31日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行想定数 (B)	2人 6.8%	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標数と令和4年度施設入所者数に対する割合
【目標値】 入所者数減少見込数 (C)	2人 6.8%	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所者数削減の目標数と令和4年度施設入所者数に対する割合

【数値目標の考え方】

国の基本方針に基づき、令和5年3月末現在の施設入所者29人のうち2人(6.8%)が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、令和8年度末までに地域での自立した生活支援を促し、令和5年3月末現在の施設入所者数より2人(6.8%)減らすことを目標とします。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

- * 令和８年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（６５歳以上・未満）を国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。
- * 令和８年度における精神病床における早期退院率に関して、入院後３か月時点の退院率を６９％以上、６か月時点の退院率を８４％以上、１年時点の退院率を９０％とすることを基本とする。

【町の活動目標】

入院後はできる限り早い段階から、患者の意向や医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、精神障がい者が、自らの疾患や病状を正しく理解し、早期退院に向け意欲が持てるよう、病院スタッフの働きかけなどによる退院支援に協力していくように努めます。

また、今後も医療・保健機関、地域包括支援センター、相談支援事業所や家族会等と連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備に努めます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定します。

【国の基本方針】

- * 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和５年度の一般就労への移行実績の１.２７倍以上とすることを基本とする。

【町の目標値】

項目	数値	考え方
第7期障害福祉計画策定時点 (令和5年度)の年間一般就労数	2人	国の基本指針に即しつつ、実績等を踏まえて目標値を設定
【目標値】 年間の一般就労者数	2人 一般就労移行 目標：現在の 1.27倍	令和8年度末において、福祉施設を退所し、一般就労する者の見込の数値

項目	数値	考え方
令和5年度1月末時点の 福祉施設利用者数	30人	令和5年度1月末の数 ※居宅系サービス利用者数の合計数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	6人 就労移行支援 利用者率： 20%	令和8年度において就労移行支援事業を利用する者の数 なお就労移行支援利用者率は、上記の福祉施設利用者数に対する令和8年度就労移行支援事業利用者数の割合で、参考値として示す。

【数値目標の考え方】

国の基本方針では「第7期障害福祉計画の基準時点(令和5年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることが望ましい」とされており、本町では、2人が令和8年度末までに一般就労することを目標とします。

また、「令和8年度までに、本町では福祉施設の利用者30人の20%にあたる6人が就労移行支援事業へ移行することを目標とします。

(4) 地域生活支援拠点等の整備及び機能強化の充実に向けて

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整

備を行います。そこでは、相談支援、緊急時の受入体制の確保、自立した生活訓練の体験機会等の確保、専門的人材の確保・養成、医療的ケア児の支援に必要とされる機能強化を図っていく必要があります。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもと家族が、安心して生活が送れるために、総合的な療育支援施設である宮崎市総合発達支援センター（おおぞら）の利活用、また、子どもの発達段階に応じて、保育所等訪問支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスを活用し療育支援に努めています。

障がい児を持つ保護者の、子育てに対する懸念を払拭するために、地域で事業展開される相談支援事業所、町が設置する子ども家庭総合支援拠点及び障がい児を持つ家庭で構成されるハピースマイル家族会を活用してもらい、同じ悩みや相談事を共有できる相談支援体制を整備していきます。

今後は、障がい児支援サービスの必要量に応じて、柔軟に県等と相談しながら施設整備の促進や広域連携による活用を図っていきます。

（６）新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、各事業所において感染防止対策が徹底されている中、消毒液、マスク、手袋、防護服などの防疫資材については、事業所の自助努力や国などからの支援によりある程度確保されています。不足感が生じる恐れがある場合には、緊急的に各種制度事業等を活用し防疫資材の確保を行う必要があります。また、施設利用者や職員等の健康管理及び施設管理など、感染防止のために事業所と連携し、国等からの通知文書や対策マニュアル等を情報共有し、万全な対策により安心・安全な障がい福祉サービスの利用の推進に努めます。

2 各サービスの実績と見込量及びその確保方策

ここでは、障がい福祉サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」、「相談支援」の4つに分類して、それぞれの障害福祉サービスでの計画値と実績値の比較、令和6年度から令和8年度までの見込量を示します。

訪 問 系 : 在宅で受けることができるサービスや介護者支援など
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

日中活動系 : 日中の活動の場を提供するサービス
生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所

居 住 系 : 住まいの場を提供するサービス
自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

相 談 支 援 : サービス等利用計画や地域移行・定着を支援するサービス
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※ 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」は障害児通所支援として児童福祉法で規定されています。

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神・難病の4障がいについて共通の基盤のもとで一元的にサービスを提供しています。障がい者の在宅生活を支える上で欠かすことのできない居宅介護等のサービス利用の需要は、制度の充実とともに今後さらに増加していくことが予測されます。

障がい者の在宅生活を支える訪問系サービスの利用に対し、適切な支援内容とサービスの必要量を確保することが課題となります。また、サービスの質の向上も求められています。

【見込量】

訪問系サービスの見込量はこれまでの実績を考慮し算出した結果、利用人数にあまり変化が見受けられないが、利用時間が減少する傾向にある。また一方で、同行援護は、利用時間が増加傾向となる見込みです。

◆ 訪問系サービス

	単位	第4期計画見込量			第4期計画実績値			第5期計画見込量			第5期計画実績値		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
居宅介護	時間/月	760	780	800	553	609	549	600	610	620	548	454	470
重度訪問介護		270	280	300	0	3	0	0	0	0	0	0	0
同行援護		70	80	100	38	36	32	32	40	50	42	54	51
行動援護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,100	1,140	1,200	591	648	581	632	650	670	590	508	521

	単位	第6期計画見込量			第6期計画実績値			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間/月	468	419	368	470	412	398	390	380	370
重度訪問介護		0	0	0	8	0	0	0	0	0
同行援護		55	73	94	64	87	105	110	115	120
行動援護		0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		523	492	462	542	499	503	500	495	490

	単位	第4期計画見込量			第4期計画実績値			第5期計画見込量			第5期計画実績値		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
居宅介護	人/月	18	20	22	11	11	10	12	14	15	11	12	12
重度訪問介護		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護		4	5	6	3	3	2	3	4	5	4	4	4
行動援護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		23	26	29	14	14	12	15	18	20	15	16	16

	単位	第6期計画見込量			第6期計画実績値			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人/月	12	11	12	12	12	14	14	14	14
重度訪問介護		0	0	0	1	0	0	0	0	0
同行援護		4	6	7	5	7	7	7	7	7
行動援護		0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		16	17	19	18	19	21	21	21	21

(令和5年度実績値は1月末現在)

【見込量の確保方策】

- 今後のサービス利用の変化に対応できるように事業者と連携し、これまで通りニーズに応じた、サービス提供体制の確保に努めます。
- 各種福祉サービスを組み合わせて在宅等での生活ができるように必要な支援を検討していきます。

- 必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関との情報交換や連絡調整を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【現状と課題】

入所施設については、日中活動系サービスと夜間の居住部分のサービスに分けて、サービスを併用した形で提供しています。日中活動系サービスとは、新体系サービスに移行した通所・入所施設等の昼間の活動部分を支えるサービスを指しています。

【見込量】

日中活動系サービスの今後の見込量は、これまでの実績に伴う変化を考慮し、また、自立訓練や短期入所に関しては、これからの課題である障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた支援に対応するため、ある程度の伸びを勘案して算出しました。

◆日中活動系サービス

	単位	第4期計画見込量			第4期計画実績値			第5期計画見込量			第5期計画実績値		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
生活介護	人日/月	1,250	1,270	1,290	1,199	1,215	1,303	1,344	1,344	1,386	1,156	1,093	1,117
自立訓練 (機能訓練)		24	48	48	6	0	0	31	31	31	5	23	11
自立訓練 (生活訓練)		24	48	48	0	3	5	20	20	20	13	19	13
就労移行支援		150	170	200	143	176	170	216	216	216	141	137	157
就労継続支援 (A型)		80	90	110	146	230	250	280	320	414	294	302	311
就労継続支援 (B型)		620	630	650	661	671	695	660	700	800	785	882	853
就労定着支援		0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	2	1
療養介護		200	210	220	185	164	153	170	180	200	154	183	155
短期入所		40	60	80	58	49	33	35	50	60	16	39	18
計		2,388	2,526	2,646	2,398	2,508	2,609	2,757	2,863	3,130	2,565	2,680	2,636

	単位	第6期計画見込量			第6期計画実績値			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	人日/月	1,273	1,273	1,273	1,102	1,093	1,134	1,110	1,110	1,110
自立訓練 (機能訓練)		22	56	51	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		20	54	76	27	75	54	52	52	52
就労移行支援		133	124	124	193	135	117	148	148	148
就労継続支援 (A型)		309	360	415	420	399	419	412	412	412
就労継続支援 (B型)		908	1,062	1,062	830	805	909	848	848	848
就労定着支援		2	2	2	3	3	31	30	30	30
療養介護		167	170	173	139	130	92	120	120	120
短期入所		103	169	192	72	107	138	105	105	105
計		2,937	3,270	3,368	2,786	2,747	2,894	2,825	2,825	2,825

	単位	第4期計画実績値			第5期計画見込量			第5期計画実績値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
生活介護	人／月	63	63	66	64	64	66	60	59	61
自立訓練 (機能訓練)		1	0	0	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)		0	1	1	2	2	2	1	2	1
就労移行支援		7	10	9	12	12	12	8	8	8
就労継続支援 (A型)		8	14	14	14	16	18	16	16	17
就労継続支援 (B型)		36	38	39	33	35	20	46	52	53
就労定着支援		0	0	0	5	7	12	1	2	1
療養介護		6	6	5	6	7	8	5	6	5
短期入所 (福祉型)		7	9	8	7	10	12	4	8	8
短期入所 (医療型)		0	0	0	2	3	4	3	3	3
計		128	141	142	146	157	155	145	157	158

	単位	第6期計画見込量			第6期計画実績値			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	人／月	63	63	63	60	62	65	62	62	62
自立訓練 (機能訓練)		1	2	3	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		2	3	4	2	5	4	3	3	3
就労移行支援		8	8	7	10	7	6	8	8	8
就労継続支援 (A型)		17	18	19	22	20	21	21	21	21
就労継続支援 (B型)		54	60	60	49	51	57	52	52	52
就労定着支援		2	2	2	2	3	3	3	3	3
療養介護		6	6	6	5	5	3	4	4	4
短期入所		11	17	17	16	19	20	15	15	15
計		164	179	181	166	172	179	168	168	168

(令和5年度実績値は1月末現在)

【見込量の確保方策】

- 障がい児等の日中の受け皿の整備を図る観点から、地域生活支援事業の日中一時支援事業との連携を図ります。
- みやざき障害者就業・生活支援センターや福祉施設、労働や教育等関係機関など、就労支援に関係する機関・団体等が連携した総合的な支援体制の確立を図り、就労先の開拓や離職者の再チャレンジ支援などを含めた就労支援策の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

【現状と課題】

居住系サービスの見込量と実績値の比較では、第5期計画では、見込量とほぼ同等に推移しています。今後は、グループホーム等を退所された後に自立生活援助を希望される方の生活実態を把握し、必要な助言や連絡調整により独り立ちに向けた体制づくりが必要と考えます。

◆居住系サービス

	単位	第4期計画見込量			第4期計画実績値			第5期計画見込量			第5期計画実績値		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
自立生活援助	人 / 月	—	—	—	—	—	—	3	5	10	0	0	0
共同生活援助		28	30	32	27	27	30	31	32	35	29	30	29
施設入所支援		35	35	33	34	34	34	35	33	30	32	30	30
計		63	65	65	61	61	64	69	70	75	61	60	59

	単位	第6期計画見込量			第6期計画実績値			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人 / 月	3	5	10	0	0	0	0	0	0
共同生活援助		31	32	35	39	42	45	42	42	42
施設入所支援		32	32	31	29	29	30	30	30	30
計		66	69	76	68	71	75	72	72	72

(令和5年度実績値は1月末現在)

【見込量の確保と方策】

- 障がいの程度に応じた援助を受けながら、地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 施設入所者などが安心してグループホームに移行できるよう、関係機関と連携をとりながら、連絡調整や相談に応じることのできる体制を整備します。

(4) 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

【現状と課題】

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者がサービスを適切に利用できるようにアセスメントやモニタリングにより利用計画の作成に努めてきました。

また、施設入所中の障がい者及び入院中の精神障がい者に対して、住居等の確保、その他地域における生活へ移行できる活動に対して、相談を行うことが大切となります。

◆ 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

	単位	第4期計画見込量			第4期計画実績値			第5期計画見込量			第5期計画実績値		
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
計画相談支援	人 / 月	25	28	30	22	33	40	27	36	37	30	35	35
地域移行支援		1	1	1	1	0	0	3	5	7	0	1	0
地域定着支援		1	1	1	0	0	0	3	5	7	0	0	0
計		27	30	32	23	33	40	33	46	51	30	36	35

	単位	第6期計画見込量			第6期計画実績値			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人 / 月	35	40	45	70	39	52	53	53	53
地域移行支援		1	2	3	0	0	0	0	0	0
地域定着支援		2	3	4	0	0	0	0	0	0
計		38	45	52	70	39	52	53	53	53

（令和5年度実績値は1月末現在）

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

	実績値	実績値	実績値	実績値	第2期計画実績値			第3期計画見込量		
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	89 人日分	88 人日分	96 人日分	162 人日分	132 人日分	182 人日分	125 人日分	146 人日分	146 人日分	146 人日分
	5人	5人	6人	11人	13人	17人	15人	15人	15人	15人
放課後等 デイサービス	275 人日分	417 人日分	527 人日分	661 人日分	835 人日分	988 人日分	749 人日分	858 人日分	858 人日分	858 人日分
	19人	32人	42人	48人	66人	73人	74人	71人	71人	71人
保育所等訪問 支援	0人日分	1人日分	1人日分	14人日分	38人日分	61人日分	52人日分	51人日分	51人日分	51人日分
	0人	1人	1人	4人	6人	6人	7人	7人	7人	7人
障害児相談支援	5人	6人	8人	13人	7人	8人	9人	8人	8人	8人
医療的ケア等 に対する発達分野 の支援を必要とする コトバ・イタの配 置人数	0人配置	0人配置	0人配置	0人配置	1人配置	1人配置	1人配置	1人配置	1人配置	1人配置

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 人＝月間の利用人員数

（令和5年度実績値は1月末現在）

3 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、障がい者の地域での生活をより効果的に支援するために、地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業を位置づけています。この事業は、障がい者の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行う事業で、様々なメニューが用意されています。

障がい者本人や家族等からの福祉や地域生活等に関する各般の相談に応じ、指導・助言、情報提供などを行う相談支援、意思疎通に障がいがある者のコミュニケーション支援、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に対する移動支援、日中活動の場となる地域活動支援センターの運営、日中施設において一時預かり見守り等を行う日中一時支援など、日常生活上必要な支援と障害福祉サービスとの組み合わせにより、利用者のニーズに対応できる支援策を組み立てることが可能となります。

相談支援事業：	障がい者のサービス利用や地域生活に伴う相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う。相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業 等
成年後見制度利用支援事業：	知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。
コミュニケーション支援事業：	手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する。手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業 等
日常生活用具給付等事業：	自立生活支援用具等の給付または貸与を行う。 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具 等
移動支援事業：	外出のための支援を行う。
地域活動支援センター：	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。 基礎的事業、機能強化事業（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）
市町村任意事業：	上記以外のサービス 訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、知的障害者職親委託事業、自動車運転免許取得・改造助成事業 等

(1) 見込量と実績値

実績値を見込量と比較した場合、排泄管理支援用具の3か年度の実績の平均値は、見込よりも増えています。

また、令和3年度の移動支援事業は、見込よりも減っている状況です。この要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、外出自粛の影響が考えられます。

事業名	単位	見込量			実績値		
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
相談支援事業							
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
市町村相談支援機能強化事業	有無	—	—	—	—	—	—
住宅入居等支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
コミュニケーション支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	0	0	0	1	0	4
要約筆記者派遣事業	件/年	30	30	30	14	14	13
手話通訳設置事業	実設置者数/月	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	5	2	1
自立生活支援用具	件/年	6	6	6	1	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	10	10	10	4	0	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	6	6	2	2	1
排泄管理支援用具	件/年	610	610	610	690	666	594
住宅改修費	件/年	3	3	3	2	1	1
移動支援事業	実人/年	35	35	35	29	28	31
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	か所	0	0	0	0	0	0
	実人/年	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	2	2	2	1	3	3
	実人/年	5	5	5	4	6	6
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	か所	0	0	0	0	0	0
	実人/年	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	か所	13	13	13	9	12	10
	実人/年	35	35	35	22	31	31
訪問入浴サービス事業	実人/年	3	3	3	3	2	2
生活支援事業	実人/年	12	12	12	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	4	4	4	2	0	1
生活サポート事業	実人/年	—	—	—	—	—	—
福祉ホーム事業	実人/年	2	2	2	1	1	1

（令和5年度実績値は1月末現在）

(2) 見込量

前計画の実績値を基に、今後の地域生活支援事業の必要性の高まりなども考慮して、それぞれの事業に関して令和6年度以降の見込量を算出しています。特に、日常生活を支援するための日常生活用具給付等事業、訪問入浴サービス事業などとともに、日中活動支援へのニーズの高まりから、日中一時支援事業や移動支援事業などの支援の拡充を図ります。

事業名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
地域自立支援協議会	有無	有	有	有
障害児等療育支援事業	有無	—	—	—
市町村相談支援機能強化事業	有無	—	—	—
住宅入居等支援事業	有無	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業	件/年	4	4	4
要約筆記者派遣事業	件/年	14	14	14
手話通訳設置事業	実設置者数/月	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	600	600	600
住宅改修費	件/年	1	1	1
移動支援事業	実人/年	30	30	30
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	か所	0	0	0
	実人/年	0	0	0
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	3	3	3
	実人/年	6	6	6
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	か所	0	0	0
	実人/年	0	0	0
日中一時支援事業	か所	10	10	10
	実人/年	30	30	30
訪問入浴サービス事業	実人/年	3	3	3
生活支援事業	実人/年	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	2	2	2
生活サポート事業	実人/年	—	—	—
福祉ホーム事業	実人/年	1	1	1

4 見込量の確保のための方策

(1) 相談支援事業

自立した日常生活と社会生活を営むことができるように、障がいのある方やその家族が、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人でサービスの利用手続きや個人の財産管理が難しい方などに、成年後見制度を利用して適切に管理できるよう、関係機関と連携を図りながら支援していきます。また、パンフレット等活用による広報に努め、制度の周知を図り利用を促進します。

(3) コミュニケーション支援事業

県や社会福祉協議会、関係団体等と連携し、手話通訳者や要約筆記者等のコミュニケーション支援の担い手の養成、確保を図るとともに、県事業である要約筆記者派遣事業の実施体制については、広域的な実施も検討します。

(4) 日常生活用具給付等事業

障がい者の日常生活の便宜を図ることを目的として、必要とする方に、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、利用者及び取扱業者と連携を図り、用具の種類、適正価格の把握に努めます。

(5) 移動支援事業

障がい者の社会生活上、不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(6) 地域活動支援センター事業

現在事業を実施している地域活動支援センターの安定的運営を図るため、引き続き支援を行うとともに、地域で生活する障がい者の日中活動の場として、利用者の状況に応じた生活介護、就労系サービス等への移行も考慮し、生産活動や社会との交流の機会を引き続き提供していきます。

(7) その他の地域生活支援事業

関係機関等と連携し、障がい者のニーズの把握に努め、日常生活に必要なサービスを適正に、また、継続的に提供できるよう、体制づくりを進めます。

◎ 訪問入浴サービス事業

訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

◎ 生活支援事業

障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導、本人活動支援等を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。

◎ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護者に一時的な休息の提供を図ります。

◎ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進します。

◎ 福祉ホーム事業

家庭環境、住居事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させることにより、障がい者の地域生活を支援します。

国富町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、国富町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉計画策定に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健、医療又は教育関係の業務に従事する者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障害者の家族会の代表者
- (6) 国富町議会の議員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

第4期国富町障がい者計画
第7期 国富町障がい福祉計画
(第3期 国富町障がい児福祉計画)

発行日 令和6年3月

発 行 国富町福祉課
〒880-1192
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地
電話(0985)75-9403
